

(前略)顧るに我が陶化學區は嘗て都の南郊を扼し農家散在する地なりしも、近時京都市の膨脹に伴ひ、極めて急激なる發展を遂げたるものにして、現在戸數五千人、人口二萬三千、地域の膨大なると生活關係の複雑せるとは他に多く其の類を見ず、即ち現住者の如きも地主に非ざれば恒産を有するもの殆ど無く、他より移住し來れる小商工業者並に筋肉労働者を以て其の大半を占むるが如し、彼等は近時深刻なる財界不況の餘波を蒙り、日々の生活にすら窮乏する者續出するに至れり。(中略)昨年春財團法人京都共濟會にて當方面に社會館建設の企圖あるを知るや直に起ちてこれが實施を期し、日夜建設資金造成の爲に奔走せり。(後略)

2. 第四社會館

東寺境内にあつた京都共濟會の東寺保育園は、保育事業中古き歴史を有する施設で、下京第四方面に最も關係深く、同方面事務所はこゝに置かれてゐるが、時代の要求に應ずるため改築を念願し、又園児の關係で下京第三方面も之に協力することとなり。京都共濟會を援助して大改築を促進、共濟會ではこれを第四社會館と改稱し、保育事業方面事業の外に隣保事業を併行するに決した。昭和七年八月十六日起工、翌八年三月末建設工事全部完成した。建設物は建坪二十七坪餘、保育園保母室増設並に内部模様替坪數三十六坪餘、建設費は下京第四聯合方面委員より貳千七百九拾圓、第三方面委員より五百圓の寄附あり、共濟會より壹千貳百九拾圓を支出、合計四千五百八拾圓であつた。

3. 第七社會館

東山第二聯合方面委員會に於ては方面診療所を中心とする社會館建設の緊要を認め、昭和六年十二月、建設資金五千圓の寄附を決定し、京都府共濟會に申請、同會に於ては之を容れ、知恩院境内華頂會館裏手に第七社會館として着工、昭和八年三月竣工した。寺院風の建物にして工費は七千五百圓であつた。

4. 西陣方面會館

上京第三方面並に第四方面聯合では、昭和八年七月十八日の聯合常務委員會に於て滿場一致方面會館の事を決議し、この計畫實現を進め、上京區小川通寺之内上ル地をトし、九年五月二十八日地鎮祭を執行、引續き工事を急ぎ十月二十六日竣工、十一月九日盛大なる竣工式を舉行した。當日は全日本方面委員聯盟會長清浦伯爵を始め、知事、市長、其他多數の來賓を迎へ、西陣方面會館代表常務委員大橋理祐の式辭、竣工經過報告、會計報告、次いで來賓、知事、市長、清浦全日本方面委員聯盟會長の祝辭あり、式を閉じた。會館建設費は七千參百拾九圓、寄附金は篤志家より壹千三百圓、室町學區の壹千七百圓、成逸、乾隆、西陣、桃園、京極、小川、出雲路各學區の各六百圓づゝ、室町學區委員會指定寄附金參拾貳圓であつた。會館竣工とともに、第三、第四兩聯合方面事務所はこゝに移された。

5. 西陣隣保館

府立西陣隣保館は綜合隣保事業として昭和八年度に於て府費壹萬圓を投じ、之に篤志家の寄附金壹萬八百四拾圓並に備品の寄附を得て要救護者の最も集中せる方面を選び、上京區五辻七本松西入上ルに建設せられ、更に昭和九年度に至り、救護法による救護機關として工費九千貳百圓を以て京都共濟會西陣救護所を附設した。この建設には方面委員の熱誠なる努力に俟つ所極めて多い。昭和十年十月十二日午前九時より府市社會事業關係者約三百餘名臨席の下に、盛大なる竣工式を舉行、翌十三日には上京第二方面委員會の主催にて西陣隣保館後援者約二千名を招待して同館及び西陣救護所内を隨意觀覽せしめ、同館事業狀況の一般を知らしめた。

6. 左京方面會館

左京聯合方面委員會では、豫て方面會館建設の必要を認め、これが實現方法を考究中、偶々斯種事業に深甚の理解

と同情を有せられし三谷伸銅株式會社前社長故三谷卯三郎翁の遺志を體し、繼嗣千代子女史、令甥與一郎氏は會館建設の一切を引受けられ、知恩院當局の好意により百萬遍境内に地を卜し、昭和十年二月起工、九月を以て竣工した。本館には左京聯合方面事務所、恩賜財團濟生會百萬遍診療所、左京聯合方面、百萬遍診療所が併置された。

7. 風害記念隣保館

京都市南部の吉祥院、上鳥羽、横大路、向島、醍醐の各學區は、殆んど純然たる農村であり、小作人階級のものも多く、その中には方面委員のカードに登録されてゐる生活困難者が相當に上つてゐるが、未だ何等の社會事業施設なく、殊に農繁期における託兒所設置の緊要を感じ、各方面委員は隣保館の實現に關し協議を凝らし奔走しつゝあつた折柄、京都市に於ては昭和九年の風害に際し、江湖より寄せられた風害義捐金の一部を右隣保館建設費に補助されることとなつてこゝに目的は達成せられた。

即ち昭和十年十月、風害記念向島隣保館、風害記念横大路隣保館、風害記念吉祥院隣保館の設立を見、次いで同年十一月風害記念醍醐隣保館、風害記念上鳥羽隣保館、同十一年五月風害記念右京隣保館が設立され、各方面の眞摯なる努力により大に隣保相扶の精神を昇揚し、順調なる發展を示しつゝある。

8. 紫野隣保館山下會館

京都市下京區御幸町通松原下ル山下達雄氏は社會事業に深き理解を有せられ、その發展を助成する意味に於て、先考山下鐵三郎氏の遺志による社會事業施設建築資金豐萬圓を京都市社會課の別働隊たる京都市々民共濟會に寄附せられ、同會ではその使途につき考慮中、偶々上京第五、第六聯合方面委員會に於ては、その地域の西陣機業従事者多數を擁する地理的事情と、一般社會狀勢に鑑み、社會事業施設の建設を企圖しつゝあつたので、茲に市民共濟會は之に協力し、紫野隣保館、山下會館の建設をなすに決定、方面委員會に於ては區内有志の援助を得て敷地（上京區紫竹上

綠町四九）を提供し、又建築費の一部を負擔し昭和十一年一月着工、同七月竣工した。

9. 前川養護所

上京第二方面委員會に於ては救護施設として、昭和七年七月一日上京區廬山寺智慧光院西上ルに前川養護所を開所した。本施設は翔鸞、嘉樂、仁和、衣笠四學區その他の居住者にして救護を要する人々を保護し、その生活に對して充分の安定を與ふるを目的とし、本施設は嘉樂學區の常務委員前川嘉三郎氏が、その所有家屋を永久に無償で方面委員會に提供されたものである。

10. 救護所「治徳寮」

與謝郡宮津町方面委員會に於ては、救護法の適用受ける薄俸者の餘生を安定せしめる爲め、救護所建築の希望を有してゐたが、同所徳田佐兵衛翁より豊千五百圓の寄附あり、且つ各方面の支援をうけ、昭和九年九月救護所「治徳寮」を建設し、同月十七日竣工式を舉行した。この名稱は寄附者の姓徳田に因みて銘名されたものである。本寮は木造瓦葺平家建、建設四十五坪、各戸は六帖敷、共同炊事場、湯殿及び十疊の集會所を有し、採光換氣申分なく、府下郡部に於ける社會施設の一異彩となつた。

11. 第二社會館授産所

失業苦、生活苦に呻吟せる人々を自力更生せしむるため、上京第一方面、中京各方面聯合方面常務委員會は昭和七年十二月二十五日滿場一致を以て授産所建設を可決し、第二社會館に之を附設し、同八年六月二十六日竣工報告會を開いた。同授産所は一般の注文に應じて注成品の製作、又は加工販賣品の製作を行ふ作業部と、同部製作の販賣、他の製作品の販賣並に一般の申込に應じ勞務者を派遣する紹介部との三部に分ち、同方面區域に居住する前述の趣旨に

伴ふ人々を就職せしめ、以て生活向上を計つた。なほ投産所開設に關する經費は建築費貳千五拾圓、設備費四百圓にして、この費用全部は同方面篤志家の援助により方面委員會より支出せられた。

第六節 方面事業後援團體

1. 財團法人京都府方面事業振興會

株式會社大阪貯蓄銀行は昭和六年に創立四十周年記念として、本府方面委員制度の活動を援助せんとの篤志から、金八萬圓を寄附せられた。仍てこれが使途に關して種々考究の結果、財團法人京都府方面事業振興會を設立することとなり、諸般の手續を了して昭和七年三月三十日役員の選舉、昭和七年度豫算を決定、同年四月一日から活動を開始した。本會の目的は方面事業の調査研究、方面委員制度の趣旨の普及徹底、方面事業の助成、方面事業就勞者の表彰、其他評議員會に於て必要と認めたる事項であつて、基本金の利子を以てこの目的の達成を圖り、本府方面事業發達の上に力強い存在となつてゐる。

財團法人京都府方面事業振興會寄附行爲

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ財團法人京都府方面事業振興會ト稱ス
- 第二條 本會ハ京都府下ニ於ケル方面事業ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ京都市上京區下立賣通釜座西入敷ノ内町八十五番地ノ四京都府社會課内ニ置ク
- 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、方面事業ノ調査研究
 - 二、方面委員制度ノ趣旨ノ普及徹底

三、方面事業ノ助成

四、方面事業就勞者ノ表彰

五、其他評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第二章 資 産

第五條 本會設立當初ノ資産ハ株式會社大阪貯蓄銀行ヨリ創業四十周年記念トシテ寄附ヲ受ケタル大日本帝國セ號五分利公債額面八萬圓トス

第五條ノ二 本會ニ基本財産ヲ置キ其ノ積立方法ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム、基本財産ノ元本ハ之ヲ費消スルコトヲ得ズ、但シ止ムヲ得ザル場合ハ評議員會ノ議決ヲ經タルトキハ此ノ限りニ非ズ

第六條 本會ノ資産ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ管理ス

第七條 本會ノ經費ハ基本財産ヨリ生ズル收入及其他ノ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 會計年度ノ終ニ於テ剩餘金ヲ生ジタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス、但シ時宜ニ依リ翌年度ニ繰越シ之ヲ使用スルコトヲ得

第十條 本會ノ豫算ハ毎會計年度開始前評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後評議員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第三章 會 員

第十一條 本會ノ事業ヲ翼賛スル者ハ左ノ各號ニ依リ會員トス

- 一、有功會員 評議員會ニ於テ本會事業ニ功勞アリト認メタル者及壹千圓以上ヲ寄附シタル者
- 二、特別會員 金五百圓以上ヲ寄附シタル者
- 三、通常會員 金壹百圓以上ヲ寄附シタル者

第四章 機 關

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長 一 名
- 理 事 六 名

第三章 方面委員制度擴張期(前期)

監事 二名

評議員 若干名

第十三條 會長ハ京都府知事ヲ推戴ス會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ統轄シ理事會及評議員會ノ議長トナル

第十四條 會長以外ノ理事及監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十五條 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長之ヲ選任ス、常務理事ハ本會常務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス、常任理事事故アルトキハ會長ノ指命シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十六條 會長以外ノ理事監事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ臨時評議員會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ

第十七條 評議員ハ會長ニ於テ之ヲ選任ス

第十八條 會長以外ノ理事監事及評議員ノ任期ハ三年トス、但シ再選ヲ妨グズ

第十九條 役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ、其ノ後任者ノ就職スル迄ハ前任者ニ於テ仍其ノ職務ヲ行フ

第二十條 本會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス、幹事及書記ハ上司ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

第五章 評議員會及理事會

第二十一條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス、但シ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時評議員會ヲ招集スルコトアルベシ

第二十二條 評議員會ノ招集ハ開會ノ前日五目迄ニ書面ヲ以テ之ヲ通知スルコトヲ要ス、但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ非ズ

第二十三條 評議員會ハ評議員數總ノ三分ノ一以上出席スルニ非レバ議事ヲ開クコトヲ得ズ

但シ同一事項ニ付招集再開ニ及ブモ定數ニ充タザルトキハ出席評議員ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

評議員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 理事會ハ必要ニ應ジ之ヲ招集ス

附則

第二十五條 本寄附行爲ハ評議員總數ノ三分ノ二以上出席シタル評議員會ニ於テ出席全員ノ同意ヲ經、主務官廳ノ認可ヲ得テ變更

スルコトヲ得

第二十六條 本寄附行爲施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 本會設立當初ニ於テ本寄附行爲ニ依リ役員決定スルニ至ル迄、其職務ハ設立者ニ於テ之ヲ行フ

2. 京都府方面委員聯盟

本聯盟は昭和八年の秋、府、市聯合主催の本府方面委員並に救護法に依る委員の總會に於て聯盟結成のことが満場一致を以て決議されたのが始まりで翌九年四月二十五日開催の昭和會館に於ける府下全部の方面常務委員會に於て其申合せ規約が成立し以つて其形態を整へたものである。

京都府方面委員聯盟規約

第一條 本聯盟ハ京都府方面委員聯盟ト稱ス

第二條 本聯盟事務所ヲ京都府社會課ニ置ク

第三條 本聯盟ハ京都府方面委員相互ノ連絡統制ヲ圖リ方面委員精神ヲ高揚シ且ツソノ堅實ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 本聯盟ノ事業ハ幹事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第五條 本聯盟ハ京都府方面委員ノ職ニ在ルモノヲ以テ組織ス

第六條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 一名

三、理事 十一名

理事ノ内一名ヲ理事長トス

四、幹事 若干名

五、書記 若干名

會長及副會長ハ幹事會ノ議決ニ依リ之ヲ推舉ス

第三章 方面委員制度擴張期(前期)

理事ハ京都府社會課長ノ職ニ在ルモノ及方面ノ當番幹事ヲ以テ之ニ充ツ
 理事長ハ理事ノ互選ニ依リ會長之ヲ囑託ス
 幹事ハ各方面ノ常務員代表者ヲ以テ之ニ充ツ書記ハ會長之ヲ囑託ス
 第七條 理事ハ本聯盟一切ノ事務ヲ統理ス
 第八條 幹事ハ重要ナル事項ヲ審議決定ス
 第九條 本聯盟ノ經費ハ會費其他ノ諸收入ニ依ル會員ハ會費トシテ年額金壹圓ヲ提出スルモノトス
 第十條 本聯盟ハ幹事會ノ決議ヲ以テ賛助員ヲ推薦スルコトヲ得
 第十一條 本聯盟規約ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ改廢スルコトヲ得

第七節 委員各方面の活動狀況

大正十二年帝都を中心とする關東大震災を原因とし、我が經濟界の不況は遂に昭和二年春に於ける金融恐慌を醸した。これより先に本府に於ては同年三月七日、丹後豊圓に大震災あり、被害甚大、本邦有數の丹後縮緬機業地は倒壊的災厄に遭遇せることゝて當地方財界の打撃は一層深刻であつた。次いで金融恐慌に伴ふ善後處理、金輸出解禁、金本位制度復歸を前提とするデフレーション政策の強行、同五年一月金融禁斷行を中心とする前後の我が財界は萎縮の一途を辿り、中小商工業者、農山漁村の窮迫、失業者の續出等民衆生活は極度の困憊に達し、その後インフレーションの進行とともに財界は漸く恢復の緒についたが京都は昭和九年九月二十一日には未曾有の風害を被り、更に翌十年六月二十九日には大水害あり、各方面に甚大な打撃を與へた。

財界不況深刻なるに對し、政府に於ては時局匡救のため諸施設を講じ、この間に在つて本府方面委員は年來の貴重なる體驗と熱意とを以て能く事に當り、殊に昭和七年二月救護法實施により方面委員に法的基礎を與へらるゝや、救

の基調となるべき各種の社會調査を始め、救護事務補助機關としての使命を遂行し、軍事救護法（昭和七年一月一日改正法施行）、兒童虐待防止法（同八年十月一日施行）、少年救護法（同九年十月十日施行）等の社會立法相次いで施行或は改正せられ、方面委員活動の範圍愈々擴大せるに對し、益々その機能を發揮し、これとともに事業施設の増設擴充は委員制度の發展と併行して見るべきものあり、方面委員令の施行を前にして一段と整備せらるゝに至つた。

今、方面委員の取扱件數を見るに、昭和四年四萬二千九百三十八件、昭和五年五萬六千六十三件、昭和六年五萬六千八百四十六件、昭和七年（不明）、昭和八年（不明）、昭和九年十萬二千七百三十八件、昭和十年十五萬四千八百六十六件、昭和十一年十三萬七千四百四件と逐年激増した。これ各方面委員各氏が心を砕き手を盡した血と涙の記録である。

1. 社會調査

救護法の實施を見た昭和七年に入り、本府社會課では、社會事業の基礎的參考資料を得んがため、京都市内に於ける約一千名の方面委員の盡力を煩して同年六月十日現在により、全市に於ける一ヶ月生活世帯員十三人以下四拾五圓以内の世帯につき、職業、家族數、労働日數、労働收入、教育程度、健康狀態、既往一ヶ月間の死亡者、家屋狀態、生活費、生活困難の原因等、三十六項目にわたる社會調査を實施した。集計用紙は七萬に上り、直接この調査に當つた方面委員の勞は實に大なるものであつた。十月に至り集計を終つたが、本調査による世帯數及世帯人員は次の如くであつた。

社會調査集計の世帯數及世帯人員			
區名	世帯數	現住者	非現住者
上京	二、三三	八、五九	六七五
東山	七〇	二、九六	一〇六
計			

中京	五七	二、一八〇	二四	二、三〇四
下京	二、五二	一〇、二二	四八	一〇、五九六
左京	七五	三、一八	二七	三、三〇〇
伏見	四六	三、七	四	二、九
右京	四三	一、八	二	一、九八四
計	八、〇六	三、九	一、八	三、八

然してこれを各方面につきその状態を見るに次の如くであつた。

社會調査に現はれたる各方面の社會状態概要

聯合方面別	社會調査登録數				方面カード登録數			
	世帯數	家族數	失業者數	不健康者數	世帯數	家族數	最近一ケ年間に於ける取換事件數	疾病
上京區	二、三	八五	二〇八	一〇九	一、七	五九五	二、八四八	七
第一方面	二、三	八五	二〇八	一〇九	一、七	五九五	二、八四八	七
第二方面	八五〇	三、五五	六三	二四五	四六八	二、〇五四	三、八四	三六
第三方面	一五	六九	五	八五	一四	六三	一、七八	二
第四方面	一六	七三	九	八	一七〇	六九	一、八八	七
第五方面	五九	二、七九	一四八	二二〇	三三	一、四八六	四、三五	二七
第六方面	一五	八八	一五	八九	二五	五七	五五〇	七

東山區	社會調査登録數				方面カード登録數			
	世帯數	家族數	失業者數	不健康者數	世帯數	家族數	最近一ケ年間に於ける取換事件數	疾病
計	二、二	八、九	一、二	八	七	二、〇	六、四	七
第一方面	三	一、三	二	一六	一〇	一、九	七、〇	二
第二方面	三	一、三	二	一六	一〇	一、九	七、〇	二
第三方面	七	二、五	四	三	二五	二、五	四、〇	三
計	七、〇	二、九	四、六	三五	二九	三、二	二、一	七
中京區	五	一、六	三	三	二	一、四	八	四
第一方面	五	一、六	三	三	二	一、四	八	四
第二方面	三	三	一	一〇	五	三	三	三
第三方面	四	一、九	三	二	一八	一、三	六、二	五
計	五、七	二、一	三、六	一六	二六	三、九	一、五	七
下京區	二	三、四	八	四	二	二、九	五	八
第一方面	二	三、四	八	四	二	二、九	五	八
第二方面	一、二	五、〇	八	六	〇	四、九	七、四	三
第三方面	四	一、七	三	一	一	一、二	四、〇	七
第四方面	四	一、八	二	一	二	一、二	三、五	九
第五方面	二	一、〇	一	五	三	三、六	六、七	七
計	二、五	一〇、三	一、七	一、七	八	八、〇	一、六	三

左 京 區

第一方面	一五	六三	六	一〇〇	五	九	三元	五七	一、〇四〇
第二方面	四四	一、九四	一四	一四一	二	三	二二	一、〇六五	七〇
第三方面	一三	五七	二	七	二	四	四	一、〇六五	七〇
計	七〇	三、一八	五〇	二五九	一八	五	三九	一、八三	一、九三
伏見區	六六	三、七七	六二	四八	二四	五	四七	一、九三	一、九三
右京區	四三	一、八五	三五	一九	六	四	三〇	一、四二	一、八六〇
總計	八、〇四	三、九一	五、三六	三、四六	二、四三	七〇	五、八六	二、四〇	五、八六

備 考

一、社會調査に於ける登録程度(京都市内全部)

生活要費	十一圓以内	十八圓以内	二十五圓以内	三十圓以内	三十六圓以内	四十二圓以内	四十五圓以内	四十五圓以上
現在世帯數	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人以上
登録世帯數	八、〇四六世帯	家	族	數	三四、八三五人			

- 二、社會調査に於ける世帯數、家族數、失業者數、疾病者數及死亡者數は、昭和七年六月十日現在調。
 - 三、方面カード登録世帯數、及家族數は昭和七年六月末日現在調。
 - 四、一ヶ年間に於ける取扱事件概數は昭和六年一月より十二月迄の取扱事件概數なり。
 - 五、不健康者の内には疾病者を除外せり。
- 以上の社會調査は社會事業施設上重要な參考資料となつた。更に方面事業の對象となるカード登録世帯は、常に方

面委員によりて調査せられてゐるが、昭和六年十二月以後に各年末現在は左の如く、調査方面擴張にも因るが逐年増加を示し、これ等階級に對し方面委員の温き手が加へられたことは言ふまでもない。

昭和六年十二月現在

市 部	第一種	二、四八世帯	八、一九人	郡 部	第一種	六二世帯	五〇五人
市 部	第二種	二、二四世帯	八、六八人	郡 部	第二種	二〇九世帯	七六八人
合計		四、七二世帯	一七、二七人	合計		三二一世帯	一、二七三人

昭和七年十二月現在

市 部	第一種	二、八七世帯	三、〇〇三人	郡 部	第一種	五七世帯	一、九八人
市 部	第二種	二、八〇世帯	二、五八人	郡 部	第二種	四七世帯	一、八八人
合計		五、六七世帯	三、五八人	合計		一、〇四世帯	三、八八人

昭和八年十二月現在

市 部	第一種	二、九七世帯	三、〇七人	郡 部	第一種	五九世帯	二、七〇人
市 部	第二種	二、七〇世帯	二、五〇人	郡 部	第二種	三九世帯	一、三七人
合計		五、六九世帯	三、五七人	合計		一、〇八世帯	四、〇七人

昭和九年十二月現在

市 部	第一種	不	明	郡 部	第一種	不	明
市 部	第二種	不	明	郡 部	第二種	不	明
合計		不	明	合計		不	明

第一編 方面委員制度發達史

昭和十年十二月現在

市	第一種	二、七〇四世帯	一〇、〇〇〇人	郡	第一種	八四四世帯	二、五八八人
	第二種	二、五七七世帯	二、六九八人		第二種	一、二八二世帯	四、五五五人
合計		五、二八二世帯	三、七三三人	合計		二、〇二五世帯	七、二三人

一八六

昭和十一年十二月現在

市	第一種	二、五八五世帯	九、四四九人	郡	第一種	一、〇九二世帯	三、五三三人
	第二種	二、四三三世帯	一〇、〇三九人		第二種	一、三三三世帯	五、三二二人
合計		四、九九八世帯	一九、四八八人	合計		二、四二五世帯	八、七四八人

昭和十二年十二月現在

市	第一種	二、三三二世帯	八、二三四人	郡	第一種	一、九六六世帯	六、四六八人
	第二種	二、三九九世帯	一〇、六四八人		第二種	二、二八四世帯	八、六三三人
合計		四、七三〇世帯	一八、八八八人	合計		四、二五〇世帯	一五、一〇一人

昭和十三年十二月現在

市	第一種	二、四二二世帯	八、四四八人	郡	第一種	四、九六六世帯	一七、〇五三人
	第二種	二、五八八世帯	一〇、五五〇人		第二種	五、六二二世帯	二三、三三七人
合計		五、〇〇〇世帯	一九、六四八人	合計		一〇、五八八世帯	四〇、三九人

昭和十四年十二月現在

市	第一種	二、五二六	七、九六六	郡	第一種	四、六五五世帯	一五、一五八人
	第二種	二、〇八一	八、九九九		第二種	五、三三六世帯	二二、六五五人
合計		四、五九七	一六、九五五	合計		九、九九七世帯	三六、八二一人

2. 方面關係救療事業と施設

畏くも 聖上陛下には昭和七年八月二十日、特に醫療救護充實の資に充てしめらるゝ御思召を以て、巨額の御内帑金を御下賜あらせられた。右は疲弊困憊の極にある農・漁・山村の貧困者中には、醫藥の資をさへ缺くものが多いにも拘らず、これらの地方には未だ社會事業施設も無いといふ状態を聽召され、遂にこの有難き御沙汰を賜はるに至つたこと、拜察し、洵に恐懼措く能はざるところである。

本府に於ては醫療機關と連絡して、醫療實施に遺憾なきを期し、右診療券の交付等については、方面委員に要救護者の調査認定を煩はし、未だ方面委員の設置なき村にあつては、警察官・役場員の調査によりて認定を行ひ、濫救又は漏救の弊に陥らぬやう充分注意し、以て 聖旨を對揚することに努めた。

昭和九年九月調査による本府方面委員關係救療事業並に施設は次の如くである。

方面委員關係救療事業並施設 (昭和七年九月調)

一、方面委員數

總數 一、四二二名

内 譯

一、市 部 (二〇一學區) 九七四名

第三章 方面委員制度擴張前期

第一編 方面委員制度發達史

二、方面委員の生活状態調査登録世帯數

總數	四、七〇六世帯
一、市部	四、一八八世帯 人口 一五、二二二 (第一種一、九七五 第二種二、二二三)
二、郡部	五、一八八世帯 人口 一、四九八人 (第一種三〇九世帯七、一二八 第二種二〇九世帯七、八六八)

三、方面委員の生活状態調査に登録すべき者の程度

一、第一種登録程度、絶對的に必要なる生活資料を得るに過ぎざるもの(約一ヶ月の一人當り生活所要費七圓五拾錢、一世帯五人と見てその所要費を三人三分と計算す)

二、第二種登録程度、第一種よりも多少餘裕あるも、生活點に達せざるもの(七圓五拾錢以上)

但し郡部にありては調査者の認定に基くこととし、収入支出の金額に依り第一種第二種の區別をなさず。

三、社會調査に於ける登録程度(京都市一圓)

生活所要費	十一圓以内	十八圓以内	二十五圓以内	三十圓以内	三十六圓以内	四十二圓以内	四十五圓以内	四十五圓以上
現世帯員數	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人以上
登録世帯數	八、〇四六世帯	家	族	數	三四、八三五人			

四、方面委員の貧困者救助費支出額

總額	二八、四七九・七三
内譯	
一、救療費	五、三二七・七三 (濟生會赤十字社其他各種醫療機關より發行する診療券紹介券による診療費は含まず)

二、一般救護費 一六、三三三・八九 (寄贈品は上記金額中に含まず)

三、特別事業費 六、八一〇・五七 (各種の團體へ寄附せる金額をも含む)

市部	救療費	五、三八〇・七三
	救護費	一五、五二八・〇〇
特別事業費	救療費	七、三二一・七〇
	救護費	一四二・五一
郡部	救療費	一、〇四六・〇〇
	特別事業費	六〇・七九

五、方面委員の救療事業執行狀況

方面委員のカード階級者に対する救療は主として左の機關に依り執行しつゝあり。但し左の機關は濟生會並に一、二町村の方面委員會經營の救療機關を除いては殆ど京都市部に屬せるものゝみなり。

種別	發行枚數	治療人員		經費
		實人員	延人員	
一、恩賜濟生會治療券(八月中)	八三三	三、七三三	九六、五九	五、〇〇〇
二、日本赤十字社京都支部治療券(一月—八月)	一、五〇九	一、五〇九	—	四、〇〇〇
三、京都共濟會治療紹介券	五、〇〇〇	二、五二二	一一、〇一〇	二、五〇〇
第三章 方面委員制度擴張期(前期)				一八九

四、京都市聯合方面診療券(四月—八月)	七五	五、四六四	二、一三〇	(支拂見込額 二、四三五・一〇)
五、京都市診療紹介券 (同右)	六〇四	四四四	—	(豫算高 三、〇〇〇)
六、京都市聯合方面助産紹介券(同右)	一五六	一六	一五六	七五
七、京都府藥劑師會處方箋券 (年)	五、〇〇〇	—	—	二五〇
八、京都市齒科醫師會治療券 (年)	一、〇〇〇	—	—	九〇
九、日本梅毒學會治療紹介券 (年)	六九	三〇〇	—	六、〇〇〇
一〇、結核無料診療券 (年)	五〇〇	二〇〇	—	五、一〇〇
一一、濟世病院治療券 (年)	一、五〇〇	三〇〇	八三〇	五、〇〇〇
一二、京都施藥院協會治療紹介券(年)	六〇〇	五八〇	一四、四〇〇	—
一三、六條診療所治療券 (年)	八〇〇	七〇	一八、〇〇〇	—
一四、大徳寺治療所治療券 (年)	三〇〇	三〇〇	五、五〇〇	三、三〇〇
一五、伏見病院治療券 (年)	二〇〇	二〇〇	一〇、九五〇	二、一〇〇
一六、日本健康會治療券 (年)	五〇〇	三〇〇	五、〇〇〇	三、二〇〇
一七、西浦皮梅毒療院治療券 (年)	六〇〇	三六〇	九、〇〇〇	—
一八、伏見十六會附屬濟生團治療紹介券(年)	七、〇〇〇	七五	一六、四〇一	四、四〇
一九、佐伯病院治療券 (年)	三〇〇	五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二〇、佛眼協會治療券 (年)	四、四〇〇	一、五六一	五、〇〇八	三、六三三
二一、東亞慈惠會治療券 (年)	四、〇六七	二、二五六	二七、三三三	—

右治療並紹介券の發行を受くるものゝ生活程度は、市郡町村各々其の土地の状況に依り異なるも、京都市内に於て濟生會並日本赤十字社京都支部療院の外來患者の治療紹介券は、五人家族(夫婦子供三人)として、月收七十圓以内(此の程度は特に舊京都市内在住者に限る)の者にして生活窮乏のため自力を以て醫療を受くること能はざるものとし、入院治療は前記の如く市郡其の程度異なると月收五十圓以下にして、生活窮迫し醫療を受くるの資なく、且つ扶助者なきか、又は其の扶助者に能力なきものに限り、入院治療の紹介をなす。其他各團體よりの診療券は方面委員調査し救療の必要ある家庭と認めたる場合隨時これを發行す。

右各種の治療券中最も患者より感謝されつゝあるは京都市聯合方面委員會より發行せらるゝ治療券、助産券にして、これに次で濟生會紹介券、赤十字社紹介券なり。毎月發行せらる枚数は濟生會八一二枚、赤十字社二五六枚にて、濟生會(但京都市に於ける状況)の如きは救護法に依る救療手續比較的複雑なるに比し簡易なる關係上、窮民より歡迎せられつゝあり、然れども郡部にありてはこれが利用の程度極めて少し。警察署長並町村長に於て成るべく手續を執らざる傾向あるは手續の煩鎖を厭ふこと、地方醫は濟生會の料金餘りに低廉なるため患者を喜び迎へず、却て忌避するの傾向あること、町村民は比較的體面を考へるため救療を申出せず、又醫師に良く迎へられざるため患者は救療患者となるを好まざること、これ等の原因により郡部に於ける濟生會診療券の利用は極めて少し。京都市に於ては濟生會直營の診療所、病院を有せるため前記町村に於けるが如き利用不振更になし。

一、京都市聯合方面委員會發行にかゝる診療券は救護法に該當せざるものゝ救療を目的とし、各方面委員會より夫々費用を捻出し、京都市醫師會と協定し、實費の半額を委員會負擔として施行しつゝあり。該券は第一種券第二種券に分れ、第一種券は救護法の被救護者に準すべきものに對して發行し、第二種券は患者に於て幾分藥料支出の能力あるものに發行しその實費を納めしむ。

尙委員會より助産券を發行せるが、これも前記同様全然助産の資力なき妊婦には「救護法の被救護者となるには支障あるとそれに準ずべき貧産婦」無料券を、多少資力あるものは實費(一、五圓)を納めしむることとせり。左に委員會の發行せる診療券助産券の概況を記すれば次の如し。

昭和七年四月一日より八月三十一日迄に發行せる枚數

1. 診療券

方面別	發行枚數		同上に對する支拂見込金高	實人員	救護費額	備考
	第一種券	第二種券				
上京第一方面	九	七	一五七、九	三人	一、八七二	諸費中より支辨し別に救護費としての豫算項なし
上京第二方面	六	九	一〇〇、〇〇	七	三〇〇	別に豫算なきも所要額だけ支出
上京第三方面	七	八	一三六、元	三	—	
上京第四方面	二	一	八三、四六	一	二〇〇	
上京第五方面	六	一	七、七	〇	八〇	助産費を含む
東山第一方面	〇	〇	二四、〇〇	〇	二〇〇	
東山第二方面	〇	〇	四、〇〇	一	一、〇〇〇	同右
中京第一方面	四	—	四、〇〇	一	—	
中京第二方面	二	—	八、三〇	一	—	
中京第三方面	七	四	二六八、〇〇	四	—	
下京第一方面	七	—	六四、九	七	二五〇	

一九八九・六五圓の救護諸費中より支出し別に救護費の豫算を定めず

2. 助産券

方面別	發行枚數		同上に對する支拂見込金高	實人員	救護費額	備考
	第一種券	第二種券				
下京第二方面	九	七	二六八、〇〇	九	六〇〇	
下京第三方面	八	—	三六五、八六	六	六九〇	
下京第四方面	九	—	三七、一五	七	四五〇	
下京第五方面	四	—	一一、〇〇	二	七〇	
左京第一方面	三	七	二四八、〇〇	六	—	別に豫算を設けず
左京第二方面	三	—	一三、〇〇	三	—	
東山第三方面	三	—	一〇、〇〇	二	—	
左京第三方面	三	—	一〇、〇〇	二	—	
上京第六方面	二	—	一〇、〇〇	二	—	
伏見區方面	三	—	四〇五、〇〇	五	九四五	
右京區方面	九	—	三〇〇、〇〇	三	七五〇	
上京第一方面	四	—	二〇、〇〇	四	一、八七二	上記金額は救護費にて別に助産費の豫算なし
上京第二方面	五	—	二五、〇〇	五	六〇〇	上記金額上京聯合豫算
上京第三方面	二	—	三三、五〇	三	六〇〇	同右
上京第四方面	四	—	三三、五〇	五	六〇〇	同右
上京第五方面	三	—	六五、〇〇	三	六〇〇	同右

第三章 方面委員制度擴張期(前期)

第一編 方面委員制度發達史

方面	發行枚數	實人員	支拂金額	割當金額	備考
上京第六方面	二	一	一〇,〇〇〇	三〇	
東山第一方面	一	六	一五,〇〇〇	二〇〇	醫療費を含む
東山第二方面	一	二	五,〇〇〇	一,〇〇〇	同 右
東山第三方面	三	一	一五,〇〇〇	三〇	別に助産費の豫算なし諸 救護費中より支出
中京第一方面	一	一	一〇,〇〇〇	一,九九五	同 右
中京第二方面	一	一	一〇,〇〇〇	一,九九五	同 右
中京第三方面	三	二	一五,〇〇〇	一,九九五	所要に應じ豫備費より支 出
下京第一方面	一	一	一〇,〇〇〇	一〇〇	不足の場合は豫備費中よ り支出
下京第二方面	九	一	一五,〇〇〇	二〇〇	
下京第三方面	三	一	一〇,〇〇〇	一〇〇	
下京第四方面	五	一	一五,〇〇〇	五〇	
下京第五方面	三	一	一〇,〇〇〇	二〇	
左京第一方面	九	七	一五,〇〇〇	二〇	別に豫算を設けず所要額 だけ支出
左京第二方面	五	一	一〇,〇〇〇	二〇	
左京第三方面	三	一	一〇,〇〇〇	二〇	
伏見區方面	二〇	一	一〇,〇〇〇	二〇	
右京區方面	三	一	一〇,〇〇〇	二〇	

八、京都市診療紹介券

方面	發行枚數	實人員	支拂金額	割當金額	備考
上京第一方面	二	二	七,三五〇	一八九	中京第一、第二、第三、 方面分を含む
上京第二方面	三	六	一〇,〇〇〇	一八六	
上京第三方面	四	七	一五,六三〇	二二二	
上京第四方面	六	七	一四,六二五	二二二	
上京第五方面	五	六	一三,三六〇	一八九	
上京第六方面	七	四	一三,三六〇	一八九	
東山第一方面	六	四	一七,四八〇	二二二	
東山第二方面	六	二	一三,三六〇	二二二	
中京第一方面	一	一	二,二〇〇	一八九	上京第一方面を含む
中京第二方面	一	一	六,〇〇〇	一八九	
中京第三方面	二	二	六,〇〇〇	一四六	下京第三方面分を含む
下京第一方面	六	四	二六,四〇〇	六八四	
下京第二方面	三	七	一五,九九五	一四二	下京第一方面分を含む
下京第三方面	三	七	一三,九九五	一四二	
下京第四方面	四	三	一五,九九五	一三三	
下京第五方面	三	九	一四,九九五	一三五	
左京第一方面	五	九	一三,〇〇〇	一八五	左京第一第二方面を含む
左京第二方面	五	九	一三,〇〇〇	一八五	

第三章 方面委員制度擴張期(前期)

第一編 方面委員制度發達史

左京第三方面	五	四	10,000	196
伏見區方面	六	五	30,500	36
右京區方面	三	元	24,000	三

郡部の方面委員制度設置せられたる二十四ヶ町五十二ヶ村に於ける救療事業に就ては二、三ヶ町を除くの外は未だ何等の資金も有せず、従つて救療方法を講ずるに至らず、委員制度設置せられざる村に於ける救療の如きは財政困難の折柄なれば殆ど顧みられざるが如し。救護法施行されたるも町村は經費を負擔せざる可からざるを以て、財政窮乏に藉口して容易に救療せず、濟生會の取扱も亦前記の如き理由に依り活用せられず、益々窮迫に陥りつゝある此等農村民の保健衛生は思ひ半ばに過ぐるものあり。

六、救護法に依る救療施行現況
救護法に依り醫療救護を受くるものは、疾病又は傷痍にして就床を要し、又は長きに亘り安靜を要するもののみを救療す。

一、昨年度に於ける救療人員(自一月一日至三月三十一日)

總救療人員	102名
内 譯	
京都市	102名
延人員	691名
經費	227圓
一人當郡部	なし
二、昭和七年四月一日より六月三十一日に至る救療人員	
總救療人員	170名
内 譯	

三、救護法實施直前の調査に於ける救護法に該當し救療を要すと認められたる者の數

總數	751名
内 譯	
市 部	515名
郡 部	236名

備考 郡部收容救護費の異常に大なるは一人にて八五圓餘を要したる患者ありしたためなり。

七、各施療病院に於ける費用並治療人員(昭和六年度)

病院名	昭和六年度		入 院		外 來	
	所要經費	實人員	一日平均入院患者數	一人當治療日數	實人員	一日平均治療日數
濟生病院	17,651	27人	46人	43日	3,436人	133人
施藥院	34,745	366	23	27.4日	1,257	200
赤十字社	—	—	—	—	—	—
支那醫院	27,753	140	3	4	3,777	5
濟世病院	5,095	7	元	3	4,253	16
東亞慈惠病院	—	—	—	—	—	—
共濟會診療所	2,95	—	—	—	2,200, 566	8

院 上經費 同上經費 同上經費 未詳

伏見病院救療所

八、方面委員の救療に関する事件取扱数

總取扱件数 約七四、二八四件

内 救療に関する取扱件数 約一〇、五四八件 一日平均、三〇件

3. 西陣賃織業調査

京都市に於ける西陣機業は、京都産業の中心をなしてゐるが、又一面これに従事する賃織業者にして、方面委員事業の對象となつてゐる人々が多い。府社會課では昭和八年七月十日を調査期日として『西陣賃織業者に関する社會調査』を行つた。この調査員には方面委員が熱心に當り、この調査に鑑み對策の一端として實現したのが西陣隣保館である。

西陣賃織業に関する社會調査要項

一、現住世帯主並家族状態

- 1. 氏名 2. 男女別 3. 年齢 4. 賃織就業者 5. 織業 6. 織物種類

大分類||絹織物、絹綿交織物、麻織物、其他

中分類||紋織帶地、御召、博多帶地、朱子帶地、洋傘及裏地、金欄及表具、生紋織、帛紗地、着尺、服地及裏地、天鷲絨、雜種。

小分類||一例(緞子廣、唐織廣、紋御召、博多九寸、袷袋地、綸子、綴帛紗、襟地、本天、等)

- 7. 生産額(既往一ケ年間) 8. 就業日數及時間(既往一ケ年に於ける一ケ月及一日平均) 9. 工賃(既往一ケ年に於

- ける一ケ月平均) 10. 職業收入(同上) 11. 教育程度(不就學、尋小卒、高小卒等) 12. 健康状態及疾病 13. 既往一ケ年間の死亡者 14. 嗜好及娛樂(酒、煙草、芝居、活動、寄席等)

二、住居状態

- 1. 家屋(所有、借家) 2. 室數(室) 3. 疊數(疊) 4. 織場の採光、通風、排水(良否、良否、良否) 5. 家賃及敷金(一ケ月 圓)(圓)

三、生計状態

- 1. 収入額 2. 支出額 3. 積立金及貯金 4. 負債

四、其他

- 1. 機數力織(所有、借用) 2. 自宅就業又は通勤就業 3. 織元——住所氏名 4. 既往一ケ年間轉職 6. 調査地(世帯主住所)

4. 昭和九年九月の大風害

昭和九年九月二十一日朝突如として近畿地方一帯を襲ひたる大颶風は、午前八時頃より刻一刻風速を加へて猛威を逞ふし、樹木を抜き家屋を倒し、山河襟帯の風致を誇る京洛の地も、秋の實りの豊かなるを樂める府下の村々も、一瞬にして未曾有の慘害を被り、人の命を絶つこと教職員四人學童百十三人、一般の人は七十二人、合計二百四十五人の多きに及んだ。京都府に於ては慘害の報とともに直に應急對策を講じ、全機關を擧げて善後處置に活動したが、本府方面委員も府社會課と緊密な連絡と指導の下に活動した。即ちその慘禍容易ならずと直感した府社會課方面係では、時を移さず方面事務所駐在の外勤主事補を召集してカード登録世帯の被害状況をはじめ、一般の被害状態を方面委員とともに調査し、且つ應急の救護に遺憾なきやう注意した。

各方面に於ては既に之に先立ち、自發的に方面委員總動員で、それ〴〵方面を巡視し、罹災者の救援に目ざましき活動を續けつゝ、擔當のカード登録世帯を逸早く慰問し、中には自己の住宅が倒塌したにも拘らず、家人を顧みず、暇もなく身を挺して、使命遂行のため死力を盡して活動された涙ぐましい事實もあつた。かくてカード登録世帯の被害状況は極めて迅速に正確に出來上り、これに對する應急措置は各方面毎にその状況に應じて適切なる方法を講じ、施與米を準備してゐた方面では要救護者の最も窮迫してゐる者に、直に飯米の配給を行つた。大風害直後より應急措置を終るまでの本府方面委員の不眠不休然も一糸亂れぬ統制ある活動よりは、誠に特筆大書すべきことであつた。

5. 昭和十年六月の大水害

昭和十年六月二十八日夜來の豪雨は二十九日朝に及び、同日午前十時觀測雨量二六九・九ミリメートル(坪當り四石九斗四升)と未曾有の記録を示し、各河川は急激に氾濫し、京都市中、郡部各方面に互り死者十八名、重傷者五十一名、家屋流失二百十二世帯、全潰六十四世帯、同半流失五十六世帯、半潰二百九十三世帯、同上浸水一萬二千九百三十七世帯を出し、橋梁の流失、堤防の決潰、道路の埋没、耕地の浸水、農作物の流失、其他交通、通信の各機關、瓦斯、上下水道産業方面等に多大の損害を與へ、被害額は概算四千五百九拾九萬八千圓に達した。府に於ては直に應急對策が講ぜられ、罹災民の救護物資の調達等に遺憾なきを期し、本府方面委員にありては、前年の災害當時に鑑み、各河川氾濫し沿岸一帯の危急に瀕するや、各其の擔當區域内の警戒に努め、これと同時に府社會課は市内各十二方面事務所駐在せる社會事業主事補をして、これ等方面委員を督勵し、相互の連絡統制を密にして、活動を敏捷ならしむるとともに、市内二十三名の方面常務幹事をして應急救護に必要な資料を蒐集報告せしめた。

各方面委員は前年の風害直後の活動と同様、眞に身命を盡して奉仕的努力をなし、避難所、配給所、假宿泊所の設備、極めて宜しきを得、罹災民の救護救済は夫々適當に手配せられた。

6. 方面事業週間運動

嚴冬、年末、年始は週期的に來る生活窮迫者の受難期である。これを救護するため各方面委員は毎年この期間に一段の活動をなすつゝある。カード階級慰問のため、夙に各團體や篤志家より歳末同情義金並に物品を府社會課に委託さるゝものを逐ふて多數に上り、社會課では方面委員の手によつて適當に配給し、以てその温き同情を傳へてゐる。各方面に於てもこの期間には委員會自體主催の下に方面事業週間、又は方面事業デーを設けて委員制度の徹底と普及を期することに努力することゝなつた。東山第一、第二聯合方面委員會並に上京區、中京區、下京區方面が昭和六年十二月方面事業週間を催したのが本格化する最初である。この週間事業は(一)資金募集、(二)金品施與、(三)カード整理、(四)貧困家庭又は貧困患者入院者見舞慰問、(五)救護法研究會等であつた。

昭和八年十一月八日開會の方面委員總會に於て、京都市一齊に日を期して方面事業デーを設定することが決定せられ、翌九年十二月歳末を期して實行の豫定であつたが、大風害の爲延期となり、同十年十二月一日より一週間に互り京都府京都市部聯合方面委員會主催の下に力強く實行せられた。その要項は次の如くである。

- 一、市内要所に立看板三十枚を立てること。
- 二、各方面委員の門前にポスターを吊ること。
- 三、市内全部に同情袋を配布すること。
- 四、映畫講演會を市の周圍部で二十ヶ所開催すること。
- 五、幹事長淺山富之助氏がラヂオ放送をなすこと。
- 六、市内の新聞社に趣旨宣傳の記事を依頼すること。
- 七、方面事業に密接な關係ある各社會施設を訪問すること。

一、宣傳ビラ二十八萬枚を配布すること。

方面事業週間にあたり市民各位へ

方面委員の事業

世の中が進むにつれて生活難の聲が高く、お氣の毒な人が多くなり、いまはしい事がふえ、不安の空氣が流れます。お互ひの生活を幸福にし、世の中を明るく住みよくする爲には同情心を喚び起し、協力一致して進まねばなりません。方面委員制度はこの精神で設けられたもので、常にお氣の毒な人達の状態をよく調べて親切に御世話をなし、又お互ひの幸福を進める爲に色々な調査をなし、施設を作り、輝ける社會の建設に向つて努力するものであります。この目的達成の爲に方面委員は

- 一、働く事の出来ぬ貧しい人達の爲に
公私の施設や篤志家の義金により、傷病者に醫藥を給し、老衰者幼者の生活を扶助し、又必要に應じ、病院、養老院、育兒院等の入院や、お産、葬儀の御世話迄も致します。
- 二、働く力のある貧しい人達の爲に
生活職業等のよき相談相手になり、就業の斡旋、生業資金等の貸付、保險貯金の奨励等種々のお世話をなし、自力更生をすゝめ、思想の善導を圖ります。
- 三、將來の社會をよくする爲に
各種兒童の保護には特に力を入れ、不斷の社會調査の結果、社會の福利増進の爲凡ゆる努力を致します。方面會館、社會館、隣保館等の建設も、この目的達成の一手段であります。

皆様へお願い

方面委員制度が京都府に布かれてより茲に十六星霜、此の間皆様より多大の物質的精神的御助力を得て、本事業が日を追ふて目的の達成に赴きつゝある事は衷心御同慶に堪へない處で深く感謝の意を表する次第であります。吾等市内方面委員は皆様の御協助力により、今後一層の努力を致したいと思つて居りますが、つきましては次の點に對し、ひたすら御援助を御願ひ申します。

- 一、お氣の毒な人がありましたら近隣のお方から最寄の方面委員迄お申出下さい。
- 二、同情袋には温い御喜捨を願ひます。
- 三、諸事節約して方面事業を御援助下さい。
- 四、方面事業に關し御氣付の點は何でも遠慮なくお聞かせ下さい。

昭和十年十二月一日

京都府京都市部聯合方面委員會

昭和十一年は十二月一日より一週間を方面事業週間と定め、十年同様に宣傳ビラを各戸に配布し、ポスターを吊り、立看板を建て、每方面に於て映畫に依る講演會を開催、又公同組合の援助を得て同情袋二十五萬を配布し、廣く全市民に訴へて眞心の籠つた喜捨金を募集すべく、九百八十六名の方面委員が總動員で活動を續けた。而して同年末の温き同情金は左の如く貳萬四千四百六拾七圓に上つた。

方面	収入	支出	差引殘額	事務所
上方	一、四八四・二七	六八・二〇	八六六・二七	第二社會館
上京一方				

第三章 方面委員制度擴張期(前期)

第一編 方面委員制度發達史

上京二方面	八三三・〇七	一一〇・〇〇	七三三・〇七	西陣隣保館
上京三、四方面	一、四三〇・六七	一八〇・〇〇	一、二五〇・六七	西陣方面會館
上京五、六方面	一、三五六・二三	五九・五〇	一、二九六・六三	紫野隣保館
計	五、一〇四・二四	九七七・六〇	四、一六六・五四	
中京一、二、三方面	四、三〇九・一七	一一三三・九〇	三、〇七六・二七	第二社會館
計	四、三〇九・一七	一一三三・九〇	三、〇七六・二七	
下京一、二方面	二、〇四九・八六	一九三・〇〇	一、八五六・八六	大内診療所
下京三方面	一、五五一・六七	五〇八・五〇	一、〇四三・二七	大内診療所
下京二方面	三六六・八七	二〇二・六〇	一八四・二七	第五社會館
下京四、五方面	一、〇四〇・〇五	三六〇・三三	六七九・七三	第四社會館
計	五、〇二八・四五	一、二六四・四二	三、七六四・〇三	
東山一、二方面	一、四八二・七三	一八一・五五	一、三〇一・一八	第一社會館
東山二、三方面	一、七八九・二二	八二〇・〇六	九六九・〇六	第七社會館
計	三、二七二・九五	一、〇〇一・六一	二、二七〇・二四	
左京一、二、三方面	二、八七五・八一	七三三・九六	二、一四二・八三	左京方面會館
計	二、八七五・八一	七三三・九六	二、一四二・八三	
右京方面	一、五六六・五七	五九五・七五	九七二・八二	右京隣保館
計	一、五六六・五七	五九五・七五	九七二・八二	
伏見方面	二、三〇九・〇一	一八・六〇	二、二九〇・四一	伏見區役所内
計	二、三〇九・〇一	一八・六〇	二、二九〇・四一	
總計	二四、四六七・〇〇	五、八三三・八六	一八、六四三・一四	

7. 恒久的財源確立實行案

方面事業の助成機關としては、府に方面事業振興會、各聯合方面並に各方面にはそれ〴〵方面事業後援會、方面事業助成會等があり、方面委員の活動を援助してゐる。然して方面委員が任意救護のために支出しつゝある金額は相當に上り、昭和八年度に於ては保護救療に九、五五〇圓、救護救助費に一五、四六八圓、兒童保護費に一、〇〇九圓、特別事業費に一九、八九五圓を支出してゐる。これらの費用は同情袋その他で募集した淨財や、委員自身の贖出金又は助成機關や、府、市町村等の補助金を以て充當してゐるが、方面委員は積極的活動をなすために豫て恒久的財源造成の緊要を感じ、昭和九年十一月二十二日開會の本府方面委員總會の議題として「方面事業財源の確立に關する件」が提出協議せられ、満場一致可決、本府方面委員聯盟幹事會に之が實行方法を一任した。仍て翌十年二月八日及び三月一日の兩回に互り幹事會を開き研究討議を重ね、最後の決定を京都市の各行政區より一名づゝ選ばれたる特別準備委員會に附議することゝなつた。右特別準備委員會は三月二十二日府廳内會議室に於て、府、市社會課長、その他府、市關係者の參會を得て開かれ、慎重熟議、検討の結果、左記實行案を最も妥當なるものと認められた。なほこの實行案は同年十一月十二日開かれた本府方面委員總會に報告された。

實行案

- イ、基金造成の目標は百萬圓として努力すること。
- ロ、右造成期間は本年十月より向ふ五ヶ年となし、十月迄を募集に關する準備の期間とすること。
- ハ、造成せられたる基金を以て財團法人を組織し、基金より生ずる利子は各方面區域に於ける事業資金に割當つること。

右財團組織運用に關する原案作成は京都府社會課に一任し實行期日迄に確定す。

- 二、右募集の爲京都市にあつては若干名、郡部にありては十名以内の實行委員を置くこと。

右委員は京都市にありては方面常務幹事並に篤志家、郡部にありては主として方面常務委員に依頼すること。
ホ、右實行委員を以て實行委員會を組織し、委員長一名、副委員長二名、書記若干名を置き、募集金に関する一切の計畫並に事務進行に關す事項を協議決定す。

ヘ、募金の方法、目標は左の點に置くこと。

A、京都に關係ある各富豪に大口の寄附を懇請すること。

B、一般篤志家より百圓五百圓、千圓等の等級を設けて寄附を懇請すること。

右第一項は主として知事、市長、商工會議所會頭等に斡旋努力を請ふこと。

第二項に就ては實行委員に於て極力努力すること。

ト、募金運動を起す前後に方面事業を一般民衆に再認識せしむるため講演會、映畫會又は座談會を開くこと、其の開設計畫方法は府社會課に一任すること。

チ、趣意書の作成は京都府社會課に一任すること。

第八節 方面委員會開催狀況

1. 方面委員總會

昭和七年度

主催 京都市、京都市

日時 昭和七年十一月一日

會場 知恩院集會堂

委員總會に先立ち、府、市及び市部聯合方面委員共同主催の下に午前十時四十分より淨土宗總本山知恩院本堂に於て本府方面委員並に救護法に依る委員及び府市社會課員先亡者百五十四氏に對する追悼會が嚴修せられた。全日本方面委員聯合會長、清浦伯爵、同副會長、林市藏氏、梅園子爵、本派本願寺管長代理、本多執行、大谷派本願寺管長代理、一柳參務、貴衆兩院議員、府市會議員約二百餘名、遺族百餘名、市部方面委員一千餘名參列、本年百三歳の老管長、山下現宥師は一山の衆僧とともに出席して莊嚴極まる法會を営み、齋藤京都府知事、森田京都市長、淺山聯合方面委員幹事長、及び來賓の各弔辭ありて、午前十一時四十分追悼會を閉じた。

午後一時より集會堂「千疊敷」に於て委員總會を開會、本府木村社會課長開會を宣し、社會局長官の告辭（原中央社事業協會總務部長代讀）齋藤府知事の告辭に次いで森田市長の挨拶、淺山聯合方面委員會幹事長の挨拶、清浦全日本方面委員聯盟會長、其他の祝辭あり、かくて事業報告に移り、木村府社會課長は本府方面委員の事業に關し、漆葉市社會課長は救護法に依る救護狀況に關してそれ々々報告をなし、川久保學務部長を座長に推して議事に入り、協議題「時局匡救に關し方面委員の取るべき對策如何」につき、各委員より熱心に且つ眞摯にその對策を述べ、或は意見の開陳あり、藤岡委員より緊急動議として「京都市下の方面委員を打つて一丸とする本府方面委員聯盟を組織する件」川本委員の動議にて「赤十字社京都支部病院建築促進方建議の件」が提出され、二件とも満場一致を以て可決、協議を終り、原中央社會事業協會總務部長より「惱める社會に就て」と題する有益なる講演あり、午後四時過ぎ盛況裡に閉會した。

昭和八年度

主催 京都市、京都市

第三章 方面委員制度擴張期（前期）

日 時 昭和八年十一月八日
會 場 市公會堂

委員の出席多数に上り、來賓として清浦伯爵をはじめ、淺山府立醫大學長、同志社大學總長、京都地方裁判所長、京都刑務所長、府出身貴族院議員、同衆議院議員、府、市會議員、各社會事業團體代表者、其他多数の列席あり、木村府社會課長開會の辭を述べ、齋藤知事の告辭、大森京都市長の告辭、來賓全日本方面委員聯盟會長清浦伯爵の祝辭の後、大阪朝日新聞論說委員、藤田進一郎氏の「非常時日本の社會情勢」と題する講演あり、晝食ありて午後一時再開、木村府社會課長より方面事業について、漆葉市社會課長より救護事務について各報告あり、協議に入り、1.被救護者移送の鐵道乗車賃に關する件、2.救護法に於ける醫療救護並に、府立建康相談所救療患者該當範圍擴張に關する件、3.方面事業デー設定に關する件、4.方面事業使用物件の諸課税免除に關する件について熱心に協議、何れも可決となり、次いで取扱事項の報告あり、漆葉市社會課長、閉會の辭を以て盛會裡に閉會した。

昭和九年度

主 催 京都府、京都市
日 時 昭和九年十一月二十二日
會 場 同志社光榮館

方面委員は定刻前より續々參集、來賓として全國方面委員聯盟副會長林市藏氏、中央社會事業協會會長代理原泰一氏、府市會議長、府市會議員、各社會事業團體代表者多数の來會を得て開會、司會者の開會告知につき物故方面委員、橋本槌太郎氏以下三百七十二名の靈に一分間の黙禱をさし、築府社會課長の開會の辭があつて齋藤府知事より十年以上勤続の方面委員百二十四氏に感謝狀を交付、さらに方面委員として就任以來特に功勞顯著なる六氏に對し、

財團法人京都府方面事業振興會より同會寄附行爲第四條第四項にもとづき表彰狀並に方面事業功勞章を贈呈せられ、續いて齋藤知事の告辭、大森京都市長の挨拶、社會局長官の祝辭（白戸府學務部長代讀）林全日本方面委員聯盟副會長、原中央社會事業協會理事、池本府會議長、石田市會議長の祝辭あり、勤続代表林駒次郎委員、功勞者代表淺山富之助委員の謝辭があつて、大阪毎日新聞社政治部長、金子伴次郎氏の「最近の國際關係と日本の覺悟」と題する講演あり、終つて晝食の後、築府社會課長より昭和八年度方面事業報告、漆葉市社會課長より昭和八年度救護法施行狀況の各報告、上京區福知梅次郎委員より第五回全國方面委員大會概況、右京區林徳三郎委員より六大都市包含府縣方面委員代表協議會概況の報告ありて協議に移り、白戸學務部長を座長に推し、劈頭、下京區藤岡圓治郎委員より緊急動議として、非常時局に對する方面委員の職責の重且大なる覺悟を要する旨の宣言決議をなすこと及び在滿滿本部隊に方面委員總會の名を以て慰問電報を發送したき旨を提議、滿場異議なく賛成、委員附託となる、次に

議 題

- 一、醫療救護施設擴充に關する件（提出者上京區西田太三郎委員）
可決（方面聯盟理事會に一任し、府市その他關係方面に陳情すること）
- 二、方面事業財源の確立に關する件（提出者東山區伊藤徳治郎委員）
可決、（議題の一と同じく理事會に一任）
- 三、救護救助に際し精神教化を徹底せしむる件（提出者伏見區金松源誌委員）
可決（議題の一、二と同じく理事會に一任）

續いて緊急動議として藤岡委員より提出されたる宣言は三上起草委員長以下十名の委員によりて別記の如く發表、滿場一致拍手を以てこれを可決せらる。次に緊急動議

一、農繁期託兒助成の件(提出者下京區深見徳次郎委員)

可決(京都市に陳情すること)

二、罹災救助基金法附則第二項の規定による社會事業の助成に關する陳情書提出の件(提出者左京區大住壯夫委員)

可決(内務、大藏兩大臣に陳情書提出のこと)

かくて漆葉市社會課長の閉會の辭とともに盛會裡に終了した。時に午後三時十分。

宣言文

我等任ラ京都市方面ニ受ケ要救護者ノ生活狀態調査ニ當リ其ノ實情ニ應ジテ之ガ救濟教化ニ努ムルコト茲ニ年アリ
今ヤ中小商工業ノ萎微沈滞ト農山漁村ノ疲弊困憊トニ加フルニ未會有ノ風水害ニ依リ生活ノ不安ヲ訴フルモノ愈々多シ

此ノ秋ニ方リ我等方面委員ハ其ノ職責ノ重大ナルニ鑑ミ協心戮力一層其ノ本務ニ精勵シ共存共榮ノ美風ヲ振作シ隣保相扶ノ實ヲ舉ゲ以テ府民生活ノ安定ト社會福祉ノ増進ニ寄與貢獻セムコトヲ期ス

昭和十年度

主催 京都市、京都市

日時 昭和十年十一月十二日、午後一時三十分開會

會場 同志社榮光會

來賓として府市會議員、各社會事業團體代表者、各町村長、各警察署長、その他多數の來會あり、方面委員諸氏は

定刻前より續々つめかけ、會場は立錐の餘地なき有様である。司會者の開會告辭につき、大國旗を前にして莊嚴なる國歌齊唱に始まり、國民精神作興に關する詔書の奉讀の後、北里學務部長の開會の挨拶があつて、第三回勤続感謝狀贈呈式に移り、鈴木京都市知事より方面委員として十年以上勤続奉仕せられたる三十三氏に對し感謝狀を贈呈し、次に方面委員として就任以來、特に功勞顯著なる三氏に對し、財團法人京都市方面委員振興會にては、同會寄附行爲第四條第四項に基き、方面事業功勞章を贈呈、次いで鈴木府知事告辭、淺山京都市長挨拶、半井社會局長告辭(北里府學務部長代讀)、來賓祝辭、勤續者代表、功勞者の各謝辭ありて報告に入り、

一、昭和九年度方面委員事業報告

京都市府學務部長 北里 善 從氏

一、昭和九年度救護法施行狀況報告

京都市社會課長 漆葉 見 龍氏

一、方面取扱事件報告

1. 昨年度本總會決議事項の件(東山常務幹事、伊藤徳治郎氏)
2. 方面事業週間運動に關する件(上京常務幹事、西田三郎氏)
3. 第六回全國方面委員大會狀況(深草常務委員、今邑幹令氏)
4. 近畿方面委員聯會狀況(東山常務幹事、河内長右衛門氏)

の各報告あり、淺山幹事長(市長)座長に推され、協議事項の審議に入り、幹事會提出にかゝる「方面委員制度の徹底強化に關する件」につき各意見の發表あり、緊急動議「精神耗弱者收容所建設方を市當局に建議する件」を満場一致賛成、これが實行のため各行政区一名づゝの實行委員を置くこととし、實行委員は座長これを指名して可決確定した。

2. 聯合方面委員總會

上京聯合方面委員總會

日 時 昭和七年四月二十八日午後一時
會 場 釋迦堂及第三社會館

上京各方面委員、府社會課長、其他關係職員出席、釋迦堂に於て上京各方面委員關係物故者追悼會を盛大に嚴修し、次いで第三社會館に總會を開き、諸般の報告があつた。

日 時 昭和八年四月十二日午前十時
會 場 第二社會館

知事告辭に次いで事業、會計の報告あり、議事に入り 1. 救護法に關する被救護者調査の件を可決。動議として 2. 方面委員が京都府の方面手帳を所持する場合は市電の無賃乗車を許可せらるゝ様其筋に建議する件、 3. 昭和八年度に於て西陣賃織業者を中心としたる社會調査を施行せられんことを府當局に建議する件の提出あり、何れも満場一致で可決閉會した。

日 時 昭和九年十一月七日
會 場 西陣隣保館

知事告辭(築府社會課長代理)京都市長祝辭(漆葉市社會課長代理)あり、事業、會計の報告に次いで小瀬府囑託より少年救護法の實施に就て詳細説明、協議に入り、1. 少年救護實施に伴ひ方面委員のとるべき方法如何、2. 救護法に依る取扱に關する件、3. 西陣賃織業者に對し方面委員としてとるべき對策如何につき各委員熱心に意見を發表し、次い

で京都地方裁判所檢事三木晴信氏より「少年保護に就て」と題する講演あり、盛會裡に閉會した。

日 時 昭和十年十月十六日午後一時三十分分開會
會 場 第二社會館

國歌齊唱、知事告辭、市長祝辭、來賓の祝辭に次いで事業、會計、其他の報告あり、協議事項、1. 保養所建設に關する件(上京幹事會に一任)、2. 方面事業助成金増額に關する件(上京幹事會に一任)、3. 同情袋に依る方面資金募集の件(研究に決す)、終つて歡談の裡に閉會した。

日 時 昭和十一年十一月十一日
會 場 紫野隣保館

當日は岩重學務部長、田村社會課長臨席の下に開會せられ例の如く式を終り協議題に入つた。方面委員は熱心に聽取せられ活潑なる意見の交換があり盛會裡に終つた。特に松野職業課長の「職業課と方面委員」と題して講演があつた。

日 時 昭和十二年五月二十二日
會 場 紫野大徳寺

大徳寺の好意に依り貸與せられた會場には會員三百餘名參會せられ田村社會課長の臨席を得て開催された。知事市長の祝辭に次いで協議に移り、一、聯絡統制に關する件、二、出產扶助の件、三、附添婦廢止の件、四、窮

者電燈料免除の件に付き熱心なる意見交換があつた。新緑の氣腹郁たる中に、和氣と緊張の會議二時間半無事終了を告げて慰安會に臨んだ。

中京聯合方面委員總會

日 時 昭和六年六月二十七日午前十時開會、正午閉會
會 場 六角會館

所屬方面委員約百五十名、來賓として知事代理高橋社會課長、市長代理吉村社會課長及區長、所轄警察署長、各社會事業團體長、方面常務幹事、其他方面委員事業關係者約五十名出席、先づ知事告辭、來賓祝辭ありて後、事業、會計、取扱各事項の報告あり、協議に移り、(一)同情週間に關する件、(二)浮浪者取扱に關する件につき協議し、正午盛會裡に閉會した。

日 時 昭和七年十月二十五日午後二時開會
會 場 中京區役所樓上

京都市長の祝辭に次いで事務、會計の報告あり議事に移り、(一)救護法による取扱に就て扶養義務者不履行の場合方面委員として採るべき方策如何、(二)同情週間舉行に關する件、可決、懇談の後閉會した。

日 時 昭和八年十一月十四日
會 場 中京區役所

知事告辭(川久保府學務部長代理)、來賓祝辭、鈴木中京區長、京都醫師會々長に次いで事業、會計、取扱事項の報

告、協議に入り、1.結核患者收容力増加に關する件、2.同情週間に關する件につき協議し、それ〴〵可決閉會した。

日 時 昭和九年十一月十七日
會 場 中京區役所

知事告辭(築府社會課長代讀)、京都市長祝辭(漆葉市社會課長代讀)、來賓、鈴木中京區長の祝辭に次いで事業、會計の報告、協議に入り「同情袋募集に關する件」は例年通り實行することに決議、かくて閉會が宜せられ、小瀬府囑託の「少年救護法に就て」の講演を聴講した。

日 時 昭和十年十一月二十二日午後二時閉會
會 場 中京區役所

淺山議長の挨拶に始まり、知事の告辭、淺山市長、鈴木區長の祝辭の後、事業、會計報告あり、次いで同情袋に依る資金募集の件を満場一致可決して閉會した。

日 時 昭和十一年十一月二十八日
會 場 中京區役所

當日は田村社會課長來席せられ盛況に閉會された。例の如く國歌齊唱、知事市長來賓の告辭あり、事業報告の後、協議題に移つた。

本總會は方面委員各位の熱心なる意見の交換あり非常な眞剣さが見受けられた。特に松野職業課長の「職業課と方

面委員」に就いて講演があつた。

下京聯合方面委員總會

日 時 昭和六年六月十三日
會 場 枳 殼 邸

知事代理高橋府社會課長の告辭、市長代理、村田市助役の祝辭あり、諸般の報告の後協議事項に移り、(一)救護法の實施に關し方面委員の準備對策如何、(二)下京社會事業後援會の機能を發揮する適當なる方法如何、(三)現代の世相に鑑み思想善導に關し方面委員のとりべき方法如何、(四)浮浪者取扱の方法如何の各事項につき熱心に協議し、その處理は方面常務幹事會に一任することとなり、次いで懇談を遂げ盛會裡に閉會した。

日 時 昭和七年六月四日午前十一時開會、午後三時卅分閉會
會 場 枳 殼 邸

方面委員約百七十名出席、來賓として知事代理、相川學務部長、林府社會課長、京都市長代理、鈴木市社會課長、其他五十名列席さる。開會の辭に次いで事業並に會計報告あり、議事に入り(一)社會調査に關する件(二)方面デーに關する件を種々協議し、緊急動議として提案された、赤十字社病院の建設の速成運動を支部長(知事)に請願するの件」を滿場一致で可決、方面デーとともに常任幹事に一任となり、續いて各委員の五分間演說に移りて各意見の發表後、餘興があつて午後三時盛會裡に閉會した。

日 時 昭和八年九月二十七日

會 場 枳 殼 邸

協議事項、1.方面事業デー施行の件、2.方面追弔會舉行の件、3.醫療救護の徹底を圖ること、4.兒童虐待防止に關する申合等につき熱心に意見を交換してそれ／＼決議、その實行を申合せて閉會した。

日 時 昭和九年六月七日
會 場 枳 殼 邸

知事告辭(木村府社會課長代理)、京都市長祝辭(西田市觀光課長代理)があり、事業、會計の報告に次いで協議に入り、1.下京聯合方面の連絡統制を密にし、方面事業の進展を期する適法如何、2.方面事業デー施行に關する件を熱心に協議し、取扱事件の報告があり、晝食後懇談を重ねて閉會した。

日 時 昭和十二年六月廿六日
會 場 枳 殼 邸

長くも 皇太后陛下が御來京遊ばされた當日京都の名園枳殼邸に開催された。
木下常務委員司會となつて進行に當り國歌齊唱、知事の告辭、市長の挨拶あり、川本常務委員が座長となり議事を進めた。府の指示事項として一、方面精神の昂揚に就て、二、要扶掖者の自立向上方指導に就て、其他の説明あつた。事業報告、會計報告に次いで、土田主事補の母子保護法の説明があり、協議題として、「府立健康相談所設置要望」と題して松田委員の説明の後、研究事項として、「要扶掖者ノ生業扶助」があり非常に意義深いものがあつた。

東山聯合委員總會

日 時 昭和七年五月十八日午後一時開會
會 場 東山區役所

方面委員八十餘名出席、府社會課より小瀬囑託、矢野主事補列席、開會の辭について、會計・事務の報告あり、議事に入り(一)社會調査の件を協議、終つて博物館に岩倉公展覧觀覽の無料入場の許可を得て、岩倉公を通じて維新の大業を追懷した。

日 時 昭和八年五月二十五日午後一時三十分開會
會 場 建仁寺大方丈

方面委員百十四名出席、來賓として知事代理、川久保學務部長、その他二十八名の列席あり。先づ當方面委員、物故者、追悼會を嚴修し、終つて總會に移り、知事告辭、市長祝辭の後、會計事業並に取扱事項等の報告あり、議事に入り、(一)生活扶助費を支給せる世帯の家計日誌を擔任委員に於て作成するの件を全會一致可決、(二)主事補駐在制に關する建議(緊急動議)を異議なく可決す。續いて京都帝大教授作田莊一博士の講演、佛教方面委員、五島法住師の講話あり、盛會裡に閉會した。

日 時 昭和九年五月二十二日午後一時開會
會 場 清水賣性院

知事告辭(木村府社會課長代理)、京都市長祝辭(漆葉市社會課長代理)に次いで、昨年の總會後に於て物故せられたる貞教學區、木村梅次郎氏、一橋學區、長谷川卯之助氏、有濟學區、安達武志雄氏、勸修學區、西田善次氏、柳生乙

吉氏の靈を弔ひ、五分間の黙禱を捧げ、かくて事務、會計取扱事件の各報告あり、議事に入り昭和九年度收支豫算案を可決、協議事項たる「第七社會館を中心として將來なすべき方面事業に關し意見承り度し」について出席委員から交々適切なる意見出で、常務委員會に一任を得て研究することゝなつた。續いて清水寺貫主大西良慶師の精神作興に關する講話があつて盛會裡に閉會した。

日 時 昭和十年五月二十三日午後一時三十分開會
會 場 五條坂袋中庵

知事告辭(北里府學務部長代理)京都市長祝辭(漆葉市社會課長代理)に次いで、會計、事業等の報告あり、協議事項に入り先づ緊急動議として「方面事業財源確立に關する宣言決議」が附議され、満場一致、非常な意氣込みを以て左記宣言文及び決議文を可決した。東山區方面委員は將來五ヶ年間に各自壹百圓づゝを積立讓出し、率先して方面事業財源確立に範を示すことゝなつた。

宣 言

我等東山區所屬京都市方面委員へ社會ノ安寧福祉ヲ増進スベク凡ニル努力ヲ傾注シ以テ今日に及ベリ、曩に本府方面委員總會ニ於テ決議ヲ見タル方面事業財源ノ確立ハ我東山方面ニ於テ最モ緊要事タリ、今ヤ内外ノ時局愈々重大ヲ加ヘ益々國民精神ノ振作更張ト國民生活ノ充實安定トヲ要ス。

此ノ秋ニ當リ我等東山區所屬方面委員タルモノ他ニ率先シ速ニ其ノ財源ヲ確立シ仍テ救濟教化ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期ス

右 宣 言 ス

決 議

我等方面委員ハ其ノ使命ノ重大ナルヲ自覺シ方面事業財源ノ確立ニ付躬ヲ以テ衆庶ノ範タランコトヲ期ス
右決議ス

東山區聯合方面委員會

次に議題、1.昭和十年聯合方面事業費豫算(原案可決)、2.方面委員制度強化に関する件(制度の一方法としての方策を決定) 3.東山方面ニュース發行の件(決議)、右終つて淨土宗知恩院岩井管長より『皇室の御仁慈と方面事業』と題する講演あり、一同懇談を交へ盛會裡に散會した。

左京區聯合方面委員總會

日 時 昭和六年十一月二十二日午前九時三十分
會 場 左京區役所樓上

出席者方面委員六十三名、來賓二十五名にして、協議に入り、(一)聯合方面委員規程案を可決、(二)社會館建設に關する件は常務委員に一任と決定、終つて海野幸徳氏の講演「救護法と方面委員」あり、次いで有志の研究座談會を催した

日 時 昭和九年十一月二十六日午後二時二十五分開會
會 場 左京區役所

知事告辭(築府社會課長代讀)、京都市長(漆葉市社會課長代讀)、百萬遍知恩寺法主、(森執事長代讀)の各祝辭に次いで事業、會計報告、協議に入り、1.左京聯合方面事業後援會組織に關する件、2.變死人處置に關する件、3.鮮人歸

鮮に關する件、4.要救護者カードの整理を一層嚴密にする件、5.方面事業資金の財源に就て研究をなす件等につき研究對策を講じ、終つて桑田百萬遍知恩寺法主より「同情心と方面事業」小瀬府囑託より「少年救護法に就て」の講演を熱心に聴講して散會した。
十年度なし。

日 時 昭和十一年十一月十日
會 場 左京方面會館

本年度總會は、岩倉學務部長、田村社會課長の來席を得て國家齊唱、知事告辭、市長祝辭、來賓祝辭に次いで、事業報告、會計報告あり協議題に移つた。

當日は多數、方面委員の參會あり、意氣軒昂、熱心に意見の交換あり盛會であつた。
特に松野職業課長の「職業課と方面委員」と題する講演があつた。

右京區聯合方面委員總會

日 時 昭和六年十月二十六日午前十時開會、正午閉會
會 場 仁和會館

長官代理として高橋社會課長及び關係議員の臨席あり。開會の挨拶、事業報告の後、知事告辭に次いで協議事項、(一)救護法による要救護者にも方面委員會の給與をなすべきや、(二)市立宇多野療養所を擴張し結核患者の増加收容力を市に要望するの件、(三)方面委員事業資金造成に關する件等について協議し、取扱事項の報告ありて正午盛會裡に閉會した。

日 時 昭和七年十月二十四日午前十時開會

會 場 右京區役所

知事の告辭、京都市長の祝辭の後、會務、會計の報告があり、小瀬府囑託より方面委員事業に関する講演を聴き、懇談を重ねて閉會した。

日 時 昭和八年十月四日午前十時開會

會 場 右京區役所

知事代理、川久保學務部長より告辭、漆葉市社會課長より市長代理として挨拶あり、事業、會計の報告に次いで協議事項として方面委員會經常費の捻出につき、各委員より交々意見の開陳あり、終つて小瀬府囑託の兒童保護一般と虐待防止に関する講演を聴き、懇談に移り盛會裡に閉會した。

日 時 昭和九年十一月十九日

會 場 右京區役所

知事告辭(築府社會課長代讀)京都市長祝辭(漆葉市社會課長代讀)、來賓、淺山京都府方面聯盟理事長並に西村右京區長の祝辭に次いで事業、會計の報告あり、協議に入り「右京區に救療機關設置要望の件」を附議、結局聯合常務委員會に於て十分に研究を重ね、具體案を提げて當局に陳情するといふに決した。終つて小瀬府囑託の「少年救護法に就て」と題する講演を聴き、緊張の裡に閉會した。

日 時 昭和十年十月七日午後二時開會

會 場 右京區役所

國歌合唱・知事告辭(小林祕書課長代理)、市長祝辭(漆葉市社會課長代理)、中山右京區長祝辭に次いで取扱事件、九年度決算の報告、十年度豫算審議(原案可決)、右京區方面隣保會館建設経過報告等にて議事を終り、同志社大學教授、竹中勝男氏より「最近社會事業に於ける方面制度」と題する講演あり、出席者百二十名に達し頗る盛會であつた。

日 時 昭和十二年四月十三日午後一時

會 場 右京隣保館

田村課長來席の下に開會せられ、當日は花曇り氣づかほしい天氣も方面委員の總意氣には雨雲がスツカリ吹き散らされた。來賓三十三名、委員七十三名の參會で、稀に見る盛況であつた。協議題に入り準備金造成規程が満場一致異議なく可決され、右京方面聯合委員會も基礎が漸く出來た。次いで實例報告があり、有意義な總會であつた。

伏見方面委員總會

日 時 昭和七年十一月八日午前十時

會 場 伏見十六會館

事業、會計報告の後、本年度追加豫算承認の件、昭和八年度豫算の件を可決、これにて議事を終り、知事の告辭(小瀬府囑託代讀)、市長挨拶(漆葉市社會課長代讀)あり、午後は區内各同組合長を招待し、本事業の宣傳講演並活動寫眞會を開催した。

日 時 昭和八年十一月六日午前十時開會

會 場 伏見區役所

横大路、下鳥羽、納所、向島、醍醐等遠路の各委員も殆ど缺席なく參集、知事の告辭(木村府社會課長代理)京都市長の告辭(漆葉市社會課長代理)、秋田伏見區長の祝辭あり、會計、會務の報告の後、小瀬府囑託の兒童虐待防止法に關する講演があつて閉會した。閉會後枚方遊園地に觀菊會を催しながら懇談した。

日 時 昭和九年十一月八日

會 場 伏見區風呂屋町西方寺

知事告辭(築府社會課長代理)、京都市長祝辭(漆葉市社會課長代理)、次に事業、會計の報告ありて協議に入り「社會館建設に關する件」を満場一致可決、小瀬府囑託の「少年教護法の實施に就て」の講演を熱心に聴講、晝食後京都佛教徒方面委員會の諸師によつて、先亡方面委員並に風水害に因る遭難者の法要を嚴修した。

日 時 昭和十年十一月八日午前十時開會

會 場 御香宮神社境内參集所

知事の告辭、市長の祝辭に次いで事業、會計の報告、協議事項、方面委員制度の徹底強化に關する件は、伏見區としてはカード階級の精神化に一段の力を注ぐべきことに意見の一致を見た。緊急動議として府方面委員總會に精神耗弱者收容所を設置せられんことを市當局に建議するの件を満場一致可決、かくて閉會し、一同大阪府下の社會見學に赴いた。

日 時 昭和十一年十一月十三日

會 場 奉 贊 館

岩重學務部長、田村社會課長の來席あり、例の如く式を終つて活潑なる協議に入つた。協議題としては「診療所設置方を京都共濟會若くは恩賜濟生會へ建議するの件」と「救療入院患者に對する附添婦の費用支出方を其筋へ建議するの件」であつた。之は伏見方面には未だ診療所の施設が無いので、緊急の問題である目下の情勢では多少困難である。又附添婦の事も當然であるけれ共、之も實現至難である。何れにしても方面委員各位の眞劍振りには感謝の外ない。

3. 郡部方面委員總會

丹後方面委員總會

日 時 昭和九年一月二十三日午前十時開會、午後四時閉會

會 場 與謝郡宮津公會堂

出席者、來賓三十三名、方面委員四十八名、木村府社會課長開會の辭を述べ、知事告辭(川久保學務部長代理)、來賓祝辭、宮津町長、宮津警察署長、祝電(淺山市部幹事長)、次いで「農村社會事業と自力更生」の題下に小瀬府囑託の講演あり、晝食後協議に入り、「時局匡救に關して方面委員の執るべき對策如何の諮問案について熱心に所見の發表あり、事務の打合せを行ひ盛會裡に閉會した。

日 時 昭和十年十二月十七日午前十時

場 所 峰山町震災記念館

開會の告知に次いで國歌齊唱、詔書奉讀先亡方面委員諸靈に對する默禱の後知事來賓の告辭あつて直ちに協議に入つた。當日は何十年來の五寒で奥丹後地方一帯は二尺以上の積雪を見て到る所交通機關が杜絶した程であつたにも拘らず多數、方面委員が參會せられた。協議に入つて、一、郡單位の連絡機關の設置、二、社會事業主事補駐在の要望があり、社會事業の研究、子弟の職業斡旋、方面事業資金に付いての申合せがあり盛況裡に閉會した。

丹波方面委員總會

日 時 昭和九年一月二十六日午前十時三十分開會、午後四時閉會
會 場 船井郡國部公會堂

出席者來賓九十五名、委員五十七名、木村府社會課長の開會挨拶、知事告辭(川久保府學務部長代理)、來賓國部町長、市部聯合方面幹事長代理、西田太三郎氏、國部警察署の各祝辭に次いで、小瀬府囑託の講演あり、晝食、午後一時より協議會に入り、1. 方面委員制度未設置町村に對し速かに設置方促進要望の件(國部町方面委員提出)、2. 丹波地域方面委員聯盟結成要望の件(國部町方面委員提出)、3. 各郡單位に聯合方面委員會組織方を講ぜられる、様府に要求しては如何(龜岡町方面委員會提出)、4. 職業輔導並に一般福利増進に關する適切有效なる助成方法を當局に要望するの件(國部町方面委員會提出)を熱心に協議し、1. 2. 3. は聯盟組織を可決、方法は府に一任することに可決、4. は文書により當局へ希望することに決定、最後に本府提出の「時局匡救に關して方面委員の執るべき對策如何」につき各委員より希望、抱負等につき率直に開陳あり、所期以上の成果を收めて閉會した。

日 時 昭和十一年十二月十八日午前十時
場 所 福知山町公會堂

常例の如く式を終り、北里學務部長の來席の下に開會した當日は雪の中を遠く北桑田の山奥より遙々參加せられた方面委員の無報酬の沒我的社會奉仕の尊さには感謝の外はない。

協議題に入るや北里部長座長席に就き、「社會淨化の根本は愛と敬」であるとの意見發表があり方面委員の實例報告の後、方面事務諸般の打合があつた。

山城方面委員總會

日 時 昭和九年二月六日
會 場 久世郡宇治公會堂

出席者、來賓四十八名、委員五十五名、來賓飯田京都府町村長會長、淺山市部聯合方面幹事長、宇治警察署長の祝辭を終り、小瀬府囑託の講演の後晝食、午後一時より協議に入り、府の諮問にかゝる「時局匡救に關して方面委員の執るべき對策如何」について各委員より熱心に意見の開陳あり、次いで1. 郡部方面委員の活動を容易ならしむる良策如何(多賀村方面委員會提出)、2. 各方面事業資金募集方法の良策承り度し(宇治町方面委員會提出)について意見を交換し、最後に事務取扱上の打合を行ひ盛會裡に閉會した。

日 時 昭和十一年十二月十九日
場 所 田邊町一休寺

山城七郡の方面委員が參集せられ 皇室に由緒のある一休寺に昭和十年度總會が開催された。當日は北里學務部長の坐長の下に式後協議に移り、各種團體との連絡醫療救護の設置に付き熱心に論議せられ、健康相談所の出張所開設の報告あり、終りに社會時報の無料配布の要望あつて閉會した。

4. 全國大會其他

全國方面委員大會は毎年開催せられ、本府代表者は毎回多數出席し、六大都市包含、府縣方面委員協議會にも昭和六年以降毎回代表者を出席せしめた。昭和六年七月二十六日東京に於て全日本方面委員聯盟發會式舉行あり、本府代表者多數出席した。その宣言に曰く、

我等三萬の方面委員茲に結んで全國聯盟を組織し、相勵まして社會奉仕の精神を昂揚し、相警めて公平不羈の本分を確守し、救護法及軍事救護法の適正なる運用に努め、任意的救助の擴充徹底を圖り、國民を塗炭の苦しみより救ひて社會不安の根源を交除し、傷痍軍人並に軍人遺家族の救護に盡して奉公の誠を致し、以て方面委員制度の根源を培ひ、其の堅實なる發達を遂げんことを期す

方面委員の熱意をこゝに表明した。

近畿方面委員聯絡會は引續き毎年二回開催せられ、本府主催として開催されたのは、昭和七年十一月十八日(第十回東福寺に於て)、及び同十年四月十日(第二十回京都市岡崎公會堂東館に於て)の兩回であつた。各回の協議事項は左の通りである。

第十五回(年月日 昭和七、一、一八日) 主催 京都府

一、恩賜 濟生會病院及同診療所其他指定醫師に對する救護法醫療費支辨の方法に付承り度し。

(大阪府)

二、前回の決議に依る結核療養施設の整備特に「ラチオ」納付金に依る施設促進に關する聯絡府縣の狀況承り度し。

(大阪府)

三、所謂「ルンペン」に對する救護の方法及實際救護せらるゝ場合の内容に付承り度し。(兵庫縣)
四、青少年の就職斡旋に關する件。(滋賀縣)

五、方面委員が中心となつて更生の實を擧げられたる事項あらば承り度し。(奈良縣)

六、歳末に於ける「カード」階級者に對する各方面よりの寄贈金品を如何なる方法に依り分配給與せらるゝや其の狀況承り度し。(京都府)

第十六回(年月日 昭和八、五、一〇日) 主催 奈良縣

一、癩療養所の擴張方を其の筋へ建議の件。

二、本聯絡會へ隣接府縣の方面委員代表者を招待するの可否。

三、二府四縣方面事務連絡の爲事務所に左表作製の件。

四、連絡委員の一層有效なる活動を促し相互連絡の敏活を圖る良法に付御意見承り度し。

(滋賀縣)

五、方面委員若くは方面會に於て經營せる授産事業の狀況承り度し。

(大阪府)

六、失業者就勞斡旋の狀況に付き承り度し。

(和歌山縣)

七、時局に鑑み方面委員の執るべき社會的指導方法如何。

(奈良縣)

第十七回(年月日 昭和八、一〇、六) 主催 和歌山縣

八、近畿方面委員聯盟設立に關する件。

九、府縣立精神病院設立に關する件。

- 一、救護費國庫補助に關し特別市町村設定方建議に關する件。(滋賀縣)
- 二、「カード」階級に對し電燈料金全免方各關係電燈會社へ本會の名に於て交渉の件。(奈良縣)
- 三、「ラチオ」納付金に依る結核療養施設の狀況承り度し。(京都府)
- 四、要救護者の移送運賃の減免方關係方面に交渉の件。(兵庫縣)
- 五、ルンペン階級の不就學兒童發見の場合に之を如何に取扱ふべきか。(京都府)
- 六、時局匡救醫療救護打切後に於ける醫療救護の實施に關し聯絡會として講ずべき對策如何。(和歌山縣)

第十八回 (年月日 昭和九、五、一五日) (主催 大阪府)

- 一、組合組織に依る農村醫療施設の狀況承り度し。(滋賀縣)
- 二、花柳病患者に對する施療には相當考慮を要するものありと思料す之に對する取扱狀況承り度し。(和歌山縣)
- 三、方面委員と警察、學校との連絡を一層密接ならしむる良法如何。(京都府)
- 四、兒童虐待防止法に依る被虐待兒童處置に關する件。(京都府)
- 五、出動軍人遺家族の慰安救護に關し最も適切なる方法承り度し。(奈良縣)
- 六、全日本方面委員聯盟主催全國方面委員大會研究事項取扱方に關し御意見承り度し。(大阪府)

第十九回 (年月日 昭和九、一、一日) (主催 滋賀縣)

- 一、方面委員として少年救護法實施に對し各府縣に於て如何なる方針を採らるゝや實狀承り度し。(京都府)
- 二、方面事業助成會の普及發達に關し適切なる方法承り度し。(奈良縣)
- 三、罹災者の復興を速かならしむる爲方面委員として特に努力すべき點如何。(和歌山縣)
- 四、方面事業の恒久的財源確立に關する件。(兵庫縣)
- 五、本聯絡會の參加府縣の内的連絡に就て。(大阪府)
- 六、不良住宅改善に關し特別なる施設を講ぜられんことを其の筋に建議しては如何。(滋賀縣)

第二十回 (年月日 昭和一〇、四、一〇) (主催 京都府)

- 一、方面委員制度の徹底強化に關する件。(大阪府)
- 方面委員助成事業の普及發達に關する件。
- 右第六回全國方面委員大會協議事項に關し各府縣の御意見を承り度し。(依て之が缺陷を補ふため適切なる對策を講ずるの要ありと認む之に關し御意見承り度し。)
- 二、被救護者激増の趨勢あるに不拘救護費國庫補助増額は望まれざるの現況にあり、依て之が缺陷を補ふため適切なる對策を講ずるの要ありと認む之に關し御意見承り度し。(兵庫縣)
- 三、兒童保護思想の普及徹底方に關し承り度し。(奈良縣)
- 四、白痴の兒童、青少年を有する貧困家庭の救済に關し實情承り度し。(滋賀縣)
- 五、母子保護施設の狀況承り度し。(同上)
- 六、傷病兵保護に關し各府縣の狀況承り度し。(京都府)
- 七、救護法に依る國庫の補助を増額せられ度し。(關係大臣宛建議)

第四章 方面委員制度整備期

第一節 方面委員令實施

本府方面委員制度は創始以來十有八年、その間關係各位の深い理解と、委員各位の熱誠なる活動とにより極めて順調なる發展を遂げ、各種社會事業中最も樞要なる地位を占め、制度益々擴充せられ、愈々その實績を擧げ來つた時、昭和十一年十一月十三日 勅令第三百九十八號を以て方面委員令が公布せられ、又同年十一月十四日、内務省令第四十四號方面委員銓衡委員會及方面事業委員會の組織に關する規定、勅令第三百九十九號救護法施行令中改正に關する件の公布あり、昭和十二年一月十五日より之が施行を見た。これを以て本制度は國家管理の下に統制せらるゝに至つたのである。本府に於ては之が施行に先立ち、管内の事情に鑑み、從來本府限りで設置されてゐた本制度の特殊性を充分に考慮し、諸般の準備を進め、本令施行に伴ふ京都府方面委員規程並に京都府方面委員執務規程を制定し、これが施行に關する依命通牒と共に同年一月十四日府公報號外を以て公布、翌十五日より之を實施した。かくて本制度は府下全部の町村に施行せらるゝこととなり、同年八月一日全府下に互る方面委員網の完成を見るに至つた。

本府方面委員諸規程は別掲(第二編附録)の如く、依命通牒は左の通りである。

昭和十二年一月十四日

一 社會第二〇三四號

市 町 村 長宛

方面委員令施行ニ關スル件依命通牒(京都府學務部長通牒)

方面委員令及之が施行ニ關スル省令並ニ救護法施行令中一部改正ニ關スル件客年十一月十四日公布セラレ之に伴ヒ本府方面委員規程並ニ方面委員執務規程本日公布相成候處右ハ現行方面委員制度ヲ擴充強化シ以テ各種社會事業ノ運用ヲ完カラシメントスルモノ有之候條之が施行ニ際シテハ豫メ必要ナル諸般ノ準備ヲ整ヘ且本令制定ノ趣旨ヲ一般ニ普及徹底セシムルハ勿論本制度ノ統制アル活動ヲ圖ルニ萬遺憾ナキヲ期シ特ニ左記各項ニ付テハ周密ナル注意ヲ拂ヒ以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ一段ノ御努力相成度右依命通牒候也

一、一般事項

- (一) 方面委員令ノ運用ニ當リテハ各地方ノ實情ニ鑑ミ其ノ特殊性ヲ考慮スルハ極メテ肝要ナルヲ以テ今後ト雖モ舊慣ニシテ尊重スベキモノアル場合ハ努メテ存置スルコト
 - (二) 方面委員ノ活動ハ其ノ精神的要素ニ負フ所頗ル多キニ鑑ミ特ニ之ガ指導精神ヲ方面委員令第一條ニ規定セラレタルモノナルヲ以テ關係者ヲシテ之ヲ了得セシムルト共ニ今後一層其ノ昂揚ニ努ムルコト
 - (三) 方面委員ト救護法第四條ノ規定ニ依ル委員トハ其ノ職務上相互ニ密接ナル關係アルヲ以テ從前ト雖モ同一人ヲシテ之ニ充テシムル方針ナリシ處更ニ其ノ趣旨ヲ明確ニスル爲今般特ニ救護法施行令ヲ改正セラレ兩者ノ任期ヲ一致セシメラレタルニ付承知セラレタキコト
 - (四) 方面委員ノ職務ハ近時愈々複雑多岐ヲ極メ之ガ事務ニ關スル輔導ノ必要ハ益々緊切ヲ加ヘツ、アルヲ以テ市町村ニ於テハ特ニ之ガ事務輔導ニ關シ考慮ヲ拂フコト
 - (五) 既設ノ方面事業後援團體ニ對シテハ今後益々其ノ内容ノ充實整備ヲ圖ルコト尙之ガ設ケナキ地方ニ於テハ其ノ設置ヲ圖ルコト尤モ其ノ實施ニ當リテハ他ノ社會事業團體トノ關係ニ付充分ノ考慮ヲ拂フコト
- 二、方面委員適任者ノ報告ニ關スル事項
- (一) 本年一月十五日以前ニ於テ府ノ規程ニ依リ方面委員ヲ設置セザリシ町村ニ於テハ方面委員適任者ヲ別ニ定メラレタル定數ニ據リ選定シ様式第一號ニ依リ報告スベキコト其ノ人選ニ付テハ特ニ慎重ヲ旨トシ苟モ情實ニ流ルルガ如キコトナキヲ期スルト共ニ各方面ノ適任者ヲ網羅スルニ努メ必要ニ應ジテハ婦人ヲ加ヘ特ニ左記各項ニ該當スル者ノ中ヨリ之ヲ選定スベキコト
 - (イ) 老齡又ハ若年ニ過ギザルコト

第一編 方面委員制度發達史

- (ロ) 同情ノ念篤ク且斯業ニ熱意ト理解トヲ有スルコト
 - (ハ) 黨派的偏見ニ陥ル虞ナキモノナルコト
 - (ニ) 相當程度ノ生活ヲ營ミ信望篤ク且日常擔任地域内ノ居住者ト接觸シ得ル立場ニ在ル者タルコト
 - (三) 方面委員定數ニ缺員ヲ生ズルニ至リタルトキハ前項ニ基キ適任者ヲ選定シ速ニ報告スベキコト
 - (四) 方面委員ニ於テ不都合ノ行爲アリタルカ又ハ前項一項ニ該當セザルニ至リ其ノ職務執行上ニ支障アリト認メタルトキハ任期中ト雖モ速ニ其ノ解任方ヲ様式第二號ニ依リ内申スルコト尙方面委員死亡シタルトキハ速ニ様式第三號ニ依リ報告スルコト
- 三、方面委員ノ職務執行ニ關スル事項
- 方面委員ノ職務執行ニ當リテハ京都府方面委員職務規程ニ依ルノ外尙左記事項ニ留意セシメラレタキコト
- (一) 職務執行ニ當リテハ私交上ノ親疎政治上又ハ宗教上ノ主義主張ノ相違等ニ拘ラズ常ニ個體ノ措置ナキヲ期スルコト
 - (二) 方面委員相互間ハ勿論關係方面ト常ニ密接圓滿ナル協調ヲ保持スルニ努メ就中警察官署長等トハ特ニ緊密ナル聯絡ヲ保ツニ留意セシメ尙取扱上必要ト認メタル事項ハ遲滞ナク關係方面ニ對シ通知スルコト
 - (三) 濫リニ政治運動選舉運動等ニ奔走シ世人ノ誤解ヲ招クガ如キコトナキ様注意スルコト

(様式第一號)

方面委員適任者報告書

氏名	生年 月日	職業	經歷ノ概要	電話 番號	住所	受持 區域	受持 擔當 世帯數	備考

右報告候也
昭和 年 月 日
京都府知事 殿

市町村長

(様式第二號)

方面委員解囑内申書

氏名	住所	受持區域	事由	由	備考

右内申候也
昭和 年 月 日
京都府知事 殿

市町村長

(様式第三號)

方面委員死亡報告書

氏名	住所	受持區域	死亡年月日	備考

右報告候也
昭和 年 月 日
京都府知事 殿

市町村長

第二節 方面委員網の完成

1. 新令に依る方面委員銓衡

前述の如く新令による本府方面委員規程制定に當つては、舊慣にして尊重すべきものは、法の範圍に於て出來得る限り之を存置することとし、以て京都の實情に即せんことを圖り、苟も法制化に由つて劃一的に陥るが如きことなき様留意されたから、新令に依り多少その形式は變化を見たが、その實體に至つては少しも變つて居らないと謂つてよ。

従つて方面委員の選任については、從來の委員は昭和十一年一月囑託して間もないことであるから輕々しく改選することをなさず、十四日を以て委員千四百有餘名に對して一應解囑辭令並に挨拶狀を發し、翌十五日直に新令に基く第一回銓衡委員會を府參事會室に於て開會の上その意見を徴し、市部九百六人、郡部五百五人、合計一千四百十一人の選任を見たが、大體從來の委員がその儘囑託されたのである。

2. 府下全部に施行さる

第二回方面委員銓衡委員會は昭和十二年七月三十一日府參事會室に於て開會せられ、市部六十七人、郡部八百五十九人、合計九百二十六人の銓衡を終り、八月一日より實施せられた。かくて郡部二百二十一ヶ町村に新設を見、これに府下全部に互り方面委員網は完成せられたのである。

3. 方面委員銓衡委員會

昭和十二年一月十五日、方面委員令に依り新設せられた京都府方面委員銓衡委員會は左の如く開會せられ方面委員

を選定した。

回数	開會年月日	開會場所	銓衡セラレタル方面委員
第一回	昭和十二年一月十五日	參事會室	一、四一人 (市部九〇六人、郡部五〇五人)
第二回	同 年七月三十一日	參事會室	九二六人 (市部八五九人、郡部六十七人)
第三回	同 年十一月二十二日	(持廻り)	一五人 (市部八人、郡部七人)
第四回	同 十三年三月十二日	參事會室	四〇人 (市部二七人、郡部十三人)
第五回	同 年十二月十九日	(持廻り)	九七人 (東舞鶴市三五八人、舞鶴市三九人)
第六回	同 十四年二月二十日	(學務部長室)	三九人 (市部二五人、郡部一四人)
第七回	同 年五月二日	(持廻り)	一九人 (市部一八人、郡部一人)
第八回	同 年八月十九日	(持廻り)	二五人 (市部一八人、郡部七人)
第九回	同 年十一月八日	(持廻り)	二九人 (市部二一人、郡部八人)
第十回	同 年十二月二十二日	(持廻り)	二二人 (市部一八人、郡部四人)
第十一回	同 十五年六月四日	(持廻り)	三五人 (市部二二人、郡部一三人)

銓衡委員	銓衡委員長	委員	同
鈴木脩藏	京都府學務部長	京都府警察部長	京都府社會課長
小菅芳次	植田源一		

同	京都府職業課長	稻田基隆
同	京都市助役	除野康雄
同	京都府社會事業主事	井上清四郎
同	京都府町村長會長	遠坂憲治
同	京都市公同組合聯合會長	吉村禎三
同	京都府方面委員聯盟副會長	河内長右衛門

4. 方面委員聯盟規約改正

府下一圓に方面委員の設置を見るに至り、これ等方面委員の聯絡を密にして、研究協議の便を圖るため、各郡に方面委員聯合會、更に山城、丹波、丹後の方面聯合會が結成を見、京都市と肩を並べて六名の當番幹事、十五名の常務幹事が選任せられた。それとともに本府方面委員聯盟の組織も擴大強化せられ、聯盟規約を改正し、昭和十三年四月一日を以て之を實施した。

大體從來の聯盟規約は聯盟そのものの本質が委員相互の聯絡と云ふことにあるのでその役員の如きも最初は方面委員の中から全部選ばれてゐたが、斯くては事務の遂行上に多少不便の點もある所から昭和十二年度の聯盟幹事會に於て規約の一部が改正され、又本年度の幹事會に於て再度の改正があり、茲に始めて現在の如き規約の結成を見るに至つたのである。

要するに知事を會長に仰ぎ會長をして本聯盟を代表せしめ以て會務を統理させることにしたのが改正の最も大きな點であつて、之は事務を執る上に便利が良いやうにしたに外ならない。

京都府方面委員聯盟規約

- 第一條 本聯盟ハ京都府方面委員聯盟ト稱ス
- 第二條 本聯盟ハ事務所ヲ京都府社會課ニ置ク
- 第三條 本聯盟ハ京都府方面委員相互ノ連絡統制ヲ圖リ方面委員精神ヲ高揚シ且ツノ堅實ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本聯盟ノ事業ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
- 第五條 本聯盟ハ京都府方面委員ノ職ニ在ルモノヲ以テ組織ス
- 第六條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、會長 一名
 - 二、副會長 二名
 - 三、理事 若干名
 - 四、評議員 若干名
- 第七條 會長ハ京都府知事ノ職ニ在ルモノヲ以テ之ニ充ツ
- 第八條 副會長中一名ハ京都府學務部長ノ職ニ在ルモノ、他ノ一名ハ京都府京都市部聯合方面常務幹事長ノ職ニ在ルモノヲ以テ之ニ充ツ
- 第九條 副會長ハ會長事故アルトキ之ヲ代理ス
- 第十條 理事中一名ハ常務理事トシ京都府社會課長ノ職ニ在ルモノヲ以テ之ニ充テ他ノ理事ハ京都府京都市聯合方面常務幹事會ノ當番幹事及山城、丹波、丹後方面常務幹事會ノ當番幹事ノ職ニ在ルモノヲ以テ之ニ充ツ
- 第十一條 理事ハ理事會ヲ組織シ緊急事項ヲ審議ス
- 第十二條 評議員ハ各郡市方面聯合會ノ常務幹事ノ職ニ在ルモノヲ以テ之ニ充ツ
- 第十三條 評議員ハ評議員會ニ出席シ豫算、決算、其ノ他重要ナル事項ヲ議定ス
- 第十四條 本聯盟ニ幹事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
- 第十五條 本聯盟ニ顧問ヲ置キ理事會ノ議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス
- 第十六條 本聯盟ノ經費ハ會費其他ノ諸收入ニ依ル會員ハ會費トシテ年額金壹圓ヲ提出スルモノトス

第一編 方面委員制度發達史

第十四條 本聯盟ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則

本規約ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三節 方面委員設置狀況

京都市並に郡部市町村に設置すべき方面委員の定数は京都市一、〇〇〇名、郡部一、四〇〇名、計二、四〇〇名であるが、昭和十三年七月一日以後に於ける京都市並に郡部の委員数は左の通りである。

區	方面聯合	委員ノ定數		
		昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
上	第一方面聯合	四三	四一	四〇
	第二方面聯合	四四	三二	四三
	第三方面聯合	二一	二〇	一九
京	第四方面聯合	四五	四二	四二
	第五方面聯合	四一	三六	三六
	第六方面聯合	一八	一七	一八
京中	第一方面聯合	三六	三五	三六
	第二方面聯合	二三	二四	二三
	第三方面聯合	四五	三六	三八

方面聯合	委員ノ定數		
	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
第一方面聯合	六一	六一	六二
第二方面聯合	五三	四三	四三
第三方面聯合	六〇	五七	六〇
第四方面聯合	四四	四〇	四三
第五方面聯合	二四	二一	二四
第一方面聯合	四七	四六	四五
第二方面聯合	四七	四三	四七
第三方面聯合	三〇	二七	二九
第一方面聯合	三九	三五	三四
第二方面聯合	三七	三三	三五
第三方面聯合	一五	一四	一四
伏見區方面聯合	一一三	一〇四	一〇六
右京區方面聯合	一一四	一一五	一一五
福知山市	三四	五二	二六
舞鶴市	五九	一	三一
東舞鶴市	五八	一	五七

第四章 方面委員制度整備期

(郡部)

國		山			城			丹		波		丹		後	
愛	葛	乙	宇	久	相	南	北	船	天	何	加	與	中	竹	熊
郡	野	訓	治	世	樂	郡	郡	桑	田	鹿	郡	郡	郡	郡	郡
委員ノ定數	二八	七	五八	一四	七九	九四	九三	六七	九三	九四	二〇八	一四〇	五五	七一	五三
委員ノ現在數	二八	七	五八	一三	七九	九三	九三	六七	九三	九七	一八一	一三四	五五	六九	五二
	二六	七	五七	一三	七一	九四	九三	六六	九三	九八	九四	一三三	五六	七二	五一

内婦人方面委員 二〇人
 方面委員一人當擔當世帯 七人
 方面委員一人當擔當世帯 二四三世帯
 九四世帯

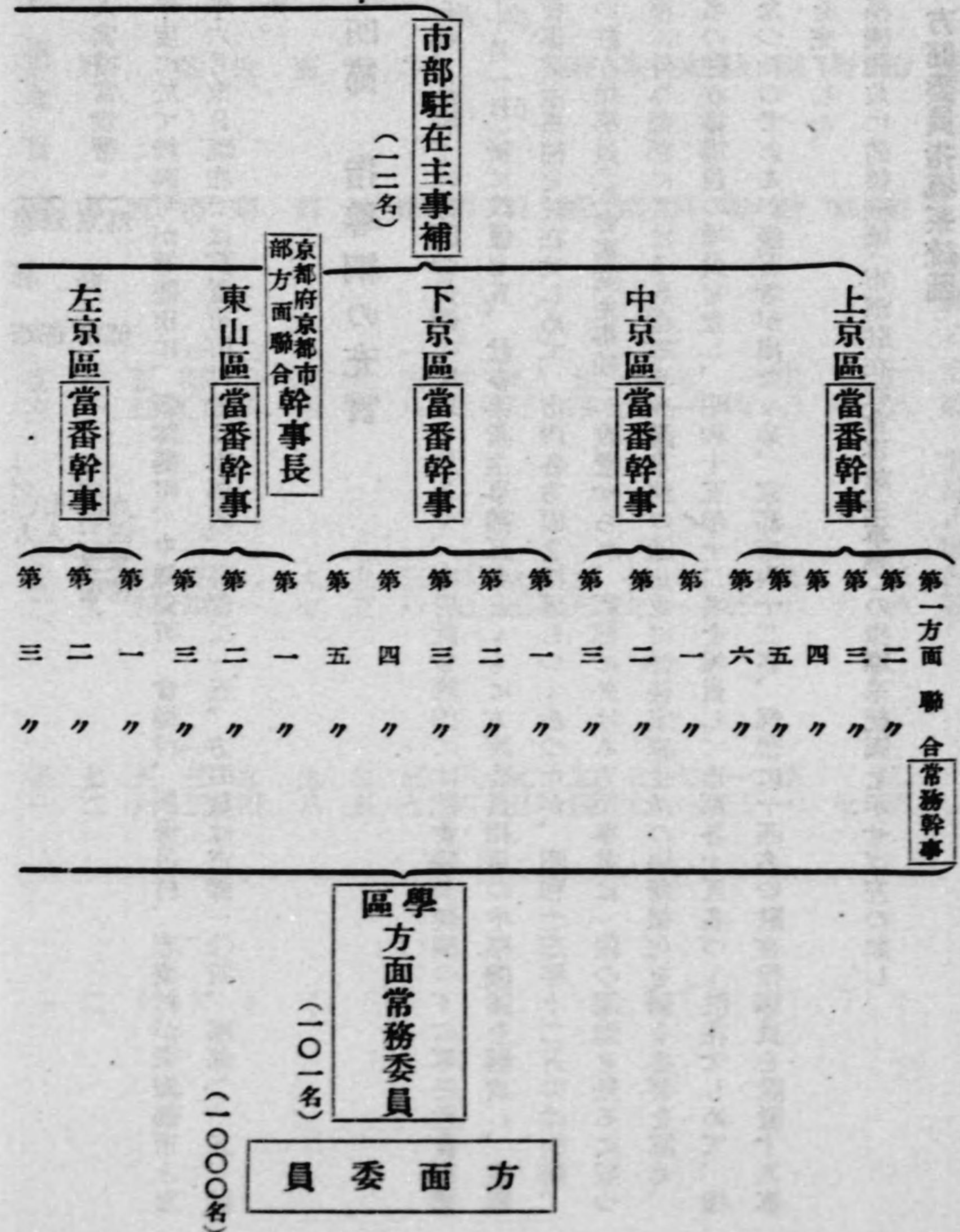
備考 昭和十四年度に於て舞鶴町が舞鶴市に、新舞鶴町、中舞鶴町、倉梯村、與保呂村、志樂村が東舞鶴市となつたので、同年六月末日現在では設置市町村數は市部四、郡部二一五、方面數は市部一〇四、郡部二一五、計三一九となつた。

第四節 指導網の充實

方面委員令施行せられ、全府下に方面委員網の完成を見るや、本府社會課内には社會課長統制の下に専任社會事業主事一名(昭和十二年十月一日)新に設置を見、社會事業主事補五名とも、方面委員指導の中樞機關を構成し、京都市内には十二名の社會事業主事補を駐在せしめて、市内各方面を指導しつゝあつたが、昭和十三年十二月には山城、丹波、丹後に各一名の駐在指導員(社會事業主事補)が設置せられ、郡部に於ける方面事業は一段の躍進を見るに至つた。然るに時局の推移に伴ひ郡部に於ける各種軍事援護事務の適正並に銃後家庭生活の刷新強化を圖る必要を認め、昭和十四年度更に三名の駐在指導員の増員をなし、昭和十五年十二名を増員して市郡各十五名づゝ駐在せしめて、指導網を充實する事になつたのであるが應召者が出たため、京都市内十二名、郡部に十四名の駐在指導員を設置する事に依つて一應指導網を完了した。

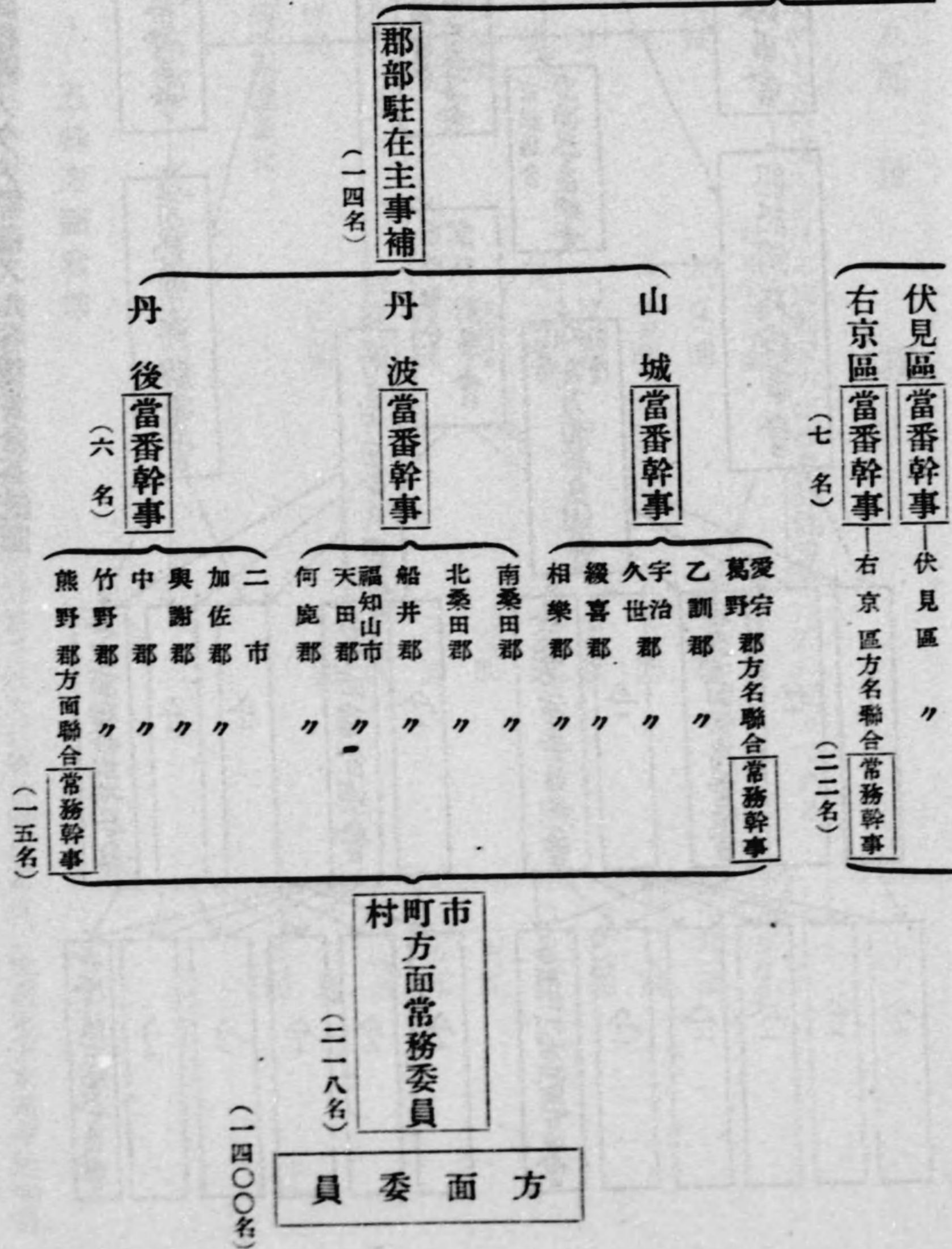
方面委員指導の中樞機關並に前線機關(市郡駐在社會事業主事補)の指導系統圖を示せば左の如し。

方面委員指導系統圖

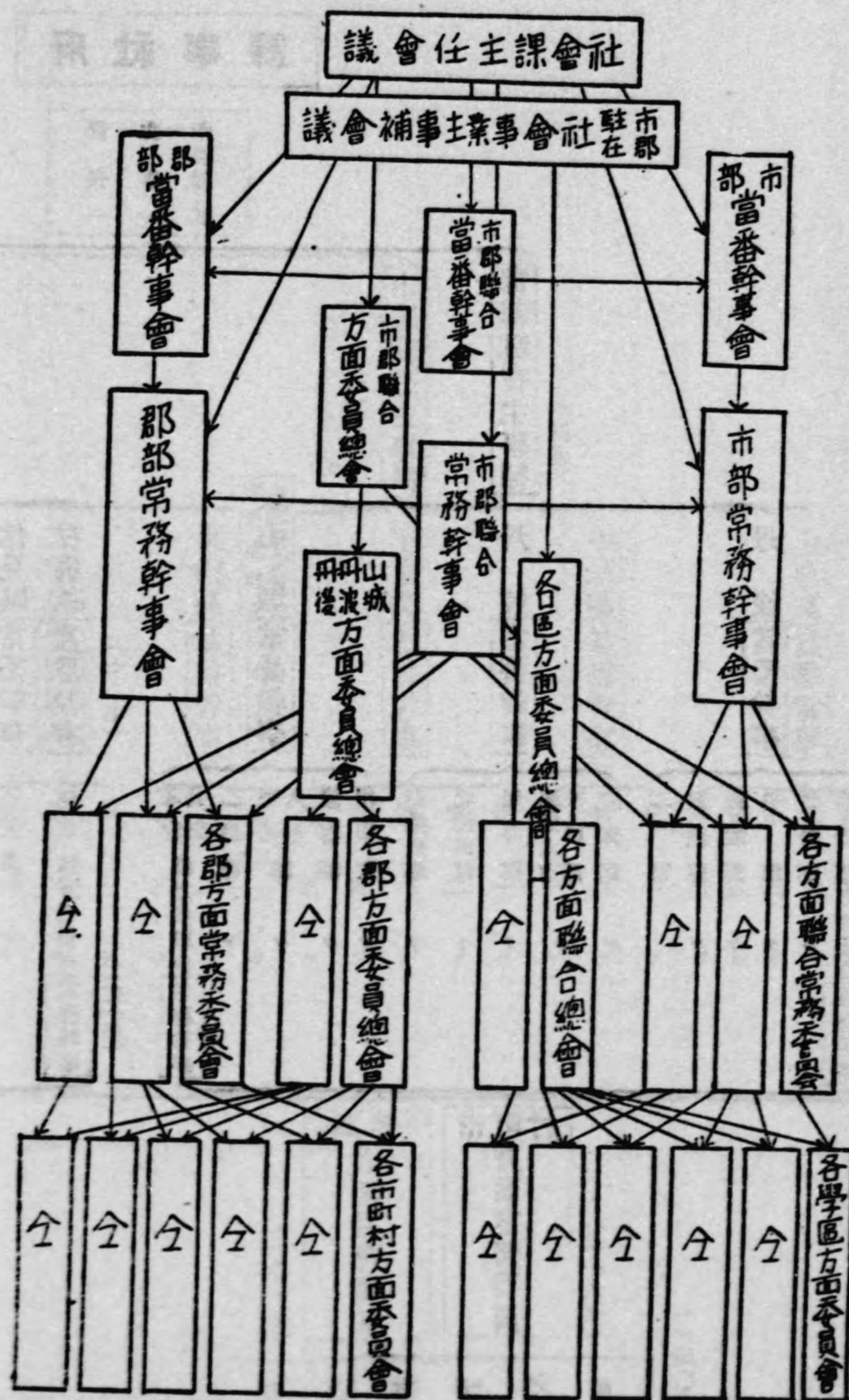


府社事課

課長	一
主事	一
主事補	五



方面委員指導ノタメ開催スル各種會合系統圖



第五節 豫算

昭和十三年度より昭和十五年度に於ける京都府方面事業關係豫算は左の通りである。

科 目	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
イ、人件費並事務費	二六、五八圓	三、一四圓	四、五九圓
人 件 費	二六、三三圓	二、五三圓	三、六七圓
事 務 費	二、四二圓	二、五二圓	二、九四圓
口、事業費	一五、一〇圓	一五、三六圓	一八、七五圓
方面事業委員會費	四四圓	三六圓	二七圓
方面委員銜會費	二六圓	二六圓	一七圓
方面委員會諸費	三、四〇圓	三、八四圓	四、八四圓
方面事業助成費	二、〇〇圓	一、〇〇圓	一、〇〇圓
方面委員制度記念事業費	—	—	二、五〇圓

第六節 社會館の建設

1. 五條方面會館

下京第一、第三方面聯合の 皇太子殿下御降誕記念事業として計畫された五條方面會館は、位置を下京區中堂寺前

田町に定め、京都府より壹萬圓、三井報恩會より貳千圓の補助と、その他篤志家より參萬圓の寄附を受け、昭和十三年末建設に着手し、昭和十四年四月二十六日竣工式を舉行した。本會敷地は二百三十四坪七合、通路面積三十四坪、合計二百六十八坪七合で、建物坪數は一階百十三坪、二階七十四坪五、合計延坪百八十七坪五である。本館の設立には下京第一方面聯合事務幹事川本元三郎氏、三上竹藏氏、第三方面聯合事務幹事松田庄五郎氏を初め、田中善八（安寧）鈴木常次良（植柳）、北條重之助（醒泉）、神先惣右衛門（淳風）氏等の努力に依る所極めて大であつた。本館は小額所得者の醫療保護に中心を置くものであるが、方面事務所の外に恩賜濟生會大内診療所、府立五條健康相談所並に市立五條授産分所等を併設してゐる。

本館の建設當時の擔任社會事業主事補 吉田芳雄氏で建築中は矢野鍊造氏であつた。

2. 崇仁方面會館

崇仁方面委員會では方面常務委員、北村倉藏氏、副常務、木村歌吉氏外十五名の委員が熱心に斯業のため盡力されて來たが、同方面事業の擴充に伴ひ、從來の第五社會館の狹隘を感じ、昭和十三年四月、第五社會館に隣接して方面會館の建設を決議し、恩賜財團慶福會より金壹千五百圓の助成金を始め、崇仁學區方面事業後援會及び區内篤志家の援助のもとに工事を進め、同年十月二十四日竣工式を舉行した。同會館敷地は三十二坪五合、建設十七坪五合、延坪三十五坪である。

同館の建設には同學區方面委員たる前記諸氏と共に社會事業主事補、渡邊清藏氏盡力に待つ所が大であつた。

3. 宇治社會館

昭和十三年末、郡部駐在指導員設置の後、方面事業の進展に伴ひ、久世郡宇治町、船井郡園部町及び與謝郡宮津町に社會館建設の議が起り、國庫並に大阪朝日新聞社會事業團よりの補助金及び篤志家の寄附等に依り建設に着手し、

先づ宇治社會館が落成し、昭和十四年十二月三日竣工式を舉行した。同館の建設には宇治町方面常務委員、入江宗太郎氏初め全委員と地元宇治當局者たる河村町長等の支授と町内篤志家の援助による處多く、工費七千六百圓、位置は宇治町大字宇治町小字琵琶三十二番地にして、敷地四百坪は町より無償貸與を受け、建坪は一階四十八坪、二階四十五坪、合計延九十三坪、郡部に於ける最初の農村社會事業館として活躍しつゝある。本館建設に當つて盡力せられた同町方面委員會員に對し知事より感謝狀を贈つて其勞を擲つた。尙當時宇治に在つて助力した駐在指導職員は社會事業主事補、白髮丈雄氏であつた。

4. 園部社會館

本館は宇治及宮津の社會館と共に本府に於ける農村社會事業振興計畫實現の先驅をなすもので、園部町を中心として、船井郡方面に於ける軍事援護の強化と醫療並に兒童保護に重點を置いた各種農村社會事業を實施せんとするために計畫せられたのである。

本館の建設は園部町方面委員會が園部町及部内各町村方面委員の協力を得、各種方面及篤志家の助成の下に皇紀二千六百年記念事業として之に當り、昭和十五年五月十七日竣工式を舉行するに至つたもので敷地は同町素封家、西田氏の土地二三〇坪で永代無償貸與せられたものである。

建坪延は九七・八坪建設費は一、八五七八圓八二錢である。

本館の建設には方面常務委員、森新之助氏、園部町長、田口孝吉氏を始め同町方面委員の努力に依つた事勿論であるが社會事業主事補、中新勝一氏 建設事務一切の斡旋に盡した勞も數へらるべきである。

5. 丹後社會館

山城の宇治、丹波の園部と期を同じうして、丹後には宮津町に社會館の建設の議が起り、同郡方面常務幹事、落合

面委員信條」は、長期建設下に於ける本府方面委員の固き覺悟を表明するものである。

1. 取扱件數

以上の如き活動によつて、取扱件數は著増した。昭和十二年度より昭和十四年度に至る件數を示せば右の通りで漸次増加の状況にある事が知れやう。

昭和十二年度より昭和十四年度に至る件數を示せば右の通り

方面委員取扱件數 (昭和十二年度)

聯合方面	方面委員取扱件數 (昭和十二年度)	聯合方面	方面委員取扱件數 (昭和十二年度)
上京第一聯合	二、六二五	下京第四聯合	八、九八六
上京第二聯合	五、九九〇	下京第五聯合	二、五六九
上京第三聯合	一、一九二	計	三七、五六四
上京第四聯合	一、六〇八	東山第一聯合	九、二五〇
上京第五聯合	二、四二六	東山第二聯合	八、七七九
上京第六聯合	六七五	東山第三聯合	三、七一七
計	一四、五一六	計	二一、七四六
中京第一聯合	八四三	左京第一聯合	七、五四六
中京第二聯合	三八六	左京第二聯合	一〇、七六二
中京第三聯合	五、一六八	左京第三聯合	一、四五三
計	六、三九七	計	一九、七六一
下京第一聯合	二、三九八	右京區聯合	三、六〇一
下京第二聯合	一七、七〇二	伏見區聯合	一一、四六八
下京第三聯合	五、九〇九	計	一一五、〇五三
		福知山市	九〇二

方面委員取扱件數 (昭和十二年度)

郡名	方面委員取扱件數 (昭和十二年度)	郡名	方面委員取扱件數 (昭和十二年度)
愛宕郡	五六	天田郡	二、五四二
萬野郡	三	何鹿郡	三、四二四
乙訓郡	一、二七〇	加佐郡	三、六九二
宇治郡	八九	與謝郡	二、七〇九
久喜郡	一、二四一	中野郡	一、五三一
緩喜郡	二、二三三	竹野郡	一、六九六
相樂郡	六二二	熊野郡	一、一九九
南桑田郡	九四八	計	二七、五一九
北桑田郡	六二三	總計	一四二、五七二
船井郡	二、八三一		

方面委員取扱件數 (昭和十三年度)

方面聯合別	生活扶助	醫療助産	生業扶助	埋葬	兒童保護	相談	戸籍	職業其	計
上京第一聯合	一四四	八九	一	一〇	二	八八	二	四七	二、〇五〇
上京第二聯合	三三	一七	一	三	七	九	九	五二	二、六一
上京第三聯合	一〇一	六六	一	九	一	九	三	二七	三九〇
計	二七八	一六二	二	二二	十	一〇六	一四	一〇六	二、五三三

第四章 方面委員制度整備期

第一編 方面委員制度發達史

計 一四、八七〇、一八三 二、八九一、〇六六 一、〇〇五 一、六五五 二、六一 五五 一、九四八、七四四 四、七六〇 一、一〇三 三、八〇一 一、九〇八 六、六四四
 合計 元、〇九三、四四〇 六、五三三、二〇三 二、三三三 五九三 三九三 二、八八八、〇〇〇 一、六三三 一、九三三 六、九八九 四、八七二 一、五、〇〇〇

方面委員取扱件數 (昭和十四年度)

給與	生活扶助金品		醫療助産		生業扶助		埋葬		兒童保護		相談指導	戶籍整理	職業紹介	其他	計
	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ					
上京第一	三三三	六八〇	一六	四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、六九〇
上京第二	二四三	二四	一九	一、七九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、〇九
上京第三	三九	一六九	四三	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、七
上京第四	一〇〇	三八	一〇四	五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五八
上京第五	一六	二五	四〇	九七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、九三
上京第六	一九	一四	二七	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四、九
左京第一	一五	五八	八三	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七三
左京第二	二七	八八	二九	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇三
左京第三	二六	六二	八	六七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、八四
中京第一	二七	二八	三三	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六一
中京第二	三三	五	一〇	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇七
中京第三	五七	一、〇〇九	二〇	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、六〇
東山第一	一、二九七	七四	四七	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五九
東山第二	九七	五四	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、四九
東山第三	四三〇	二六	一五〇	二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五三
下京第一	一六〇	五八	四	八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、四八
下京第二	四、〇〇七	一、三三四	七四	六、五〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、一八
下京第三	四六七	一、三三二	九	一、五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五九
下京第四	四一	一、六二	一五	二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九八
下京第五	一四〇	五九	七	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇八
右京	一、二〇〇	八六四	六三	一、四九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇、九三
伏見	九一	一、七九	三	三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一三
計	三、二九	一、六二	一、〇	一、七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇、三六
前年度計	二、八〇六	一、八五	三、六四	一、〇、九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇三
福知山市	四三	四七	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一
舞鶴市	六	二八	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、六
東舞鶴市	六	五〇	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、二六
市部計	三、三六	一、八六	四、七	一、七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、〇三
前年度計	二、九三	一、九六	三、七	一、〇、三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、九三

給與	生活扶助金品		醫療助産		生業扶助		埋葬		兒童保護		相談指導	戶籍整理	職業紹介	其他	計
	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ	法令二條	法令二條ノラザルモ					
愛宕郡	三三	一八三	二	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇三
萬野郡	八	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇三
乙訓郡	三八	六七	一八	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇三
宇治郡	四七	九	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、三
久世郡	三〇	六六	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、三

第四章 方面委員制度整備期

第一編 方面委員制度發達史

綴喜郡	三九	三二	一〇三	一四	元	九	八	一	二元	六	六	一、六五	一、七三
相樂郡	一、〇〇	一、二	三	八	三	五	三	四	二元	六	六	一、六五	一、七三
南桑田郡	一、〇一	七九	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	二元	六	六	一、六五	一、七三
北桑田郡	九四	三、八	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	二元	六	六	一、六五	一、七三
船井郡	二、〇四	一、四三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	二元	六	六	一、六五	一、七三
天田郡	二、二六	四三	四九	四九	四九	四九	四九	四九	二元	六	六	一、六五	一、七三
何鹿郡	二、五五	二、七	四六	四六	四六	四六	四六	四六	二元	六	六	一、六五	一、七三
加佐郡	一、〇三	七三	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六	二元	六	六	一、六五	一、七三
與謝郡	二、四八	一、二	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二元	六	六	一、六五	一、七三
竹野郡	二、七五	一、九	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二元	六	六	一、六五	一、七三
中野郡	七三	六六	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二元	六	六	一、六五	一、七三
熊野郡	四三	三六	一八	一八	一八	一八	一八	一八	二元	六	六	一、六五	一、七三
計	一九、〇六	三、二	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	二元	六	六	一、六五	一、七三
前年度計	二四、八七〇	一、八	二、八	二、八	二、八	二、八	二、八	二、八	二元	六	六	一、六五	一、七三
前年度合計	二九、〇九三	一、四	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	二元	六	六	一、六五	一、七三

2. 方面カード登録者數

方面カード登録者數は昭和十二年に於て世帯數八千九百八十、人員三萬四千二百七十九人、昭和十三年に於て世帯數一萬六千三百三十八、人員四萬三千六百九十九人、昭和十四年に於て世帯數一萬四千五百六十八、人員五萬三千七百六十六人を示し逐年増加を示しつゝある。市郡方面聯合毎の數を示せば左の通りである。

方面カード登録者數 (昭和十二年度)

聯合方面	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
上京第一聯合	七五	九六	一七一	二三〇	四一三	六四三	二三〇	四一三	六四三
上京第二聯合	一〇〇	一一九	二一九	三三五	五三五	八七〇	三三五	五三五	八七〇
上京第三聯合	四九	一六	六五	一八三	六一	二四四	一八三	六一	二四四
上京第四聯合	六四	四五	一〇九	二二六	一八五	四一	二二六	一八五	四一
上京第五聯合	一七二	九六	二六八	七三一	四〇九	一、一四〇	七三一	四〇九	一、一四〇
上京第六聯合	六五	二五	九〇	二七三	九四	三六八	二七三	九四	三六八
計	五二五	三九七	九二二	一、九七八	一、六九八	三、六七六	一、九七八	一、六九八	三、六七六
中京第一聯合	二〇	二五	四五	四五	八二	一二七	四五	八二	一二七
中京第二聯合	八	八	一六	二七	三二	五九	二七	三二	五九
中京第三聯合	一六三	二一三	三七六	六一二	九七二	一、五八四	六一二	九七二	一、五八四
計	一九一	二四六	四三七	六八四	一、〇八六	一、七七〇	六八四	一、〇八六	一、七七〇
下京第一聯合	五八	二八	八六	一七三	一〇五	二七八	一七三	一〇五	二七八
下京第二聯合	二五二	五八〇	八三二	九五八	二、七一四	三、六七二	九五八	二、七一四	三、六七二
下京第三聯合	一一九	九一	二一〇	三七九	三九一	七七〇	三七九	三九一	七七〇
下京第四聯合	一五三	一〇〇	二五三	四九六	四五一	九四七	四九六	四五一	九四七
下京第五聯合	五四	五六	一一〇	一九九	二七七	四七四	一九九	二七七	四七四
計	六四六	八五五	一、五〇一	二、二〇五	三、九三六	六、一四一	二、二〇五	三、九三六	六、一四一
東山第一聯合	一五三	六三	二一六	五二七	二五九	七八六	一五三	六三	二一六
東山第二聯合	九八	一八七	二八五	二四三	七六五	一、〇〇八	九八	一八七	二八五
計	二五三	二五〇	五〇三	七七〇	一、〇二四	一、八一四	二五三	二五〇	五〇三

第四章 方面委員制度整備期

第一編 方面委員制度發達史

郡名	第一種	第二種	計	カ	下	世帶數	第一種	第二種	計	カ	下	世帶人員
東山第三聯合	三五	三〇	六五			(昭和一二・二一・二五現在)						二六〇
計	二八六	二八〇	五六六				一二三	一四二	二六五			
左京第一聯合	五六	五〇	一〇六				八九三	一六六	二六〇			
左京第二聯合	一二五	一四九	二七四				一八八	二四八	四三六			
左京第三聯合	一九三	一一一	三〇四				四八六	七一〇	一、一九六			
計	二、三三一	二、三九九	四、七三〇				七三三	九九三	一、七二六			
右京區聯合	二二三	二一六	四三九				八四九	九七八	一、八七〇			
伏見區聯合	二六七	一九五	四六二				八四九	七七八	一、六三六			
計	二、三三一	二、三九九	四、七三〇				八、二三四	一〇、六四四	一八、八七八			
福知山市	六〇	一〇〇	一六〇				一五〇	二六三	四一三			
郡名	第一種	第二種	計	カ	下	世帶數	第一種	第二種	計	カ	下	世帶人員
愛宕郡	七	三一	三八				一四	一三七	一五一			
萬野郡	四	三〇	三四				二〇	一〇二	一二二			
乙訓郡	五一	一〇六	一五七				一八五	五一五	七〇〇			
宇治郡	二二	二〇	四二				六三	七七	一四〇			
久世郡	七四	一七〇	二四四				二七六	七九一	一、〇六七			
緩喜郡	三〇四	二〇八	五一二				一一一三	八三三	一、九四六			

郡名	第一種	第二種	計	カ	下	世帶數	第一種	第二種	計	カ	下	世帶人員
相樂郡	八三	一三二	二一五				三〇三	五一七	八二〇			
南桑田郡	九三	一四二	二三五				三四六	五八二	九二八			
北桑田郡	五五	六二	一一七				一九六	一九八	三九四			
船井郡	二二	二〇四	二二六				七三〇	七五八	一、四八八			
天田郡	一四三	一三七	二八〇				四八一	四八六	九六七			
何鹿郡	一〇七	一〇六	二一五				三五〇	四二五	七七五			
加佐郡	一六二	二二三	三九五				五二三	八九八	一、四六一			
與謝郡	一八一	二二五	四〇六				五二二	八九六	一、五〇八			
中野郡	一一二	一一六	二二八				三三三	三五八	六七一			
竹野郡	一九一	一八三	三七四				五六〇	七〇九	一、二六九			
熊野郡	八四	七九	一六三				二五三	三二八	五八一			
總合計	一、九六六	二、二八四	四、二五〇				六、四三八	八、九六三	一五、四〇一			
計	四、二九七	四、六八三	八、九八〇				一四、六七二	一九、六〇七	三四、二七九			

方面力下登録世帯數 (昭和十三年度)

方面聯合別	第一種	第二種	計	カ	下	世帶人員
上京第一聯合	八二	二三〇	三一二			二六八
上京第二聯合	一二六	四七七	六〇三			四九八
上京第三聯合	五一	一九三	二四四			一〇六九
上京第四聯合	六九	二三五	三〇四			二七〇
上京第五聯合	一九三	八三〇	一〇二三			四〇三
上京第六聯合	八七	三九一	四七八			一、三八六
計	二六二	一、〇七二	一、三三四			五四九

第四章 方面委員制度整備期

第一編 方面委員制度發達史

左京第一聯合	左京第二聯合	左京第三聯合	中京第一聯合	中京第二聯合	中京第三聯合	東山第一聯合	東山第二聯合	東山第三聯合	下京第一聯合	下京第二聯合	下京第三聯合	下京第四聯合	下京第五聯合	右京聯合	伏見聯合	京都市合計	福知山市	舞鶴市	東舞鶴市	市部計
六八	一一二	一四	二二	六	一四五	二〇二	七九	三三	五五	二五二	一一七	一六四	四七	二〇九	二六八	二、四〇一	四八	二二	七一	二、五四二
二三九	四二三	六八	五六	一三	四八七	六八一	一七三	一一四	一五八	一〇七二	三〇三	五二九	一六九	八〇六	八七五	八、五二二	一一五	五三	二五四	八、九四四
四二	一一四	一一	二四	六	一八〇	四七	一七二	三〇	五五	五三二	一〇〇	八三	四六	三〇九	二〇二	二、三五二	七一	一六	七九	二、五一八
二〇三	五六八	三四	六四	三二	七八四	一九六	七〇八	一三二	一六九	二、四四四	四一二	三八四	二一八	一九六	八七二	一〇、二三五	二一〇	三二	二七三	一〇、七五〇
一一〇	二二六	二五	四六	一二	三二五	二四九	二五一	六三	一一〇	七八四	二一七	二四七	九三	五一八	四七〇	四、七五三	一一九	三八	一五〇	五、〇六〇
四四二	九九一	一〇二	一二〇	四五	一、二七〇	八七七	八八一	二四六	三二七	三、五一六	七一五	九一三	三八七	二、〇〇二	一、七四七	一八、七五七	三二五	八五	五二七	一九、六九四

愛宕郡	葛野郡	乙訓郡	宇治郡	久世郡	緩喜郡	相樂郡	南桑田郡	北桑田郡	船井郡	天田郡	何鹿郡	加佐郡	與謝郡	中野郡	竹野郡	熊野郡	郡部合計	總計
一四	四	八七	二六	八六	三六七	一五七	一一七	九二	三三三	一八一	一五三	九七	二〇四	一八五	二〇五	一〇六	二、四一四	四、九五六
三二	二〇	三一	六八	三三五	一、三九一	五六八	四四九	二七五	一、一七七	六一九	四六六	二七二	六二四	五六六	五八一	三五四	八、一〇八	一七、〇五二
四六	二六	二二七	二一	二一八	二八六	二〇二	一八六	一四七	四〇三	二三三	一六一	二〇三	三四五	一五六	一九七	一〇七	三、一六四	五、六八二
一七四	九四	九九三	八〇	九九七	一、一八四	七八六	七四六	五九〇	一、五一三	八〇一	六二〇	七五〇	一、四二九	五七九	七七二	四五九	一二、五六七	二二、三一七
六〇	三〇	三一四	四七	三〇四	六五三	三五九	三〇三	二二九	七三六	四一四	三一四	三〇〇	五四九	三四一	四〇二	二一三	五、五七八	一〇、六三八
二〇六	一一四	一、三〇四	一四八	一、三三二	二、五七五	一、三五四	一、一九五	八六五	二、六九〇	一、四二〇	一、〇八六	一、〇二二	二、〇五三	一、一四五	一、三五三	八一三	二〇、六七五	四〇、三六九

方面力卜登録世帯數 (昭和十四年度)

第四章 方面委員制度整備期

昭和十四年度に於けるカード登録者、取扱件數、資金決算額並補助金額は次の通りであるが、これを昨年度に比較するとカード登録者中より軍需工業方面又は勞働不足の各方面に吸收された關係から登録者數は、世帯數六六七、人員三五五八を減じ、又軍事援護事務及其他的方面事務の増加から取扱件數に於て六二五〇九件を増加し、資金の點に於ても方面委員各位の努力に依り三三七七五圓一錢を前年度より増加した。特に郡部方面事業の躍進振は注目しなければならぬ。

方面聯合別	第一種		第二種		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
上京第一聯合	九八	二五八	四四	一七九	一四二	四三七
上京第二聯合	一一一	三三七	三六	一四八	一四七	五三五
上京第三聯合	三六	一三七	一四	五六	五〇	一九三
上京第四聯合	六五	二二〇	三八	一三九	一〇三	三五九
上京第五聯合	一九二	七八六	六九	二八八	二六一	一、〇七四
上京第六聯合	七六	三三七	一七	六五	九三	四〇二
左京第一聯合	八一	二三九	四〇	二〇七	一一一	四四六
左京第二聯合	九三	二六一	二四	六一三	二一七	八七四
左京第三聯合	三八	八一	一四	五四	一九	七四
中京第一聯合	三八	八一	七	一八	四五	九九
中京第二聯合	一六八	五〇七	二	八	一〇	三八
中京第三聯合	一一六	三五二	一〇八	四七二	二七六	九七九
東山第一聯合	一〇八	一二六	七二	二八二	一八八	六三四
東山第二聯合	一〇八	一二六	七二	二八二	一八八	六三四
計	二、五二一	七、九五六	一、〇七四	三、五九七	一、六四五	五、二四五

方面聯合別	第一種		第二種		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
東山第三聯合	五一	一一一	三六	一九三	八七	三〇四
下京第一聯合	五五	九六	五五	二〇四	一一〇	三〇〇
下京第二聯合	三四〇	一、三二一	四七一	二、一七四	八一一	三、四九五
下京第三聯合	一三七	三〇九	九一	三三九	二二八	六四八
下京第四聯合	一六五	五一七	五六	二七〇	二二一	七八七
下京第五聯合	五二	一四二	三二	一五六	八四	二九八
右京	一七六	七〇九	三〇三	一、二二一	四七九	一、九三〇
伏見	二二八	七〇八	一八三	七五一	四一一	一、四五九
京都市計	二、三九九	七、六五四	一、九六八	八、六一一	四、三六七	一六、二六五
福知山市	五六	一二五	六四	一八六	一二〇	三一
舞鶴市	二二	四三	一〇	一八	三二	六一
東舞鶴市	三九	一三四	三九	一八四	七八	三一八
市部合計	二、五二一	七、九五六	一、〇七四	三、五九七	一、六四五	五、二四五
前年度計	二、五四二	八、九四四	二、五一八	八、七五〇	五、〇六〇	一、九、六九四
郡別						
愛宕郡	一六	二八	五七	二〇八	七三	二三六
萬野郡	四	一六	二八	九一	三二	一〇七
乙訓郡	九二	三五二	一六八	八一七	二六〇	一、一六九
宇治郡	一八	一八	三〇	一〇九	四八	一二七
久世郡	六五	二一六	一五八	九四五	二二三	一、一六一
喜多郡	二九八	一、〇八八	三一四	一、二二六	六一二	二、三三四
相樂郡	八一	三三〇	一九七	七〇五	二七八	一、〇八五
計	二、五二一	七、九五六	一、〇七四	三、五九七	一、六四五	五、二四五

第一編 方面委員制度發達史

方面聯合別	救療費	救助費	保護費	特種事業費	其他	計	府費補助	振興會補助	計
北桑田郡	一一一・二六	一〇〇五・五八	四九〇・〇	一八九・五	六三	六三	二二二・五	二二二・五	二二二・五
船井郡	一、〇〇五・五八	七五一・一二	三一七・〇	九六	九六	九六	四一四・〇	四一四・〇	四一四・〇
天鹿郡	三九三・三七	一、七九四・一七	二一七・〇	七六	七六	七六	二九三・〇	二九三・〇	二九三・〇
何鹿郡	一、九四二・一三	二五六・九〇	一四一・〇	一四〇	八〇	八〇	六八一・〇	六八一・〇	六八一・〇
加佐郡	一、九四二・一三	二五六・九〇	一四一・〇	一四〇	八〇	八〇	六八一・〇	六八一・〇	六八一・〇
中野郡	七一九・〇八	一一五・〇〇	一四八・五	五三	五三	五三	二〇一・五	二〇一・五	二〇一・五
竹野郡	一〇、九九〇・〇六	四、五八〇・五	一、三三二	一、三三二	一、三三二	一、三三二	五、九一二・五	五、九一二・五	五、九一二・五
熊野郡	八五、二二一・九四	一〇、八三〇・〇	二、二四〇	二、二四〇	二、二四〇	二、二四〇	一三、〇七〇・〇	一三、〇七〇・〇	一三、〇七〇・〇
總計									

方面事業資金決算額並補助金額 (昭和十三年度)

方面聯合別	救療費	救助費	保護費	特種事業費	其他	計	府費補助	振興會補助	計
上京第一聯合	一、五七三	五、九二一・八	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上京第二聯合	二、六二八	四、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上京第三聯合	二、四七〇	一、五七三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上京第四聯合	三、四二八	七、九二一・三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上京第五聯合	三、二九〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
上京第六聯合	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
左京第一聯合	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
左京第二聯合	五、八二六	六、八二六	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
左京第三聯合	一、九二〇	一、九二〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
總計									

第四章 方面委員制度整備期

第一編 方面委員制度發達史

市郡別	救療費	救助費	保兒費	特種事業費	其ノ他	總計	府費補助金	振興會補助金
中京第一聯合會	八五・一〇	二、七六・二五	四三・六〇	九一〇・〇〇	一、〇三・三三	五、六七・八八	六、九〇・〇〇	七〇・〇〇
中京第二聯合會	九〇・二四	一、一六・三三	三六・二九	二八・七五	二、三四・六六	三、一〇・二五	三三・〇〇	五九・〇〇
東山第一聯合會	六八・六〇	一、〇五・四六	五八・五二	—	一、〇八・三四	二、八三・二一	三九・〇〇	四〇・〇〇
東山第二聯合會	一三・〇五	一、三三・六二	一六・七〇	三三・〇九	六八・九三	一、三三・六六	一〇・〇〇	三三・〇〇
下京第一聯合會	三三・三三	四三・九三	—	三〇・五五	二、五八・三三	三、三六・九五	三三・〇〇	三三・〇〇
下京第二聯合會	二五・三三	一、一七・二三	七五・八五	一、九四・〇三	二、五八・三三	五、九四・二七	三三・〇〇	八・〇〇
下京第三聯合會	四四・三六	八四・五五	一四・〇〇	三・三四	一、七六・二四	三、〇八・六一	二九・〇〇	三三・〇〇
下京第四聯合會	五三・三三	五〇・八二	四三・二五	七六・一四	七六・一八	二、五八・七六	二九・〇〇	三三・〇〇
下京第五聯合會	九〇・六六	一、三三・〇三	—	四、二一・九五	二、五九・二五	六、九七・〇八	四八・〇〇	三三・〇〇
右京聯合會	二〇三・四六	九五・七九	一、八九・七〇	八五・九一	三、〇五・七七	六、〇〇・五一	四三・〇〇	五九・〇〇
伏見聯合會	一、一五・三四	一、三三・二二	二四・八八	三、五九・二六	三、〇八・〇九	八、〇三・六八	五三・〇〇	六三・〇〇
京都市計	九、三九・四一	三、七九・四〇	四、〇四・七〇	一七、六三・三三	一、〇八・八三	六、五三・六一	七、〇〇・〇〇	八〇三・〇〇
市郡別	救療費	救助費	保兒費	特種事業費	其ノ他	總計	府費補助金	振興會補助金
福知山市	—	一、四九・七五	九〇・〇〇	一五・〇〇	二三・元	一、八六・二二	三九・〇〇	三三・〇〇
舞鶴市	九〇・〇〇	四九・一五	七〇・〇〇	一九・〇〇	二四・八	一、一一・二二	一九・〇〇	二二・〇〇
東舞鶴市	一〇二・七〇	七九・三九	一四二・〇〇	五〇・〇〇	三〇・二二	一、三〇・八二	一八・〇〇	一九・〇〇
愛宕郡	—	六六・五五	七二・〇〇	—	六七・三三	一四一・三〇	一四・〇〇	二二・〇〇
萬野郡	三〇・〇〇	六〇・〇〇	—	—	二七・〇〇	一四一・三〇	三三・〇〇	七〇・〇〇
乙訓郡	三〇・〇〇	七四・一一	—	—	一〇九・六〇	一八六・七二	一七・〇〇	三三・〇〇
宇治郡	—	一五・七〇	—	—	五四・二二	三三・三三	五二・〇〇	一〇・〇〇
久世郡	八二・〇〇	四三・〇〇	一三三・五〇	八二・七	二四・六九	一、七〇・二六	三六・〇〇	六二・〇〇

市郡別	第一種	第二種	計	取扱件數	支業額
總計	一〇、〇〇・〇〇	三、三六・六〇	一三、三六・六〇	一三、〇〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇
相樂郡	七・〇〇	—	七・〇〇	—	—
南桑田郡	七〇・八〇	—	七〇・八〇	—	—
北桑田郡	七〇・八〇	—	七〇・八〇	—	—
船井郡	六六・六〇	—	六六・六〇	—	—
天田郡	三〇・八三	—	三〇・八三	—	—
何鹿郡	一三・二二	—	一三・二二	—	—
加佐郡	三三・三三	—	三三・三三	—	—
與附郡	一〇〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇	—	—
中野郡	四四・三三	—	四四・三三	—	—
竹野郡	二七・一八	—	二七・一八	—	—
熊野郡	三六・〇〇	—	三六・〇〇	—	—

方面委員一人當調 方面事業資金決算額並補助金調 (昭和十四年度)

第四章 方面委員制度整備期

市郡別	第一種	第二種	計	取扱件數	支業額
京都市	二・七七	二・七七	五・五四	九三	九一・〇五
郡部(市ヲ含ム)	一・一七	二・二二	三・三九	五二	九・五一
平均	二・一	二・四	四・六	六七	三九・八八

方面聯合別	救療費	救療費	保兒費	特業費	其ノ他	總計	補助金	府費	協費	計
上京第一聯合	一八九〇	五〇・二四	二八・六四	一、二四五・六六	五五・六	二、七〇・八	三、八	三、八	三、八	三、八
上京第二聯合	一八八・四	二〇九・九	二〇・九	七七・〇	一、二七・三	二、五九・三	二、五	二、五	二、五	二、五
上京第三聯合	六六〇・三	八〇三・九	七三・〇	五三・六	二、三三・五	四、一九・七	三、七	三、七	三、七	三、七
上京第四聯合	二、〇五・五	三、五三・五	一、三六・七	一〇三・四	一、八七・八	六、〇八・三	四、七	四、七	四、七	四、七
上京第五聯合	三〇六・五	六、六三・三	三〇・九	一、九六・四	一、五九・三	四、四九・七	二、六〇	二、六〇	二、六〇	二、六〇
上京第六聯合	二八八・五	五、七〇・一	—	二、〇五〇・九	一、三三・八	四、二四・三	二、七	二、七	二、七	二、七
左京第一聯合	一一九・元	一三〇・五	七五・〇	九三・四	五〇・七	一、七九・八	一、六	一、六	一、六	一、六
左京第二聯合	一三〇・三	二、二八・七	六三・二	三、七五・八	一、三九・九	八、六七・八	六、三	六、三	六、三	六、三
中京第一聯合	一三三・三	一、七三・四	四、〇九・三	二八・九	一、〇八・三	五、七三・〇	三、三	三、三	三、三	三、三
中京第二聯合	一三三・三	一、七三・四	四、〇九・三	二八・九	一、〇八・三	五、七三・〇	三、三	三、三	三、三	三、三
中京第三聯合	一三三・三	一、七三・四	四、〇九・三	二八・九	一、〇八・三	五、七三・〇	三、三	三、三	三、三	三、三
東山第一聯合	六九六・六	六、四七・四	—	二八・五	一、七九・八	三、三三・八	一、七	一、七	一、七	一、七
東山第二聯合	一四六・三	一、二二・四	三、二二・五	三、三六	二、〇五・三	二、六六・〇	一、六	一、六	一、六	一、六
東山第三聯合	一七六・九	三、八・四	三、二二・五	三、三六	二、〇五・三	二、六六・〇	一、六	一、六	一、六	一、六
下京第一聯合	二、五七・七	一、〇七・四	七、〇〇	六、五〇・七	一、〇五・三	三、一〇・八	四、九	四、九	四、九	四、九
下京第二聯合	二、五七・七	一、〇七・四	七、〇〇	六、五〇・七	一、〇五・三	三、一〇・八	四、九	四、九	四、九	四、九
下京第三聯合	二、五七・七	一、〇七・四	七、〇〇	六、五〇・七	一、〇五・三	三、一〇・八	四、九	四、九	四、九	四、九
下京第四聯合	三、七二・七	五、三三・九	五、八〇	七、四六・八	一、〇五・三	二、六六・七	二、三	二、三	二、三	二、三
下京第五聯合	四、〇九	一、四三・五	三、四四・〇	—	三、〇〇・元	六、六四・〇	三、一	三、一	三、一	三、一
右京聯合	三、七三・九	一、一三・三	三、二四・九	三、八三・七	五、三・七	一〇、七八・三	四、九	四、九	四、九	四、九
伏見聯合	一、三二・九	二、四三・六	三、八・元	三、八三・七	二、六〇・三	九、三〇・七	四、九	四、九	四、九	四、九
京都市計	七、〇三・七	二、〇三・五	一、八四・五	一、八三・五	五、九三・三	八、五三・五	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇
前年度計	九、二九・四	三、七九・四	四、〇四・七	一、七、六三・三	三、五八・八	七、三三・六	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇

市郡別	救療費	救療費	保兒費	特業費	其ノ他	總計	補助金	府費	協費	計
市	七〇〇	一、七三・四	三、〇〇	三、〇〇	一、二二・三	一、九二・四	一、九	一、九	一、九	一、九
福知山市	—	四、七・六	三、〇〇	—	三、三三	一、七六・九	—	—	—	—
舞鶴市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東舞鶴市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛宕郡	一、八〇〇	一、一〇・五	一、四〇・〇	—	二、八九・七	四、六八・二	—	—	—	—
萬野郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乙訓郡	一〇一・五	一、五五・九	—	九、九・元	五、九・四	一、二四・〇	—	—	—	—
宇治郡	一、四〇〇	二、〇〇・〇	—	三、〇〇	三、八一・二	五、九・五	—	—	—	—
久世郡	六、九・八	一、七三・元	六、四〇	九、七・元	一、四八・〇	三、〇七・八	—	—	—	—
緩喜郡	一、九八・五	三、五〇・八	三、六・二	一、一三・四	二、〇四・五	三、一〇・七	—	—	—	—
相樂郡	五、九・五	三、八・七	一、九七・三	七、四・五	二、二四・三	三、七四・八	—	—	—	—
南桑田郡	六〇・四	二〇三・三	八、三・四	五、三・〇	六、七・七	一、五二・三	—	—	—	—
北桑田郡	一三三・〇	一、〇四・〇	二、〇〇	一、〇九・〇	五、九・〇	八、六・八	—	—	—	—
船井郡	一、五三・六	六、四三・三	九、九・六	二、八・九	一、三三・六	二、四六・七	—	—	—	—
天田郡	一、五七・〇	三、八・三	三、三・九	—	七、三・三	一、八九・九	—	—	—	—
何鹿郡	四、八・〇	七、七・九	三、八・五	—	二、三〇・六	三、七四・三	—	—	—	—
加佐郡	一、九〇〇	六、八・三	四、〇〇	四、三・六	四、〇三・〇	一、七九・七	—	—	—	—
與謝郡	八、一・八	一、五〇・七	二、八・四	三、三・六	四、〇三・〇	八、〇三・元	—	—	—	—
中野郡	五、〇・八	一、九七・六	一、〇〇〇	三、三	五、三・〇	一、〇七・七	—	—	—	—
竹野郡	二、七三・〇	一、三三・三	六、六・〇	五、〇・六	二、三三・九	四、三九・四	—	—	—	—
熊野郡	四、三〇〇	四、三〇〇	二、〇〇〇	五、〇〇	五、〇〇	一、五三・三	—	—	—	—
合計	一、二九三・三	一、一〇一・〇	二、二九・六	五、五七・六	三、七三・八	三、〇九・八	—	—	—	—

市郡別	種別		計	取扱件數	支事業額
	第一種	第二種			
總計	九、二七〇・九	二、四二五・七	一一、六九六・六	一一、〇〇〇	六、二〇〇
郡部合計	一、三〇三・三	一、三三三・三	二、六三六・六	二、〇〇〇	一、〇〇〇
總計	一〇、八〇〇・〇	三、七五九・〇	一四、五五九・〇	一三、〇〇〇	七、二〇〇
方面委員一人當調					
市郡別					
京都市	二七	九	三六	九三	九一・〇五
郡部(市ヲ含ム)	一・七	五・八	七・五	五二	九・五一
平均	二・一	七・三	九・四	六七	三九・八八

4. 指導機關の活動

昭和十二年八月一日全府下に互る方面委員網の完成を見るに至り、本府社會課は郡部方面委員に對する辭令交付式をかねて、社會課長以下課員總動員の下に全府下を行脚し、本事業の進展徹底を圖るとともに、支那事變下に於ける方面委員責務の重大を強調し、特に軍事扶助事業に萬遺憾なきを期すべく、方面事業に關する全般の打合會を開催した。

會場は各町村の便を計つて左記十二ヶ所を以て當て、方面委員全部、方面書記を中心に、來賓として町村長、警察署長、小學校長の参加を求め、稀に見る眞剣さを以て開催せられたのである。

八月十八日	田邊小學校	(綴喜郡全部)
同 十九日	木津小學校	(相樂郡全部)
同 二十日	宇治公會堂	(宇治、久世郡)

同 二十一日	周山小學校	(北桑田郡全部)
同 二十二日	農林學校	(愛宕、葛野、乙訓郡)
同 二十三日	峰山小學校	(中、竹野、熊野郡)
同 二十四日	宮津町公會堂	(與謝郡全部)
同 二十五日	舞鶴公會堂	(加佐郡全部)
同 二十六日	俣明小學校	(天田郡全部)
同 二十七日	波多野記念館	(何鹿郡全部)
同 二十八日	總岡公會堂	(南桑田郡全部)
同 二十九日	園部中學校	(船井郡全部)

各方面とも午前九時より午後四時まで開催せられた。その順序は方面委員辭令交付式に始まつて指示注意事項、打合事項、質疑應答の四項で、辭令交付式は

- (一)開式の挨拶、(二)國歌合唱、(三)辭令交付、(四)知事訓示、(五)會場地市町村長祝辭、(六)來賓祝辭、(七)方面委員代表者答辭の順序を以てせられ、指示事項においては
- (一)方面精神の昂揚に關する件、(二)方面委員の職務に關する件、(三)方面委員の執務に關する件、(四)方面委員と官公署及各種團體との聯絡に關する件、(五)要扶掖者の自立向上指導の件、(六)方面委員會に關する件、(七)方面常務委員に關する件、(八)軍事扶助に關する件、(九)農村社會事業に關する件、(一〇)融和事業に關する件、(一一)協和事業に關する件、(一二)生業資金に關する件、(一三)社會時報に關する件等

打合事項においては(一)方面世帯票の記載方並に家庭訪問に關する注意、(二)救護事務の注意、(三)取扱事項其の

他の報告、(四)門標徽章、手帖に關する件等であつた。

5. 軍事扶助と方面委員

今次事變に關し出動又は應召せる軍人の家族、遺族に對する扶助並に慰藉は方面事業の立場から見ても刻下の急務であり、これをして遺憾なきを期するため、本府に於ては學務部長名を以て、方面委員に對し左の通牒を發した。

二社會第一二〇四號 (昭和十二年八月二日)

今次事變に關し出動又は應召せる軍人に関する軍事扶助等の件

今次事變に際しては舉國一致之に當るの精神を振起し、應召軍人の激勵に努められつゝある所なるも、我國現下の状態は愈々重大なる時局に直面し、今の家族遺族に對する慰藉ならびに扶助に遺憾なきを期するの要、緊切なるもの有之候については、一層軍事扶助事業の普及に努め、苟も一人の要扶助者をも洩るゝことなき様、これが徹底を期せられ、以て軍人をして後顧の憂なく安んじてその責務を全うせしむる様、特に左記各項御留意の上之が實施につき一段の努力を致され度
右通牒候也

記

- 一、軍事扶助法に依る扶助については、各種事業の雇傭主とも密接なる連絡を保ち、或は要扶助者の實地調査を勵行し、扶助より洩るゝことなきを期すると共に、扶助に關する事務については特に迅速且適正にこれを取進め、扶助上支障を來すが如きことなきやう努むること。
- 二、軍事扶助法に該當せざるも、扶助の必要あるもの、又は軍事扶助法に依る扶助の開始以前において、扶助の必要あるものに對しては、民間の軍事扶助團體、各種社會事業團體その他關係方面と聯絡を保ち、公の扶助を

受けしむる等、これが徹底を期すること。

三、常時管内の扶助狀況を査察し、關係者に對しては、適切なる方法に依り、扶助並に慰藉につき遺憾なきを期すること。

四、從來より滿洲並に中南支等の方面に派遣されある在外部隊に關しても、勿論前事項に準じ取扱ふべきこと。

6. 陸海軍病院慰問

昭和十二年度方面委員總會に於ける決議に基き、陸海軍病院を左の通り市部、郡部方面委員が府職員と共に慰問し、何れも非常に歓迎され、各病院長より丁寧なる感謝狀を送られた。

昭和十二年十二月七日	伏見 陸軍病院
同 月 八 日	福知山 陸軍病院
同 月 十 日	舞鶴 要港部病院
昭和十三年六月七日	京都陸軍病院高野川分院
同 月 八 日	日本赤十字病院
同 月 九 日	大津 陸軍病院

7. 應召方面委員慰問

事變發生以來、府下二千四百名の方面委員中にも左の通り名譽ある應召者二十三人を出し夫々公務に勤務中であるが、我が京都府方面委員聯盟に於ては京都市部各聯合方面より慰問袋一個宛の寄贈を受け昭和十 年 月 日 第一線に活躍する方面委員に御送りし慰問激勵した。

京都市

郡部

上京區室町學區大橋理祐氏△同區中立學區 福知山市豐見和夫氏△葛野郡小野郷村日下 氏△加佐郡八雲村野尾五郎兵衛氏△與謝郡
 三坂重則氏△下京區陶化學區長谷川幸太郎 部五右衛門氏△宇治郡笠取村渡邊喜一郎氏 石川村吉田文之助氏△竹野郡島津村松林
 氏△左京區養正學區乙井邦隆氏△左京區錦 △綴喜郡八幡町神原政明氏△同郡三山木村 峰氏△熊野郡下佐野村小田岩太氏△竹野郡
 林學區岡田英二氏△左京區錦林學區萩崎繁 杉本卯三郎氏△相樂郡瓶原村岩田金孝氏△ 木津村佐々木成範氏△熊野郡久美濱村稻葉
 藏氏△東山區有濟學區金森一晋氏△伏見區 船井郡高原村井上秀之助氏△天田郡上川口 陽太郎氏
 本田諦閑氏 村矢野孝淳氏△何鹿郡口上林村木下貞一郎

8. 方面委員の勤勞奉仕

(1) 榎原神宮

我が國建國の聖地たる榎原神宮御神苑造營工事に昭和十三年十一月五日、本府方面委員は勤勞奉仕の一日を送つた。此日午前六時半、京都驛前大廣場に立てられた墨痕鮮やかなる「京都府方面委員建國奉仕隊」の大旗幟下に集合、何れも戰鬪帽と團服に身を固め、意氣衝天の概を示し、田村府社會課長及び河内方面常務幹事長統率指揮のもとに出發、榎原神宮大前に於て聖戰下に相應はしき嚴肅なる神敏授與が行はれ、かくて廣袤二萬五千坪の大グラウンド建設地の作業道場で各地より馳せ寄せた大集團とともに壯嚴なる舉式の後、午前十時二十分より作業を開始した。二千六百年前、我等の祖先が大命を奉じて、宮柱太く建て参らすべく、孜々として造營工事を奉仕した昔に思ひを致して、感激のうちに唯一心に貴い汗を流した。この聖なる奉仕に参加したのは京都市部方面委員百七十七名、社會課員十五名であつた。

(2) 淳和天皇御陵

更に昭和十四年七月三十日、京都市部方面委員は、府下乙訓郡大原野村淳和天皇御陵道改修工事に勞力奉仕をなす

事に決定し、七十二名の方面委員と十九名の社會課員とは、七月三十日二班を編成し二十五丁の急坂を攀ち、焼くが如き眞夏の炎天下に貴い汗を流して第二回の勤勞奉仕を行つた。

9. 全國方面調査週間實施

昭和十四年五月開催せられた第十回全國方面委員大會に於て、社會調査並に方面世帯整理の徹底方に關し、これが具體的方策の決定を見たので全日本方面委員聯盟主唱のもとに全國方面調査週間實施要綱を定め、これによつて全國方面委員及び關係業者協力の下に、方面調査を一齊に實施し、且つ方面世帯票の整理を徹底して長期戦下に於ける庶民生活の強化向上を圖つた。本府に於ける實施要綱は次の如く、十月三十日付四社會第二一九八號を以て府學務部長より各方面常務委員宛通牒が發せられたが、各方面委員はその趣旨を體して調査に専心努力した。

全國方面調査週間實施要綱

- 一、名 稱 全國方面調査週間
- 二、調査ノ時期 十一月十日ヨリ五日間
- 三、趣 旨 時局ノ推移ニ伴ヒ國民生活ニ及ボス影響益々複雑多岐トナリ方面事業ノ責務一層重大ヲ加ヘタリ仍テ此ノ際斯業ノ使命達成ニ資スルタメ全國方面委員及關係者相協力シテ方面調査ヲ一齊ニ實施シ方面世帯票ノ整理ヲ徹底シ以テ長期建設下ニ於ケル庶民生活ノ強化向上ヲ期スルモノトス

四、實施要項

- (一) 各方面毎ニ方面委員會ヲ開催シ調査ノ方法、關係方面トノ連絡、調査趣旨ノ徹底等ニ打合ヲナスコト
- (二) 各方面委員ハ本期間中ニ擔任區域内ニ於ケル居住者ノ生活状態ヲ實地ニ就キ調査スルコト
- (三) 各方面委員ハ右調査ノ結果ニ基キ第一種、第二種ノカード區分認定ニ充分意ヲ用ヒテ方面世帯票ノ加除訂

正ヲ爲シ之ガ整理ヲ徹底スルコト、第一種第二種ノ認定ハ別表生活標準額ニ依ルコト

(四) 各方面委員ハ整理セラレタル方面世帯票ニ基キ十一月十日現在ヲ以テ別紙方面世帯現況調査票ヲ作成シト一年末日迄ニ必ズ府社會課ニ提出スルコト

(五) 現ニ軍事扶助法ニ依ル扶助及之ニ準スル軍事援護ヲ受クル世帯ニ就テハ從前方面世帯ノ第一種及第二種該當者トシテ取扱ヒタルモノニ限ルコト

(六) 本調査ノ結果ハ歳末救済事業ニ利用致度ヲ以テ各方面別ノ第一、第二種別世帯數並人員ヲ十一月末日迄ニ各方面事務所ニ報告スルコト

第一種、第二種生活標準額表(月額)

市町村別	種別	世帯人員							
		一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人
京都市	第一種	三〇〇	一九〇	二四〇	三〇〇	三六〇	四二〇	四八〇	五四〇
	第二種	一五〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	三五〇	四〇〇
舞鶴市	第一種	九〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	三五〇	四〇〇
	第二種	三〇	四〇	七〇	一〇〇	一三〇	一六〇	一九〇	二二〇
東舞鶴市	第一種	三〇〇	一九〇	二七〇	三三〇	三九〇	四五〇	五〇〇	五七〇
	第二種	一〇〇	七〇	一三〇	一六〇	二〇〇	二四〇	二八〇	三二〇
其ノ他ノ市町村	第一種	七〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	二六〇	三二〇	三八〇	四四〇
	第二種	二〇	三〇	五〇	七〇	一〇〇	一三〇	一六〇	一九〇

備考 第一種、第二種ノ該當者トハ右生活標準額ニ達セザル収入者トス

10. 方面事業資金造成演藝會

主催 京都府方面委員聯盟

後援 京都府、京都市

會場 祇園新地彌榮會館

日時 昭和十二年二月十九、廿、廿一日の三日間晝夜二回出演

祇園新地甲部貸座敷組合に於ては、彌榮會館の新築落成を機會に、社會奉仕の意味で、これを方面事業資金造成の演藝會に使用せられたといふ篤志な議が纏り、その申出があつた。しかも祇園甲部一流の名妓を奉仕的に出演させ、これに要する一切の費用は全然無料提供といふのである。田村府社會課長は早速方面係課員並に河内委員、伊藤委員等と協議を重ね、略々具體案を作成してこれを方面委員聯盟の幹部に諮ることとなり、一月二十一日府參事會室で協議會が開かれ、愈々實行のことに決定した。方面聯合幹事會に於て決定した演藝會の趣意書は次の通りである。

本府方面事業は年を追ふて益々進展を遂げつゝあるに拘らず、之が後援團體としては、單に財團法人京都府方面事業振興會があるのみにして、常に資金の枯渴を告げ、方面委員の活動を鈍らしむる事實あるに鑑み、曩に方面委員總會の席上に於て、二回に亘りて「方面事業恒久財源確立に關する件」を決議し、爾來方面委員聯盟の幹事會に於て、これが實行方法を考究しつゝある一面、早くも率先して其の積立に着手せる方面あれども、全體としては未だ實行の域に達せず、幹事會に於ても、これが實行につき苦心しつゝありし折柄、本事業に深甚の理解を有せらるゝ祇園新地甲部貸座敷組合、並に彌榮會館關係者より、遺教新裝成れる會館の無料使用並に演藝會に出演する祇園甲部一流の名妓の奉仕方申込みありたり。然もその奉仕は本年一回に止まらず、毎年繼續して之を提供せんとする篤志なるを以て、茲に大方各位の賛同を仰ぎ、本演藝會を開催し、方面事業資金を造成せんとするものなり。望むらくは方面事業助成のため奮つて御後援あらんことを。

一月二十三日府廳議員室に於て準備委員會を開き實行案を協議した。その結果主催京都府方面委員聯盟、後援京都府、京都市、開會日時、二月十九日、二十日、二十一日各晝夜二回、其他左の如く決定した。

一、會員券の發行

(イ)金額一枚壹圓(均一)、(ロ)枚數八千枚、各方面に責任枚數を定め方面委員が分擔して之を賣捌くものとす。(ハ)觀覽日割、十九日分(東山第一、第二、左京第一、第二、上京第五)、二十日分(下京、伏見、上京第六、東山第三、左京第三、右京全部)、二十一日分(上京第一、第二、第三、第四、第五、中京第一、第二、第三)

一、宣傳方法

(イ)立看板、東山區の會場附近、(ロ)ポスター五千枚印刷の上浴場、理髮店に掲示すること。

一、収益の處分方法

一枚壹圓の賣上金中の半額五拾錢は各學區に割戻し、殘額五拾錢中より雜費を控除し、その殘金を京都府方面事業後援資金(百萬圓造成を目標とせるもの)中に積立てること。

會計の本部を第二社會館に置くこと(淺山方面委員聯盟理事所長所屬學區の關係)

一、賣上金收納期日

二月二十五日正午迄

一、諸費支拂日

二月末日

二月二日午前十時彌榮會館に全市方面常務委員を非常召集した。百一名中九十五名の出席あり。先づ淺山方面委員聯盟理事長は方面事業資金造成演藝會壯舉の願末を報告、岩重府學務部長は本美學を禮讚して、方面委員の獻身的努力を熱望して一場の挨拶をなし、次に議事に移り實行要綱を滿場拍手裡に賛同可決、なほ緊急動議として祇園新地甲部貸座敷組合及び演出藝妓各位に對し、京都府方面委員聯盟理事長の名を以て夫々感謝狀を贈呈するの件が提出せらるゝや、拍手を以て動議成立直ちに可決せられ、かくて一同は新裝の會館内を巡覽し、午餐を共にして午後一時散會した。當日の實行要綱決議事項左の如し。

會員券割當豫定數

方面	委員數	引受豫定數	委員一人當平均引受豫定數
上京第一	四一	四九二	一二
上京第二	三六	二八八	八
上京第三	一九	一五二	八
上京第四	四二	二三六	八
上京第五	三七	二九六	八
上京第六	一七	五一	三
上京計	一九二	一、六一五	八・四
中京第一	三五	四二〇	一二
中京第二	二五	三〇〇	一二
中京第三	三三	二六四	八
中京計	九三	九八四	一〇・六
下京第一	六一	七三二	一二
下京第二	四〇	一二〇	三
下京第三	五九	四七二	八
下京第四	三九	三一二	八
下京第五	一九	五七	三
下京計	二一八	一、六九三	七・七
東山第一	四七	九四〇	二〇
東山第二	四〇	一、〇〇〇	二五
東山第三	二四	七二	三
東山計	一一一	二、〇一二	一八・一
第四方面委員制度整備期			二八三

第一編 方面委員制度發達史

左京第一	三三	二六四	二八四
左京第二	三三	二六四	
左京第三	一四	四二	
左京計	八〇	五七〇	七・一
伏見	一〇〇	三〇〇	三三
右京	一一三	三三九	三三
京都市合計	九〇七	七、五一三	八・三

○右は大體の割當を示せるものにして、實際上には多少の融通をなし得るものとす。

演藝會實行豫算

收入の部	支出の部
會員券賣上代、金八千枚分	ホスター印刷費、五千枚分
一八、〇〇〇圓也	會員券印刷費、八千枚分
	プログラム印刷費、一萬五千枚分
	趣意書印刷費、一萬枚分
	常務委員會費
	準備委員會費
	通信運搬費
	雜費
	一七〇圓
	一〇〇圓
	二〇〇圓
	三〇〇圓
	二〇〇圓
	一五〇圓
	八〇圓
	二一〇圓
	計 一、二三〇圓
	差引殘金 六、七七〇圓

内 二、七七〇圓を方面事業後援會基金に積立
 殘 四、〇〇〇圓を賣上高に應じて各方面へ割戻す

演藝會番組

日時	昭和十二年二月二十九日午後一時(晝)開演
日時	二月二十一日午後六時(夜)演
會場	祇園花見小路 彌榮會館
方面事業資金造成	演藝會番組

(會員券御査査 査 圓)
 主催 京都府方面委員聯盟
 後援 京都府・京都市

千年の舊帝都、名にしおふ觀光都市として世界に誇る吾が平安の都にも、その絢爛たる近代文化の半面に、失業群の横溢—貧困者の激増—家庭生活の崩壊—等の悲惨な事實がありまして、現に救護を要する者だけでも七千三百六世帯、二萬八千八百四十五人といふ驚くべき數に上つて居ります。

私ども方面委員はこれ等の恵まれない人々の相談相手となつて出來得る限りのお世話をさせて貰つて居りますが、常に悩まされることは之が救済資金の造成方でありませう。

然るに今般、祇園新地甲部貸座敷組合は私どもの事業に深甚の同情を寄せられ、新裝成れる彌榮會館竝に祇園名妓の歌舞出演を全部、奉仕提供せらるゝことになりましたので、茲に京都市、京都市後援の下に方面事業資金造成演藝會を催すに至つた次第であります。大方の各位望むらくは何卒奮つて此の意義ある事業を御援助あらんことを。

一、期間 十二月一日より七日迄(一週間)

一、目的 國民精神總動員の趣旨を體し方面精神を昂揚すると共に隣保相扶の傳統を培養せんとす。

一、主催 京都府方面委員聯盟

一、後援 京都府、京都府社會事業協會、京都府方面事業振興會、恩賜財團濟生會京都支部、京都市共同組合

一、實施事項

(甲)方面事業の趣旨普及に關する事項

(一)パンフレット、リーフレット配布

全日本方面委員聯盟にて作成せらるゝ「パンフレット」「リーフレット」を各關係方面へ配布す。

(三)新聞紙に依る趣旨普及

方面事業同情週間に關する知事談の登載方を各新聞社に依頼す。

(三)雜誌に依る趣旨普及

「社會時報」十二月號を特に方面事業號「假名」とし可及的趣旨の普及を圖る。

(四)方面委員會主催の「方面事業の夕」(假名)に對し講師又は映畫班を派遣す。

(五)各學校に於て朝禮の際方面事業に關聯し、皇室の御仁慈の廣大無邊なることにつき生徒に感話す。

(乙)「方面感謝日」に關する事項

各方面委員會に於て協議の上、十二月二十五日午前十時を期し最寄の神社に參拜して感謝祈願を行ふこと。

(丙)資金募集に關する事項

戸毎に同情袋(假名)を配布、其の他の方法に依り一般同情金を募集し、歳末救濟事業を施行すると共に平素の方面事業資金に充當すること。

二、實施方法

(一)市町村長並方面常務委員に對し本週間實施に對する通牒を發すること。

(二)各學校長に對し「方面感謝日」に關する通牒を發すること。

(三)「パンフレット」「リーフレット」に府より市町村長及方面委員に送附し配布せしむ。

(四)同情袋(假名)に依る同情金の募集は

(イ)京都市にありては例年の通り京都市部聯合方面委員會に於て行ふ。

(ロ)郡部に於ては市町村方面委會の主催を以て地方の状況に應じ、關係方面と協力の最適宜行ふ。

昭和十三年歳末

昭和十三年末の府下要扶關係世帯は市部に於て第一種二、三八八世帯、第二種二、四一二世帯、計四、八〇〇世帯となり、これを前年に比較すると第一種七〇世帯を増加し、又郡部に於ては方面委員網が各町村に張られた關係上、前年に比し實に一千三百世帯も激増し、第一種二、五六五世帯、第二種二、九九九世帯、計五、五六四世帯となつてゐる、かくて市郡を通じて第一種四、九五三世帯、第二種五、四一一世帯、計一〇、三六四世帯に上り、これを世帯構成人員に見ると三九、一六〇人と四萬人に達する。聖戰下第三年の歳末、方面委員の獻身的活動と篤志の方々によつて、これ等多數の人々が温かき新年を迎へることが出來た。例年同情金並に米其他物品を寄せられる大阪朝日新聞社、大阪毎日新聞社、京都日出新聞社をはじめとして、本派本願寺其他より多數の同情があり、これ等を綜合して分配せられた。

昭和十三年末實施された歳末同情週間の成績は次の通りであるが、昨年度總收入に比較して金二、二四四圓拾錢の増収を見たわけである。

昭和十三年度同情袋ニヨル同情金收支一覽表

方面	収入	支出	差引殘額	事務所
上京第一方面	一、五三三・六九	四一四・三四	一、一一九・三五	第二社會館
第四章 方面委員制度整備期				二八九

第一編 方面委員制度發達史

上京第二方面	一、〇〇〇・一二	西陣隣保館	一、〇〇〇・一二
上京第三方面	五〇一・一二	西陣方面會館	四二七・六三
上京第四方面	一、一九六・三七	同	七九〇・五九
上京第五方面	一、一八七・四七	紫野隣保館	一、一八七・四七
上京第六方面	二二八・八八	同	二二八・八八
計	五、六四七・六五	同	四、七五四・〇四
中京第一二二三	五、一一五・四二	第二社會館	三、七二〇・〇一
下京第一方面	二、一一六・五二	大内診療所	一、九〇九・五二
下京第二方面	五一一・二六	第五社會館	三七一・二六
下京第三方面	一、七一一・五四	大内診療所	一、一一〇・五四
下京第四方面	八七七・一八	第四社會館	三八三・〇三
下京第五方面	二六二・〇七	第四社會館	一一〇・〇七
計	一〇、六〇一・九九	計	七、六〇四・四三
東山第一方面	一、六二四・六一	第一社會館	一、三六六・二三
東山第二方面	一、〇七一・七六	第七社會館	三〇六・九二
東山第三方面	五六五・四九	同	四九〇・四九
計	三、二六一・八六	同	二、一六三・六四
左京第一方面	一、五八一・〇二	左京方面會館	一、二三九・〇二
左京第二方面	一、一八五・五一	同	六七〇・五三
左京第三方面	三六六・〇六	同	二八四・一六
計	三、一三二・五九	同	二、一九三・七一
右京方面	二、〇七七・九八	右京隣保館	一、二七八・七三
伏見方面	三、七三九・七七	伏見區役所内	二、〇七七・五二

二九〇

總計	二八、四六一・八四	八、三八九・七七	二〇、〇七二・〇七
昨年總計	二六、〇一七・七四	七、六七八・六〇	一八、三三九・一三

昭和十四年歳末

十二月一日より一週間を國民精神總動員方面事業週間として、京都市では京都全市二十八萬世帯に同情袋を配布した。該同情袋には次の文意が印刷せられた。

一人の不幸は萬人の不幸、旅は道づれ世はなさけ

(同情袋の表面に印刷)

わが京都市民の内、實に四十人に一人は種々の事情で、ほんとに生活向のたゞないお氣の毒な人々であります。かうした氣の毒な方々に對しては我々方面委員として充分なる保護と、その更生に就て不斷の努力をして居りますが、到底少數の方面委員の力では、これだけ澤山な方々に對して何かと行き届きかねる點がありますので、常に市民各位の大なる御協力によつて、その徹底を期して居るのであります。この様な理由にて例年全國一齊に方面事業週間が行はれる時に、我が京都においても市民生活の安定と統後の強化を計り、合せて無事の民を一人も漏れなく救ふために普く同情義金を募集する事になりました。希くは京都市一千年來の傳統と隣保相扶の美風とを發揚せられまして、本事業を御援助あらん事を特にお願い致します。

尙本義金募集に就ては全市の公同組合各位の御援助を得て實行して居るのであります。

京都府(京都市郡)方面聯合委員會

一方該週間行事として病院、養老院、其の他の施設に收容されて居る氣の毒な人々に對して、最寄の方面委員代表が手分けして慰問するとともに、タオル手拭を贈り、尙ほ市内數十ヶ所に立看板を、方面委員の宅にポスターを掲出して同情の喚起に努めた。又方面委員會は其の間要扶掖者を社會館、方面會館、隣保館等に集め、方面委員や社會課

員から更生の途に對して諄々と説き、且つ厚き同情に就て言ひ聞かせ、更生の光明を與へた。
昭和十四年末實施された歳末同情週間の成績は次の通りであるが、昨年度總收入に比較して金二、四四四圓拾錢の増収を見たわけである。

昭和十四年度同情袋ニヨル同情金收支一覽表

方面	收 入	支 出	差引殘額	事務所
上京第一方面	一、七三九・四八	—	一、七三九・四八	第二社會館
上京第二方面	一、二六六・六七	—	一、二六六・六七	西陣隣保館
上京第三方面	三四八・八九	二二・三〇	三二六・五九	西陣方面會館
上京第四方面	一、六二〇・七四	一二七・三〇	一、四九三・四四	同
上京第五方面	一、四五三・二九	—	一、四五三・二九	紫野隣保館
上京第六方面	二二九・八二	—	二二九・八二	同
計	六、六五八・八九	一四九・六〇	六、五〇九・二九	
中京第一二三	五、七一五・七〇	—	五、七一五・七〇	第二社會館
下京第一方面	二、五九二・一九	—	二、五九二・一九	五條方面會館
下京第二方面	六四五・七三	一〇七・三〇	五三八・四三	第五社會館
下京第三方面	二、一三九・六一	—	二、一三九・六一	五條方面會館
下京第四方面	一、三七三・五七	二三七八・〇	一、一三五・七七	第四社會館
下京第五方面	三三一・〇三	一〇四・四〇	二二六・六三	第四社會館
計	七、〇八二・一三	四四九・五〇	六、六三二・六三	
東山第一方面	二、三九七・〇七	四七二・九二	一、九二四・一五	第一社會館
東山第二方面	一、〇九三・九一	六〇八・七〇	四八五・二一	第七社會館
東山第三方面	六一九・二九	一〇二・六一	五一六・六八	同

左京第一方面	四、一〇・二七	一、一八四・三三	二、九二六・〇四	左京方面會館
左京第二方面	二、〇一九・四〇	二一四・〇〇	一、八〇五・四〇	同
左京第三方面	一、八四九・三九	七一九・〇三	一、一三〇・三六	同
計	四四二・三三	一三三・二九	三〇九・〇四	
右京方面	四、三一・二二	一、〇六六・三二	三、二四四・八〇	右京隣保館
伏見方面	二、六九七・一〇	九六九・三二	一、七二七・七八	伏見區役所内
計	四、一三五・八六	一、六九二・一九	二、四四三・六七	
昭和十二年度	三四、七一・〇七	五、五一・一六	二、九一九・九一	
昭和十三年度	二六、〇一・七四	七、六七・八〇	一八、三三九・一三	
昭和十三年度	二八、四六・八四	八、三八九・七七	二〇、〇七二・〇七	

13 管外優良社會事業視察

本府社會事業の振興を圖るため管外の優良社會事業施設を視察する事となり都市班一組、農村班二組を組織し京都市及び郡部の方面委員達の視察を左の通り實施した。

- 昭和十二年度末及昭和十三年度中に實施したる社會事業視察は左記の通りで何れも多大の收獲を得て歸京した。
- 一、昭和十三年三月十六日 東主事補指導の下に七名の方面委員は静岡、愛知縣下の農村社會事業を視察。
- 二、同 三月二十三日 土居主事補指導の下に三名の方面委員は岡山縣下の農村社會事業を視察。
- 三、同 三月二十三日 吉田主事補指導の下に京都市部方面委員十一名は、福岡市の都市社會事業を視察。
- 四、昭和十四年二月十五日 渡邊、今西兩主事補並小瀬囑託指導の下に京都市部方面委員二十五名は大阪市内の社會事業施設(大阪府社會事業會館、北市民館、博愛社)を視察。

- 五、同 二月十四日 黒羽主事補指導の下に郡部方面委員數名は愛知靜岡の農村社會施設を視察。
- 六、同 三月二十八日 白髭主事補指導の下に郡部方面委員並關係職員四名は神奈川、埼玉兩縣の農村愛育施設を視察。

第八節 方面委員總會並研究協議會開催狀況

1. 京都府方面委員總會

昭和十一年度

主催 京都府、京都市
日時 昭和十二年二月十六日
會場 京都府立第一高等女學校大講堂

來賓たる府市會議員、各社會事業團體代表者、各町村長、各警察署長、各官衙長をはじめ、方面委員等出席者一千有餘名にして、午後一時二十分開會。國歌齊唱に次いで鈴木府知事嚴かに國民精神作興に關する詔書を捧讀す。次に第四回勤續感謝狀贈呈に移り、十年以上勤續の方面委員五十六氏に感謝狀を贈呈し、方面委員として就任以來特に功勞顯著なる五氏に對し、財團法人京都府方面事業振興會より、同會寄附行爲第四條第四項に基き表彰狀並に方面事業功勞章を贈呈した。

かくて鈴木知事の告辭、市村京都市長の挨拶に次いで廣瀬社會局長官、全日本方面委員聯盟會長、江羅京都府會議

長、石田京都市會議長、大阪府方面委員聯盟代表者、淺山京都府方面委員聯盟理事長の各祝辭、方面委員勤續者總代前川嘉三郎氏、同功勞者總代川本元三郎氏の謝辭あり。次に、内務省囑託福山政一氏より「方面委員令に就て」と題する講演、田村府社會課長の府下に於ける方面事業の概況と方面委員活動の足跡に就て、漆葉市社會課長の京都市に於ける救護法施行狀況に就ての各報告あり、方面委員取扱事件の報告があつた後、岩重府學務部長座長席に着き協議に入る。緊急動議、1. 故小河博士墓參の件、2. 方面精神昂揚に關する宣言決議の件に就ては座長の指名により墓參委員及び宣言案起草委員として各行政区より一名宛、郡部は山城、丹波、丹後より各一名宛計十名を指名決定す。3. カード階級者に對する電燈料減免方を其の筋に建議するの件は本府方面委員聯盟の幹部會に一任してその實行方法を講ずることとなつた。

方面委員精神昂揚宣言決議

起草委員長三上竹藏氏より委員會に於ける文案を報告、委員會では滿場一致にて可決した。宣言文左の如し。

宣言

畏クモ 皇太后陛下ニハ方面事業ニ深ク御心ヲ止メサセラレ曩ニ 大正天皇十年御式年ノ日ニ當リ特ニ吾等ノ先輩ニ對シテ難有御沙汰アラセラル懿德宏遠洵ニ恐懼感激ノ至リニ禁ヘズ
今ヤ我國ハ未曾有ノ難局ニ際ス朝野舉ツテ社會的不安ヲ一掃シ國民生活ノ安定ヲ圖ルベキハ固ヨリ其所ナリ吾等夙ニ京都府方面委員ノ職ヲ汚シ日夜同胞ノ救濟扶掖ニ心血ヲ注ギツツアリト雖モ猶ホ未ダ萬全ノ成果ヲ收メ得ザルハ齊シク遺憾トスル所ナリ
茲ニ方面委員令施行ノ劈頭ニ方リ深ク時代ノ趨嚮ヲ察シ吾等ノ使命愈々大ナルヲ思ヒ自奮自動益々隣保相扶互助共濟ノ徹底ニ努メ以テ懿旨ニ副ヒ奉ランコトヲ誓フ

右宣言ス

次に一同起立、岩重府學務部長の發聲にて聖壽の萬歳を三唱し、終つて田村府社會課長より閉會の挨拶があり、終始緊張の裡に閉會した。

昭和十二年度

主催 京都府、京都市

日時 昭和十二年十一月六日午前九時

會場 京都府立第一高等女學校大講堂

國民精神總動員下、參會者は來賓、市町村長、方面委員、方面書記その他併せて千三百九十五名の多數に上り、極めて力強く開會せられた。國威宣揚式は皇宮建禮門前を第一會場として舉行せられる豫定であつたが、雨天のため第二會場たる府立第一高等女學校大講堂に變更せられ、いと嚴肅に終了した。續いて總會に移り、緊張裡に次の順序を以て進捗し、宣言決議の外、緊急動議があつて、衛戍病院に入院加療中の傷病兵の慰問並に支那派遣軍郷土部隊長宛に慰問電報を發することを決議した。

一、國威宣揚式(第一會場の豫定を雨天のため變更)

1. 皇太神宮遙拜
2. 國歌齊唱
3. 國民精神作興に関する詔書捧讀
4. 國威宣揚、武運長久祈願(默禱一分間)
5. 聖壽萬歳

二、總會(第二會場)午前十時

1. 開會の辭(漆葉市社會課長)
2. 知事告辭
3. 市長挨拶
4. 社會局長官祝辭(岩重學務部長代讀)
5. 全國日本方面委員聯盟會長祝辭、來賓祝辭
6. 方面委員功勞者(五氏)表彰
7. 方面委員十ヶ年勤續者(四十六氏)表彰
8. 功勞者代表(藤田三左衛門氏)の謝辭
9. 勤續者代表(菅沼俊雄氏)の謝辭
10. 宣言決議
11. 事業報告
- イ、方面事業報告
- ロ、救護法施行狀況報告
12. 方面委員取扱事件報告書並意見發表
13. 支那事變と帝國海軍

時局と方面委員の使命

大阪海軍監督長海軍少將

松崎伊織閣下

中央社會事業協會總務

原泰一氏

14. 萬歳三唱
15. 閉會の辭

宣言

第四章 方面委員制度整備期

輓近社會情勢ノ益々複雑化スルニ伴ヒ、要扶掖者ノ數モ亦漸ク多カラントス、曩ニ方面委員會ノ制定ニ依リ、方面委員發展ノ基礎茲ニ定マリ、國家社會ノ吾等方面委員ニ期待スル所極メテ大ナリ、然ルニ吾等乏シキヲ方面委員ノ重職ニ享ケタルヲ以テ、日夜心ヲ碎キ身ヲ勞シ、只管、其ノ重大ナル使命ト社會ノ期待トニ背カザランコトヲ期シツ、アリ

今ヤ支那全土ニ互ル戰鬪ハ赫々タル皇軍ノ武威ニ據リ、勝敗ノ數既ニ定マレリト雖モ、國際政局ノ動向ハ未ダ樂觀ヲ許サザルモノアリ、國民一致協力シテ良ク長期係争ニ堪ヘ堅忍持久盡忠報國ノ誠ヲ致スベキノ秋ニ際會シ、吾等方面委員ハ益々其ノ責務ノ重大ナルヲ痛憾ス。今後一層國民精神ノ作興ニ努メ、國民生活ノ安定ニ力ヲ致シ、國本ヲ固メ國力ノ啓培ニ碎勵センコトヲ誓フ

決議

- 一、吾等ハ方面委員精神ニ則リ隣人扶掖ノ實ヲ舉ゲ府民共榮ノ理想ヲ實現センコトヲ期ス
- 一、吾等ハ統後ノ護ヲ固メ出征將士ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルコトヲ期ス
- 一、吾等ハ國民精神總動員運動ノ趣旨ヲ體シ、一致協力シテ時艱ノ克服ニ邁進センコトヲ期ス

右決議ス

緊急勳議

- 一、皇軍慰問電報發送に關する件

電文

暴戾ナル支那軍脅懾ノタメ困苦缺乏ヲ忍ビ連戰連勝皇軍ノ武威ヲ遺憾ナク發揮セラレツ、アルヲ祝シ、吾等京都府方面委員ハ益々統後ノ護ヲ強固ナラシムルコトヲ決議セリ、茲ニ郷土部隊將兵ノ御勞苦ヲ感謝スルト共ニ今後

ノ御奮闘ヲ祈ル

京都府方面委員總會出席者一同

北支派遣軍中島部隊本部中島部隊長殿

- 二、陸軍病院に傷病兵慰問の件

期日、慰問者の決定は後日の事とし右可決さる。

昭和十三年度

主催 京都府、京都市

日時 昭和十四年一月十五日午前十時

會場 京都府立第一高等女學校

長期建設下の新春を飾り、緊張感激の裡に開會せらる。此日來會者は朝野知名の來賓を始めとして、市郡の方面委員、市町村長等一千二百餘名、さしも廣大なる大講堂も黒山の人影をもつて埋め盡した。午前十時二十分、森京都市主事の司會によつて、崇高嚴肅なる國威宣揚式を舉行す。先づ宮城並に神宮遙拜、國歌齊唱に次いで國威宣揚、武運長久並に戰歿軍人慰靈祈願(默禱)、岩重府學務部長發聲にて聖壽萬歳を三唱して式を終り、十分間休憩後午前十四十分、總會に移り、井上府社會事業主事司會の下に整々一糸亂すことなくプログラムは進行され、午後四時二十分散會した。

總會順序

- 1. 開會挨拶(田村府社會課長)

第四章 方面委員制度整備期

2. 知事告辭
3. 市長告辭
4. 厚生大臣祝辭(岩重學務部長代讀)
5. 全日本方面委員聯盟會長祝辭(柴田聯盟主事代讀)
6. 來賓祝辭、師團司令部付助川少將、大西府會議長、田中京都市會議長
7. 方面事業功勞者表彰、若村德三郎、田中留吉、松田庄五郎、赤坂清、大住壯夫、福井卯三郎、乾高之助
8. 十年勤續者感謝狀交付、林市三郎外四十五名
9. 功勞者代表の謝辭(若村德三郎)
10. 勤續者代表の謝辭(林市三郎)
11. 宣言決議(座長岩重學務部長)
12. 緊急動議、郷土部隊長宛慰問激勵文打電の件
13. 專業報告 田村府社會課長
漆葉市社會課長
14. 方面委員取扱事件發表(岩崎太郎、心山義繁)
北村倉藏、補正信
15. 講演、厚生省軍事扶助課長柳本隆一氏
16. 映畫(皇道日本十卷)
17. 閉會の辭(漆葉市社會課長)

宣言

聖戰第三周年ヲ迎ヘ皇國ノ前途愈々多端ナルヲ覺ユ
然レドモ今次事變ノ目的ガ我國肇國ノ大精神ニ則リ東洋ノ新秩序ヲ確立シ進ンデ世界人類ノ恒久平和ヲ齎サント
スル所謂八紘一字ノ大理想顯現ノ一段階タルコトニ思ヒヲ致ストキ我等ハ未曾有ノ時局ニ際會シタル光榮ニ感激

シ大業翼賛ノ大奉公ヲ捧ゲ得ルヲ本懷トス

我等方面委員ハ其ノ託サレタル使命ノ愈々重大ナルニ鑑ミ益々方面精神ノ昂揚ニ努ムルト共ニ衆ニ率先シテ其ノ
範ヲ垂レ特ニ左記信條ヲ實踐躬行シテ隣人扶掖ノ實ヲ舉ゲ庶民生活ノ向上ヲ圖リ民力ヲ啓培シテ各々其ノ分ニ應
ジタル奉公ノ誠ヲ效サシメ以テ長期建設ノ國是遂行ニ寄與センコトヲ期ス

右宣言ス

京都府方面委員總會

方面委員信條

- 一、我等は赤子御愛愍の 聖旨を奉體し常に皇恩の宏大無邊なるに感激し至誠以て奉公せんことを期す。
- 一、我等は肇國の大精神たる八紘一字の理想を體し之が顯現に努めんことを期す。
- 一、我等は統後後援の強化を圖り各種統後施設と緊密なる連携を保ち以て軍事後援の完璧を期す。
- 一、我等は益々方面精神の昂揚に努め社會の風潮を刷新し眞に隣保相扶互助共濟の實を擧げんことを期す。
- 一、我等は常に擔當區域に於ける社會情勢を洞察し要扶掖者の生活狀況に通曉せんことを期す。
- 一、我等は要扶掖者に對し自ら其の先達を以て任じ物的救濟の適正を圖ると共に自奮自勵眞に精神的更生の境地に迄到達せしめんことを期す。
- 一、我等は常に修養と研鑽とを怠らず實踐躬行業に先んじて其範を垂れ進んで庶民階級の生活安定並向上に努めんことを期す。
- 一、我等は各種社會施設との聯絡を密にし之が正しき發達を助長せんことを期す。
- 一、我等は事件の早期發見に努め之が處理の適正敏速ならんことを期す。

一、我等は京都府方面委員たるの矜持を保ち懇切丁寧事に當り秘密を嚴守して眞に社會の隠れたる礎石たるに甘んぜんことを期す。

緊急動議

一、皇軍慰問激勵電報發送に關する件

聖戰三年、我等ノ郷土部隊將兵諸士ハ、暴戾飽クナキ支那軍膺懲ノ爲、困苦缺乏ヲ忍ビ、奮戦力闘、以テ連戦連勝シ、皇軍ノ武威ヲ遺憾ナク發揮セラレ、皇威大ニ昂ル、寔ニ感激ニ堪ヘズ。我等京都府方面委員ハ、茲ニ總會ヲ開催スルニ當リ、益々銃後ノ守リニ遺憾ナカラント誓フ

昭和十四年一月十五日

京都府方面委員總會出席者一同

支那派遣軍郷土部隊長宛

昭和十四年度

昭和十四年度方面委員總會は、昭和十五年二月三日(土曜日)午後一時半より、京都市立二條高等女學校に於て市郡方面委員八百名の參集を得て左の通り盛大に開催された。

1. 開 會 (午後一時四十分)
2. 宮城立神宮遙拜
3. 國 歌 齊 唱 (ピアノ伴奏篠原たま女史)
4. 勅語 捧 讀 (鈴木府學務部長)
5. 默 禱

6. 知 事 訓 示 (鈴木府學務部長代讀)
7. 市 長 挨拶 (菊山助役代讀)
8. 厚生大臣告辭 (植田府社會課長代讀)
9. 功 勞 者 表彰

10. 十ヶ年勤続者感謝狀交付

上京區待賢學區	上京區乾隆學區	左京區修學院學區	久世郡宇治町	上京區待賢學區	上京區室町學區	左京區錦林學區	同	同	同	同	同	左京區新洞學區	同	左京區北白川學區	左京區下鴨學區	中京區柳池學區	中京區朱雀學區	同	
林 駒 次	加 地 靜 治	岩 崎 太 一	入 江 宗 太	今 瀧 英 弘	栗 部 仁 三	服 部 格 太	津 田 清 太	福 井 乙 次	別 所 教 信	木 本 政 信	佐 々 木 政 次	栗 津 伊 一	佐 數 伊 一	大 住 壯 夫	辻 本 庄 一	井 上 清 三	平 松 彌 之 助		

東山區一橋學區
同
東山區栗田學區
下京區陶化學區
同
下京區七條學區
伏見區伏見學區
伏見區深草學區

山本重太郎
田中龍太郎
藤田菊次郎
田中一男
勝井安太郎
山下關之助
山岩村幾太郎
久保榮次郎

11. 來賓祝辭

全日本方面委員聯盟會長 (三上孝基氏代讀)
府 會 議 長 (荒賀議員代讀)
市 會 議 長

12. 事業報告 府市社會課長
13. 宣言決議 皇軍郷土部隊長へ感謝電文

宣言

悠久紀元二千六百年、聖戰第四年を迎へ興亞の聖業漸くその緒に就かんとす。然れ共皇國の前途は愈々多端にして、事變の處理亦容易ならざるものあり。仍ち我等方面委員擔當者は、この未曾有の難局に處し其の負荷の重大なるに鑑み、益々修養研鑽に努め、社會の推移と庶民生活の動向に察し、本制度發祥の大精神を昂揚して、福利の増進生活の安定を期し、更に現下の重要事たる軍事援護の敏速適正に最善を盡して、統後家庭の強化を圖る等、その崇高なる使命を遂行し、以て事變目的の完遂に寄與し、上 聖明の鴻恩に應へ奉り、下同胞の期待に背かざらんことを期す。

右宣言す

決議

一、我等は光輝ある紀元二千六百年を機とし、各方面又は聯合に於て、適切なる記念事業を遂行し、方面制度發祥の大精神たる隣保相扶の傳統的美風を一層助長し以て斯道の振興に資せんことを期す。
一、我等は力を盡して、軍事援護事業の適正を圖り、軍人遺家族を慰安激勵誘掖して、其の生活を健全にし其の家族を強化せしめんことを期す。
皇軍郷土部隊長へ感謝電文
興亞大業の重責に任ぜらるゝ閣下並麾下將兵各位の御勤勞に對し、深厚なる感謝の誠意を捧ぐると共に、御武運の長久を禱り、併せて我等の任務たる統後の護りに最善を盡さんことを誓ふ。

京都府方面委員總會

昭和十五年二月三日

14. 研究並取扱事例發表

方面並共同精神を繞りて
結核撲滅運動を敢行せよ

下 京 區 三 上 竹 藏
何 鹿 郡 楠 正 信

15. 講 演

經濟統制の進展と社會事業

京都帝國大學教授經濟學博士 堀 川 虎 三氏

16. 閉 會 (午後四時)

錦上花を飾つた當日の告辭並に祝辭は參會者に感銘深きものがあつた。

總會中特記すべき二三を録すれば、府市社會課長の事業報告は、從來の朗讀發表を印刷物による各自熟讀に代へて、時間の節約と大會精神の緊張を促がし、研究並取扱事件發表を市郡各一件に厳選して、その代表的二玉篇を紹介した

のは、舊套を脱した傑作であつた。

仍ち下京區三上委員は重患に悩む妻と精神病に狂ふ長男を抱いて借家を追はれ、路頭に迷ふ某職人の一家を、公同組合長と密接なる連絡の下に、これを救済保護するに至る隣人相愛のいくさりを物語つて、満場の涙をそより、何處郡楠委員が最近丹波五郡に於て三ヶ年半の期間に、結核病に斃るゝ犠牲者九百三十七名中十一歳以上三十歳未満のもの六百六十一名に及ぶと云ふ、方面委員調査による悲惨なる現状を訴へ、この時局下に於て結核撲滅運動こそ、我等の最大急務なりと絶叫したのは、當日の二大呼物であつた。

掉尾を飾る名講演は、蜷川博士の聲咳によつて東亞新秩序建設とは何ぞやと説き起され、經濟統制の解釋、生産と消費は兩車輪の關係にありと教へつゝ、爲政者の指針と自覺、國民の自肅と實踐落伍者の保護救済と社會事業の必要性を力説強調するや、縦横の快辯と自在の諧謔をもつてする舌端こそ、蓋し本日の方面總動員に無上の活を附與する大獅子吼であつた。

昭和十五年度 (紀元二千六百年紀念) (方面制度實施滿二十年紀念)

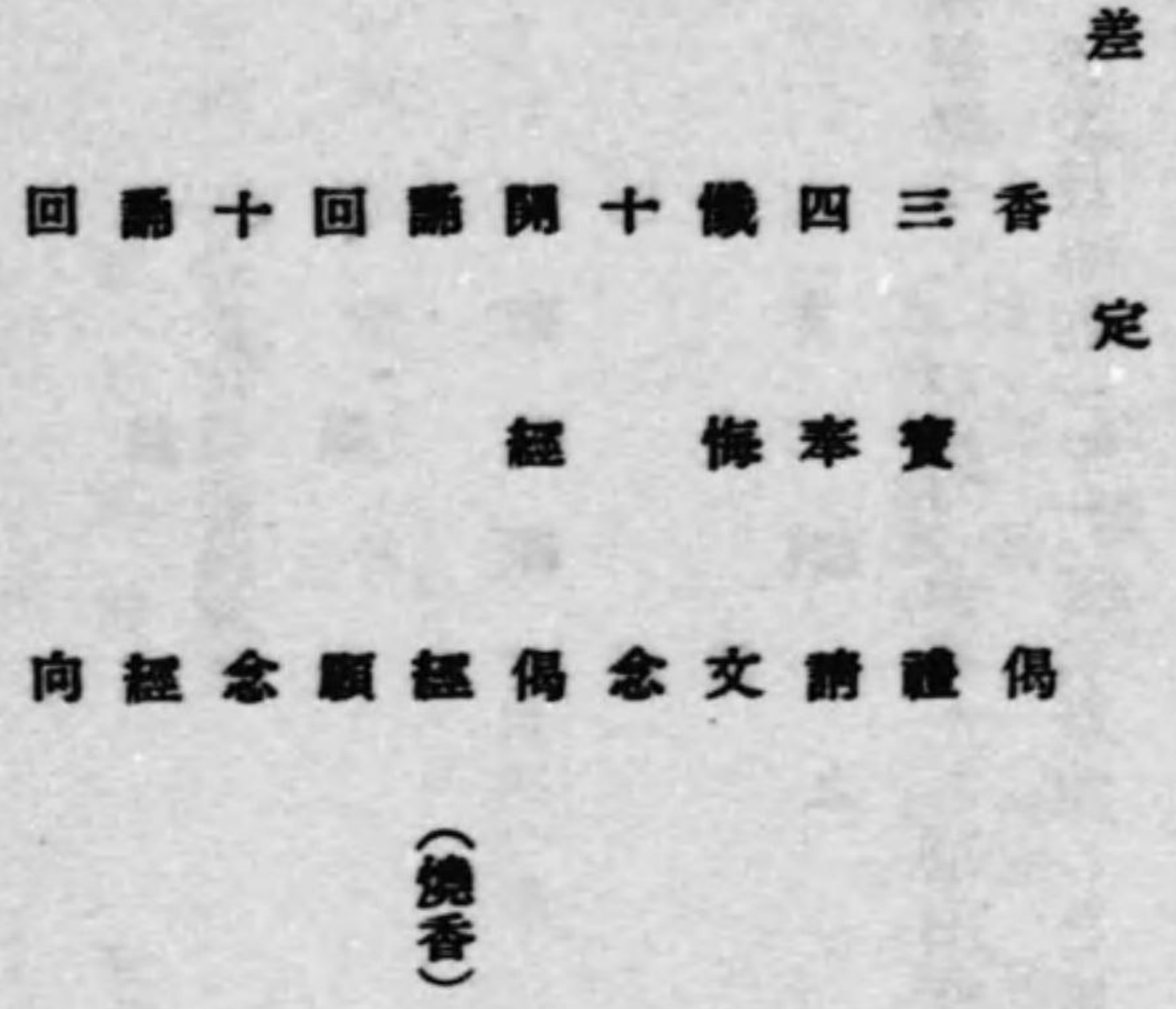
- 一、主催 京都府、京都市
- 一、後援 京都府方面委員聯盟
財團法人京都府社會事業協會
- 一、日時 昭和十五年十一月四日(月曜日)
午前八時受付開始、八時半入場、九時開會、午後三時閉會。
- 一、會場 淨土宗總本山知恩院本堂 (第一會場慰靈祭)

華頂會館 (第二會場總會)

御民われ生けるしるしありと、皇國一億民の胸高鳴り喜び滿つる紀元二千六百年は、恰も京都府方面制度實施後滿二十周年に相當するので、本府ではこのよき年を記念し、京都市と合同主催の下に、去る十一月四日をトし盛大な方面委員總會を開催した。

當日東山の氣爽かに澄みて菊花馥郁と薫り、輝き渡る朝日を浴びて、市郡各地より續々と集ひ寄る一千有餘の委員は、午前九時迄に第一會場知恩院本堂に參集した。そして同山管長都芳隨圓導師以下佛教徒方面委員等により、職に殉じた先輩三百五十二名の物故者慰靈祭が左の差定によりいと莊嚴に執行された。

(一)物故方面委員慰靈祭



十 念
 照 益 文
 念 佛 一 會
 總 願 偶
 十 念
 四 弘 誓 願 文
 三 佛 偶
 送 佛 偶

巳 上

慰靈祭終つて一同第二会場たる華頂會館に移り、川西知事、加賀谷市長、原全日本方面委員聯盟常務理事並に關係來賓、各委員等約一千二百名所狹しと会場を埋め、十時二十分より本府井上主事司會の下に、記念すべき總會は開催された。

聖戰既に三年有半、世界新秩序建設の先驅となつて東亞共榮圈を確立すべく、舉國一體、一億一心、八紘一宇の大理想顯現に勇往邁進せる時——而して、外、三國同盟を締結して之を根幹に國交を整備し、内、高度國防國家樹立の爲體制を新にして、大政翼賛に、隣保強化に、上下懸命の努力を拂ひつゝあるこの秋、方面委員こそは新しき理念に燃え、温き社會の血脈として、新時代に即應し、敢然と隣保強化の先頭にたつ使命を有するのだ。この記念すべき年のこの大轉換期に開催された本大會の意義又重大といはねばならぬ。

(11) 總會

- 一、開 會
- 二、宮城 遙 拜

- 三、國歌「君ヶ代」齊唱
- 四、紀元二千六百年ニ賜リタル詔書奉讀
- 五、歌 讀
- 六、知 事 訓 示 (川西知事)
- 七、市 長 挨拶 (加賀谷市長)
- 八、厚生大臣告辭 (龍野學務部長代讀)
- 九、功勞者表彰 (代表 高谷貞次郎)
- 十、勳績者感謝狀贈呈
 - イ、二十年勳績者
 - 1. 方 面 委 員 (代表 藤田三左衛門)
 - 2. 方面事業關係者 (社會事業主事補 東音次郎)
 - ロ、十年勳績者
 - 1. 方 面 委 員 (代表 乾高之助)
 - 2. 方面事業關係者 (代表上島羽學區 作見教隆)
- 全日本方面委員聯盟會長
- 代 讀 原 泰 一
- 府 會 議 長 大 西 太 郎 兵 衛
- 市 會 議 長 西 村 力
- 植田府社會課長
- 漆葉市社會部長
- 十二、宣言決議 別記の通
- 十三、事業報告
- 十四、研究並取扱事例發表
 - イ、意見發表
 - 時局と方面委員の覺悟に就て
 - 京都市東山區修道學區方面常務委員 河 内 長 右 衛 門

第四章 方面委員制度整備期

茲ニ京都府方面事業關係各位一堂ニ相會シ紀元二千六百年ヲ奉祝シ慰靈祭ヲ典シ表彰式ヲ行ヒ併セテ斯業二十餘年ノ足跡ヲ顧ミ時勢ニ相應ズルノ覺悟ヲ固メ愈々將來ノ精進奮起ヲ誓ヒ其ノ使命ニ邁進セント致サレマスコトハ誠ニ機宜ノ企ト存ズルノデアリマス

私ハ此ノ機會ニ各位ガ平素ノ御苦勞ヲ深謝スルト共ニ互戒共勵本事業ノ振展ニ盡シ國家ノ隆泰ニ寄與セラレンコトヲ切望シテ已ミマセヌ

一言以テ祝辭ト致シマス

昭和十五年十一月四日

財團法人

全日本方面委員聯盟

會長 伯 爵

清 浦 奎 吾

來賓祝辭後、龍野京都府新學務部長推されて議長となり、左の宣言、決議並に感謝文を決定した。

宣 言

肇國ノ大義ヲ宣揚シ八紘爲宇ノ大訓ニ恪遵スルハ皇國臣民ノ大道ナリ爰ニ征戰四年ヲ迎ヘ皇威四表ニ治ク皇澤六合ニ滿ツ然リト雖興亞聖業ノ達成ハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ此ノ秋ニ方リ紀元二千六百年方面制度實施滿二十年記念京都府方面委員總會ヲ開催シ遙カニ思ヒテ 神武天皇ノ創業ニ馳セ感奮興起シテ皇謨翼賛ノ至誠ヲ誓ヒ靜カニ心ヲ列聖慈仁ノ化ニ潛メ協心戮力シテ方面事業ノ完美ヲ濟サントス

今ヤ世界ハ變革ノ機ニ際シ皇國亦國ヲ舉ゲテ新體制下ニアリ即我等相率ヒテ現下ノ世局ニ處シ過去二十年ノ實績ニ

省ミ倍々技ヲ練リ方ヲ策シ其ノ機能ヲ増大シ其ノ活動ヲ積極化シ國民生活ノ安定ト軍人援護ノ完璧ヲ期シ方面事業報國ノ實ヲ舉ゲ以テ上 皇室ノ御仁惠ニ應ヘ奉リ下同胞ノ信倚ニ背カザランコトヲ期ス

右宣言ス

昭和十五年十一月四日

紀元二千六百年 記念
方面制度實施滿二十年

京都府方面委員總會

決 議

一、我等ハ肇國ノ大義ニ則リ大政翼賛運動ノ趣旨ヲ體シ益々方面精神ヲ發揚センコトヲ期ス

一、我等ハ一層方面技術ノ修得練磨ニ努メ銃後國民生活ノ安定確保ヲ圖リ 以テ職域奉公ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期ス

右決議ス

昭和十五年十一月四日

紀元二千六百年 記念
方面制度實施滿二十年

京都府方面委員總會

感 謝 文

支那事變勃發以來茲ニ四年新東亞建設ノ聖戰ニ連戰健闘シテ赫々タル戰果ヲ收メラレ皇軍ノ推進力トシテ勇猛部隊ノ名ヲ縦ニシ皇威ヲ全支ノ天地ニ震撼シツ、アル我等ノ郷土部隊將兵各位ノ精忠ニ對シ衷心感激ニ堪ヘザルモノアリ 爰ニ紀元二千六百年方面制度實施滿二十年記念京都府方面委員總會ヲ開催スルニ方リ赤誠以テ深厚ナル敬意ヲ

第四章 方面委員制度整備期

表シ滿腔ノ感謝ヲ捧グ

今ヤ皇讓愈々炳カニ盟邦獨伊トノ誓ヘ固ク皇國ノ使命眞ニ重大ナルノ秋我等ハ 聖旨ヲ奉體シ世局ノ進展ニ即應シ 方面委員制度ノ本義ニ徹シ以テ國民生活ノ安定ト軍人援護ノ完璧ヲ期シ統後奉公ノ誠ヲ效サントス 翼クハ各位武運長久以テ興亞聖業ノ達成ニ一路邁進セラレシコトヲ 謹ンデ白ス

昭和十五年十一月四日

紀元二千六百年 記念
方面制度實施滿二十年

京都府方面委員總會

植田府社會課長及び漆葉市社會部長の事業報告を以て午前中の行事を了り、正午休憩となる。午後一時より再開、研究並取扱事例の發表に移り、先づ河内長右衛門氏起つて「時局と方面委員の覺悟について」と題し、吾等は此の未曾有の大轉換期に際會し、意義深い紀元二千六百年を祝賀して、愈々有難き大御心を奉體し、他に率先して職域奉公の實を擧げ、隣保事業に最善を盡すべきであると、參會者の胸底に響く意見を述べた。

次いで林市三郎氏は「京都市に於ける結核患者の保護に就て」と題し、恐るべき結核病患者蔓延の事實を統計的に説明して、之に對する救済施設の不足を嘆き、振袖火事の挿話を入れて、斯病に對し徹底的對策を講じなければ我が人的資源の將來に怖るべき結果を齎すと警告的意見を開陳した。

續いて小林弘氏は「集團指導の取扱について」と題し、氏の貴き工夫體驗に立脚し、1.出生貯金の奨勵、2.季節保育所の健康診斷、3.戸籍整理について實際取扱の生きた實話を手にとる如く詳細に説明し、一同を傾聽させた。

終りに谷川佐代藏氏は「軍人援護取扱事例中遺族の援護に就て」と題し、今次事變に當り北支に活躍して名譽の戦死を遂げた同村某一等兵の遺家族が貧困と病苦に悩み而も家内一致和合せず、多額の軍事扶助もその甲斐なく方面委員

を相當手こづらせ、遂には命にも從はなくなつて困つてゐた矢先、よき理解者として訪問婦某が男性の及ばない親切的活動をして、此の一家を扶助善導し、健康な明るい和合の一家に復歸させた實話を語つた。

最後に全國方面委員聯盟常務理事原泰一氏は「新體制と方面委員」と題し、現下の世界情勢より説き起して、新體制を論じ、舉國一致、一億一心、有難き聖旨を奉體し率先して萬民翼賛體系に融け入り、それらの職域に於て奉公の實を效すべきことの急務なるを説き、次に方面委員制度の根本精神を究明し「皇室御仁愛の化を治く國土に全からしめ、億兆その居に安んじ、一人もその所を得ざるものなく、又一人も飽食暖衣して、皇國の現状を忘れる如きものなきやう」上意下達、下意上達の機關たる信念に燃え、過去の貴き經驗を土臺として隣保強化の先頭にたち、倍々その活動を積極化して統後援護の完璧に、國民生活の確保に最善を盡し、皇國日本の超非常時突破、興亞聖業の完遂に獻身的御奉公申上ねばならぬと種々の例話をひいて約一時間半燃えるやうな熱辯を振ひ一同の覺悟と決意を促した。之に對し井上主事起つて簡単に謝辭を述べ、閉會を宣し、茲に記念すべき大會の幕を閉じた。

2. 其他の方面委員總會

(1) 山城、丹波、丹後方面委員總會

山城地方聯合方面委員總會

日時 昭和十四年二月三日

會場 宇治公會堂

田村社會課長の開會の辭に始まり、皇居並に神宮遙拜、皇軍武運長久祈願並に戦歿慰靈默禱に次いで知事代理岩重

學務部長の告辭、來賓の祝辭あり、農村方面委員の氣勢を揚げた、府の指示事項として田村課長、井上主事より、(一)國民精神總動員運動と方面精神の昂揚、(二)方面委員制度の趣旨徹底と方面事業の振興、(三)各種救護法令の適用と救護施設の利用、(四)農村社會事業の振興、(五)軍事援護事業の徹底等の説明があつた。午後は實例報告として淺田、片山、忠海、入江の諸氏の實話があり、最後に原泰一氏の「萬民輔翼と方面委員」と題する講演があり一同感銘に打たれ緊張裡に散會した。

丹後地方聯合方面委員總會

日 時 昭和十四年二月二十三日
會 場 舞鶴市公會堂

岩重學務部長、田村社會課長、井上主事の臨席を得て、遙拜、默禱、國歌齊唱に始まり、知事告辭(代理)來賓祝辭があり、指示事項として田村課長、井上主事の説明があつた。取扱事項の發表では、左記の諸氏が熱辯を振はれ統後を守る方面委員にふさはしい氣勢を擧げた。

大毎資金に依る更生	京 都 市	林 德三郎氏
融 和 事 業	東 舞 鶴 市	堀 尾 享氏
養 老 院 の 建 設	宮 津 町	栗 田 正 彦氏
大工父子の更生	口 大 野 村	平 井 朝 一氏
ルンペンの更生	郷 村	尾 谷 福 治氏

丹波地方聯合方面委員總會

日 時 昭和十四年三月二十日
會 場 波多野記念館

府の田村社會課長出席せられ、例の如く遙拜、默禱、國歌齊唱に次いで知事告辭、市長來賓の祝辭あり、府より指示事項の説明があつた。

- 一、皇軍に對する感謝電報(郷土部隊—南部、志摩部隊に宛て)
- 二、結核患者療養施設擴充の件

方面委員の取扱事件、發表者は福岡、井川、森下、楠の五氏であつた。最後に「方面委員の使命」と題して同志社大學總長牧野虎次氏の講演があり、盛況裡に閉會した。特に山城、丹波、丹後、三地方總會には次の通り府より指示があつた。

指 示 事 項

一、國民精神總動員運動ト方面精神ノ昂揚ニ關スル件

今次事變ノ長期ニ互ルニ從ヒ益々統後ノ護リヲ固ムル爲、國民精神總動員ノ徹底ヲ圖ル要アルハ論ヲ俟タザル所ナルモ本運動ノ目的トスル所ハ畢竟方面事業ノ根本精神タル隣保相扶ノ我國傳統的美風ノ昂揚ヲ圖ル所ト一致スルモノナルヲ以テ各位ハ一層方面精神ノ發揚ニ努メラレ度シ

二、方面委員制度ノ趣旨普及ト方面事業ノ振興ニ關スル件

方面委員制度ハ其ノ沿革古キモ最近我國社會情勢ノ複雜化ニ伴ヒ之ガ法制化ノ要アルヲ痛感セラレ昭和十二年一月十五日勅令ヲ以テ施行セラレタルモノナルニ未ダ其ノ趣旨ノ普及セザル憾ナシトセズ、各位ハ益々方面委員令施行ノ趣旨ニ鑑ミ之ガ普及ヲ圖ルト共ニ方面事業ノ振興ニ努メラレ度シ

三、各種救護法令ノ適用ト救護施設ノ利用ニ關スル件

要扶掖者ノ救濟保護ニ關シテハ隣保相扶ノ精神ニ則リ近隣ノ私的救濟ヲ先ニスベキモノナルモ公的救護ノ要アルモノニ關シテハ各種救濟法規ヲ運用シテ救護ノ適正ヲ圖ル要アリ、方面委員ハ救護法並母子保護法ノ委員ヲ兼ね市町村長ヲ補助シテ救護ノ徹底ヲ圖ルモノナレバ法規並救護施設ノ内容ニ通曉シ其ノ運用ニ誤ナカラムル様努メラレ度シ

四、農村社會事業ノ振興ニ關スル件

府下農漁山村ノ現情ニ鑑ミ農村社會事業ノ普及ヲ圖ル要アルハ論ヲ俟タズ各位ハ夫々町村ノ實情ニ應ジ村民ノ厚生ヲ圖ルタメ國民保健事業、授産事業、兒童保護事業、生活刷新事業等各種社會施設ノ樹立實行ニ努メラレ度シ

五、軍事援護事業ノ徹底ニ關スル件

各種銃後施設中極メテ肝要ナル當面ノ急務ハ出征軍人遺家族ノ援護事業ナリトス、各位ハ擔當區域内ノ出征軍人ニ對スル慰安、激勵、相談指導ト共ニ生活、醫療、助産、生業等ノ扶助ニ遺漏ナキヲ期セラレ度シ

山城地方方面委員總會で決議した「銃後生活改善實行申合」は左の通りである。

銃後生活改善實行申合セ

趣旨

皇紀二千六百年聖戰茲ニ第四年ヲ迎ヘ東亞永遠新秩序建設ニ入りタル今日國力戰ニ呼應シ聖戰ノ目的ヲ達成スルニ萬遺漏ナキヲ期シ舉國一致堅忍持久ノ戰時態勢ヲ確立セザルベカラズ 殊ニ目下ノ急務ハ萬難ヲ排シテ生産ヲ増加シ消費ヲ節約シ物資ヲ愛護シ經濟戰ノ充實ニ萬全ノ力ヲ注グベキニ在リ 即チ國民ノ生活様式ヲ改メテ以テ時局ニ對處スルハ銃後國民ノ一大義務ト信ズ 而シテ之ガ改善ハ多方面ニ存スト雖モ先ヅ冠婚葬祭其ノ他ノ改善ヲ圖リ無駄ヲ省キ奢侈ヲ戒シメ虚禮濫費ノ弊ヲ矯正シ以テ銃後ノ實踐ヲ舉ゲザルベカラズ 元ヨリ此事タルヤ一區一區村ニ止マラズ少クトモ一舉郡各町村ニ實施シテ初メテ效果大ナルベク漸ヲ追フテ相誘ヒ相率キテ本府一圓ニ實行センコトヲ要ス

結婚式改善

- 一、結婚は人生の一大慶事にして一家の和合生涯の幸福子孫の繁榮に關するものなれば其式典はなるべく神式佛式に依りて莊重に清楚嚴肅に執行すること。
- 一、結納金は身分に應じ其度を越えざること。
- 一、祝宴及披露宴は可成少人数に極限し質素を旨として精神的に行ふ事夜間は午後十一時を超えざる事一般の宴會ニ時間以内とすること。
- 一、結婚式當日兩家の土産物は老幼者及該家使用人に止め簡略にすること。
- 一、土産物配りは全廢すること。
- 一、調度品は質素を旨とし又調度品に代へ公債或は貯金通帳として讓與すること。
- 一、衣裳見せは絶對的に之を廢止すること。
- 一、近距離の結婚者は乗物を廢すること。

出 産 見 舞

- 一、出産の見舞は長男、長女各一名のみにすること。
- 一、近親知己の狭範圍に止むること。
- 一、産屋餅、帯祝等も狭範圍に止むること。
- 一、官参りの衣裳は質素を旨とし祝宴は簡單にすること。
- 一、出産祝の饗應、衣裳等を質素にし記念貯金をすること。

兵士の入退營歡送迎

- 一、送迎は精神的にして嚴肅盛大にすること。
- 一、入退營の際は祈願祭並に奉告祭を行ふこと。
- 一、餞別を贈るは隨意なるも入退營前後の宴會並に土産物は全廢すること。
- 一、入退營者に對し旗は一本にすること。
- 一、入營者見送りは附添二名以内に止むる事、他は驛頭迄とすること。

葬 儀 改 善

- 葬儀に際しては神佛事に専念し精神的儀式を重んじ供養飲食等の物質的行事其他虚禮に捉はれざるやう心掛くることは最も大切な事なり、殊に生活改善の高唱せらるる今日、其必要を痛感すること切なるものあり。
- 一、御通夜には一般参拜者に對し供養品拾錢以下の品に止むること。
 - 一、葬式當日の食事は長膳長卓子等を使用すること。
 - 一、中食は一人分五拾錢以内とし供養品例へば(砂糖はがき反物)等の如きは全廢すること。

- 一、夕食仕上は近親者のみとすること。
 - 一、供花、さかき、しきび、花輪は二對以内に止むること。
 - 一、香奠返しは之を全廢希くば之に代ふるに社會事業或は公共方面へ寄附すること。
 - 一、香奠は近親者以外は差し控へること。
 - 一、忌明は簡單に行ふこと。
 - 一、葬儀は時間勵行のこと(正確なる出棺時刻を屋外に掲示し勵行のこと)
 - 一、山菓子に總て全廢すること。
 - 一、悔訪問及會葬には名刺を持参すること。
 - 一、會葬禮狀を全廢すること。
 - 一、隣郷會葬者の接待供養は質素にすること。
 - 一、中陰見舞は近親者以外は差控へること。
 - 一、速夜の供養は成るべく廢すること。
 - 一、途中葬列は之を廢止し告別式のみに止むること。
- 一、法 事 法 要
- イ、初盆の供物は質素にすること。
 - ロ、提灯燈籠は各々一對以内とすること。
 - ハ、法事供養の饗應は近親者のみとし晝又は夜一度に止むること。

其 他

- 一、謝恩交誼の方法は精神的に篤くすること。
 - 一、中元歳暮其他慣例の儀禮的贈答は之を廢すること。
 - 一、夜間訪問の場合は午後九時には退出すること。
 - 一、日待講、伊勢講、大師講、觀音講等の慣習儀禮の念佛供養等質素を旨とし餘力を貯蓄すること。
- 實行獎勵方法

- 一、諸會合時間着席
- イ、定時を嚴守し特に會合の終始の時刻を嚴守すること。
- ロ、會場の座席は特に定められたる場合の外は先着者が前方より順次着席すること。
- 一、町村長を實行委員長とし方面委員其他名譽職は實行委員となり申合事項の徹底並に實行に努むること。
- 一、町村會議員教化團體幹部は實行委員に加はり之が遂行に努むること。
- 一、町村内に居住する者は申合事項を實行する責務を有するものとす。

昭和十五年三月

山城方面聯合委員會

2. 市郡聯合方面委員總會

昭和十二年一月方面委員令實施以後開催せられた市内各行政區並に郡部方面委員總會は次の通りで何れも時局に善處する方面委員の眞剣さを披瀝したものである。

昭和十二年度

月日	區別	會場	講演	指示並協議事項
三・	東山聯合方面委員總會	知積院	障保相扶の醇風と合同組合 京都府囑託 小瀬松次郎	協議事項 一、出產統制に關する件 二、貧窮者電燈料免除運動の件 三、全國方面委員大會に於ける内務大臣顧問案に對する本府答申の件
四・一三	右京聯合方面委員總會	右京障保館	意見發表 一、救療表 二、生業太 三、京都共濟會 四、精神病者取扱に關する件 五、少年鑑別所 安田委員 山内主任	協議事項 右京方面委員事業準備金造成規程に關する件
五・二二	上京聯合方面委員總會	大徳寺	慰安會 於京都寶塚劇場 東寶劇團の公演	指示事項 一、方面委員の任務に就て 二、方面委員の自立向上指導に就て 三、關係法規の研究に就て 四、關保法規の研究に就て 五、府立健康相談所設置要望に關する件
六・二六	下京聯合方面委員總會	枳殼邸		一、研究 二、協議 三、協議 四、協議 五、協議 六、協議 七、協議 八、協議 九、協議 十、協議 十一、協議 十二、協議 十三、協議 十四、協議 十五、協議 十六、協議 十七、協議 十八、協議 十九、協議 二十、協議 二十一、協議 二十二、協議 二十三、協議 二十四、協議 二十五、協議 二十六、協議 二十七、協議 二十八、協議 二十九、協議 三十、協議 三十一、協議 三十二、協議 三十三、協議 三十四、協議 三十五、協議 三十六、協議 三十七、協議 三十八、協議 三十九、協議 四十、協議 四十一、協議 四十二、協議 四十三、協議 四十四、協議 四十五、協議 四十六、協議 四十七、協議 四十八、協議 四十九、協議 五十、協議 五十一、協議 五十二、協議 五十三、協議 五十四、協議 五十五、協議 五十六、協議 五十七、協議 五十八、協議 五十九、協議 六十、協議 六十一、協議 六十二、協議 六十三、協議 六十四、協議 六十五、協議 六十六、協議 六十七、協議 六十八、協議 六十九、協議 七十、協議 七十一、協議 七十二、協議 七十三、協議 七十四、協議 七十五、協議 七十六、協議 七十七、協議 七十八、協議 七十九、協議 八十、協議 八十一、協議 八十二、協議 八十三、協議 八十四、協議 八十五、協議 八十六、協議 八十七、協議 八十八、協議 八十九、協議 九十、協議 九十一、協議 九十二、協議 九十三、協議 九十四、協議 九十五、協議 九十六、協議 九十七、協議 九十八、協議 九十九、協議 一百、協議

一〇・二六	伏見聯合方面委員總會	御香宮		協議事項 軍事扶助に關する件
一一・一〇	左京方面聯合方面委員總會	左京方面會館		一、研究事項 二、母子保護に就て 指示事項 三、方面委員と銃後會等との聯絡に 就いて 四、轉近の方面事業
一二・四	中京聯合方面委員總會	中京區役所	國民精神總動員と方面委員 社會事業主事 井上清四郎氏	一、協議事項 二、方面事業同情週間に關する件 三、研究事項 四、軍事扶助法並母子保護法の運用 に關する件

昭和十三年度

月日	區別	會場	講演	指示並協議事項
四・二七	右京聯合方面委員總會	右京隣保館	戰跡を巡りて 山田 無文氏	指示事項 軍事授護事業に關する件
五・七	宇治久世郡聯合方面委員總會	宇治町公會堂	過去の體験を語る 方面委員 河内長右衛門氏	協議事項 一、現時下の時局に鑑み方面委員として 二、現下を執るべき態度如何 三、農村社會事業の振興方策如何 四、農村社會事業の振興方策如何
五・一九	東山聯合方面委員總會	正林寺	京都府軍事授護事業概況 社會課長 田村義雄氏	一、研究事項 二、勸助貯蓄實行に關する件

五・二〇	上京聯合方面委員總會	相國寺	物故方面委員追悼法會	指示事項 一、軍事授護事業に關する件 二、協議事項 三、現時下の時局に鑑み方面委員として 四、現下を執るべき態度如何 五、農村社會事業の振興方策如何
六・四	下京聯合方面委員總會	東寺	第一戰より歸りて 大阪朝日新聞社特派員 宗 寂照氏	指示事項 一、本府方面事業に關する件 二、軍事授護事業に關する件 三、軍事授護相談所の機能に關する件
九・二二	船井郡聯合方面委員總會	船井郡團部町公會堂		指示事項 一、方面事業振興に關する件 二、軍事授護事業の徹底に關する件
九・二五	北桑田郡聯合方面委員總會	北桑田郡周山小學校	轉近社會事業の趨勢 社會事業主事 井上清四郎氏 映畫 大地は輝く	指示事項 一、國民精神總動員の趣旨普及と軍 二、方面事業の徹底に關する件 三、一般社會事業の普及に關する件 四、體験發表 五、先行不明の補充兵を無事入營さ す迄を顧みて將來への希望 六、過去を顧みて將來への希望 七、事件解決と方面網の完成 八、偶感 矢野藤右衛門氏 岡見 惠眞氏
一〇・一六	與謝郡聯合方面委員組合	與謝郡宮津小學校	銃後の方面事業 社會事業主事 井上清四郎氏 過去の經驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、軍事授護事業の徹底に關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、協議事項 四、軍事扶助法並母子保護法の運用 に關する件
一〇・二六	綴喜郡聯合方面委員總會	田邊町更生會館	北支慰問行 八幡町方面事業に關する件 府囑託 小瀬松次郎氏	指示事項 一、軍事授護事業の徹底に關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、協議事項 四、軍事扶助法並母子保護法の運用 に關する件

一一・一二	伏見聯合方面 委員總會	御香宮	時局と社會事業 同志社大學總長 牧野 虎次氏	指示事項 一、應召軍人遺家族授護に關する件 二、方面事業振興に關する件
一二・一	左京聯合方面 委員總會	左京隣保館	時局と方面事業 同志社大學總長 牧野 虎次氏	指示事項 一、應召軍人遺家族授護に關する件 二、方面事業振興に關する件
一二・三	中京聯合方面 委員總會	第二社會館	故淺山富之助氏影像揚額氏	協議事項 一、銃後に於ける方面事業の徹底強 二、方面事業週間に於ける同情金募
一二・二一	何鹿郡聯合方 面 委員總會	綾部町綾誠館	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、關する件 二、方面事業の振興に關する件 協議事項 一、方面事業資金造成の状況承り度
一二・二五	竹野郡聯合方 面 委員總會	竹野郡 網野町役場	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	協議事項 一、本郡に授産事業場一ヶ所設置方 二、を府に要望する件 三、戦病死者遺族紛議の解決に關す 四、國民生活の合理化思想善導の件 五、滿洲移民獎勵に關する件

三・一二	南桑田郡聯合 方面 委員總會	府立龜岡 高等女學校	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、農村社會事業の實施に關する件
三・二五	乙訓郡聯合方 面 委員總會	乙訓郡向日町 高等小學校	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、農村社會事業の實施に關する件
三・二五	二市加佐郡方 面 委員總會	舞鶴市公會堂	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、農村社會事業の實施に關する件
三・二五	舞鶴市方面 聯合總會	舞鶴公會堂	過去の體驗を語る 方面委員 河内長右衛門氏	指示事項 一、關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、農村社會事業の實施に關する件

昭和十四年度

市内各行政區並郡部方面委員總會は次の通り開催され、何れも時局に善處する方面委員の覺悟を披瀝し、盛會裡に終始した。

月 日	區 別	會 場	講 師	指 示 並 協 議 事 項
四・一二	福知山聯合方面 天田郡聯合方面 委員總會	福知山 市公會堂	國民健康保險事業に就て 三宅地方技師	指示事項 一、軍事業の振興に關する件 二、方面事業の振興に關する件 三、農村社會事業に關する件

四・二七	右京聯合方面 委員總會	右京隣保館	井上社會事業主事	協議事項 譽の世帯票採用決定の件
四・二八	北桑田郡聯合 方面 委員總會	北桑田郡 弓削村博習校	戰跡視察談 福知山聯隊區司令部 鈴木中佐	指示事項 一、統後々授の徹底に關する件 二、農村社會事業強化に關する件
六・三	上京聯合方面 委員總會	官幣大社 加茂別雷神社	加茂別雷神社宮司 矢野 齡氏	協議事項 紀元二千六百年紀念事業に關する件
六・九	下京聯合方面 委員總會	枳 鼓 邸	京都帝國大學教授 經濟學博士 黒正 巖氏	協議事項 一、下京兒童院設置要望に關する件 二、紀元二千六百年紀念事業に關する件
六・一九	東山聯合方面 委員總會	知恩院雪香殿		協議事項 一、出征軍人遺家族の精神教化に關する良策に關する件
八・二七	船井聯合方面 委員總會	園部中學校	兒童保護事業に就て 本庄淇陽學校長	指示事項 一、統後々授の強化に關する件 協議事項 一、農村社會事業振興に關する件 二、國民精神總動員運動に關する件
一〇・二九	南桑田聯合方面 委員總會	龜高等女學校	事變下の方面事業 小瀬 囁 託	指示事項 一、統後農村社會事業普及に關する件 協議事項 一、方面世帯票整理の件 二、統後家庭強化の件
一一・二	伏見聯合方面 委員總會	御香宮參集館	社會事業主事 井上清四郎氏	指示事項 統後家庭強化に關する件
一一・七	與謝郡聯合方面 委員總會	宮津町公會堂	統後強化と方面委員 同志社大學總長 牧野 虎次氏	協議事項 一、時局下に於ける方面委員の活動 二、方面委員會の經濟的確立の良法如何

一一・一〇	左京聯合方面 委員總會	左京方面會館	社會事業主事 井上清四郎氏	指示事項 統後家庭強化に關する件
一二・一八	中京聯合方面 委員總會	第二社會會館	地代家賃統制令に就て 社會事業主事 森 梁 香氏 統後強化と方面委員 社會事業主事 井上清四郎氏	協議事項 軍事保護に關し方面委員と關係團體の聯絡の件
一二・二〇	何鹿郡聯合方面 委員總會	綾部町綾誠館	經濟統制と國民の覺悟 綾部署巡查部長 岡 部氏	指示事項 一、國民精神總動員運動に關する件 二、統後家庭強化に關する件 三、農村社會事業振興に關する件 協議事項 一、郡部適當の地に結核療養所を建設せられんことを其の筋に要望の件 二、現役兵下士に志願したる場合事情に依り軍事扶助適用し得る要望するの件
一二・一〇	熊野郡聯合方面 委員總會	久美濱町役場	社會事業主事 井上清四郎氏	協議事項 統後家庭生活強化に關する件
一二・二五	竹野郡聯合方面 委員總會	網野町役場	戰線を廻りて 財團法人修養團講師 村井 寅雄氏	協議事項 一、竹野郡に社會館設置に關する件 二、召集解除者の醫療及生業授護に關する件 三、結核療養所竹野郡に設置の件 四、紀元二千六百年紀念事業に關する件 五、方面事業資金造成に關する件
昭和十五年 一・二八	綴喜郡聯合方面 委員總會	田邊町 更生會館	時局と方面委員 京都府方面委員 昆尼薩台諒氏	指示事項 一、國民精神總動員運動に關する件 二、統後家庭強化に關する件 三、農村社會事業振興に關する件 四、方面事業資金造成に關する件 五、統後生活改善實行に關する件

三・九	宇治久世聯合方面 委員總會	宇治社會館	時局下に於ける方面委員の覺悟 京都府方面委員 今邑幹令氏	指示事項 一、統後農村社會事業の普及に關する件 二、協賛軍人遺家族に對し生活必需品を給する件 三、母性並乳幼児保護事業に關する件
三・一五	相樂郡聯合方面 委員總會	木津小學校	統後に於ける方面委員の使命 京都府方面委員 昆尼薩台諒氏	指示事項 一、統後農村社會事業の普及に關する件 二、申合生活改善實行に關する件 三、統後農村社會事業の普及に關する件
三・一七	丹波地方京都府方面 委員總會	南桑田郡 岡高等女學校	時局と方面事業 厚生省囑託 早崎八洲氏	指示事項 一、時局下に於ける方面委員活動促進の件 二、協賛軍人遺家族に對し生活必需品を給する件 三、紀元二千六百年記念事業に關する件
三・二二	山城地方京都府方面 委員總會	宇治町公會堂	統後農村社會事業について 同志社大學教授 竹中勝男氏	指示事項 紀元二千六百年記念事業に關する件
三・二六	二市加佐郡方面 委員總會	舞鶴市公會堂	産業經濟事情と方面事業 京都帝國大學教授 柴田敬氏	指示事項 統後農村社會事業の普及に關する件
三・二七	乙訓郡方面 委員總會	向日町役場		指示事項 統後農村社會事業普及に關する件
三・二八	丹後地方京都府方面 委員總會	與謝郡宮津町 丹後社會館	時局下に於ける方面事業 全日本方面委員聯盟 囑託 三上孝基氏	指示事項 紀元二千六百年記念事業に關する件

3. 方面委員會開催狀況 (昭和十二年度)

方面委員會は通牒を以て成る可く毎月一回開催する事に相成居るも土地の事情、其の月の事情等に依り開催なき月あると共に月二、三回開催せらるゝものもあり、又數方面共同にて開催するもの等區々たり。
 郡部は特に二二ヶ市町村中一三八ヶ町村が昭和十二年八月に方面委員網を敷きたる關係上開催度數は京都市部に比し著しく少き狀況に在るは已むを得ぬことなるべし。
 昭和十二年度(自昭和十二年四月)の成績左の如し。

方面聯合名	開催度數別方面數										
	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回以上	計
第一方面聯合	無	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第一方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五方面聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第六方面聯合	一	一	一	一	一						

方面聯合名	下京					東山			左京		伏見		右京	
	第一方面聯合	第二方面聯合	第三方面聯合	第四方面聯合	第五方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第三方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合
愛宕方面聯合														
乙野方面聯合														
宇治方面聯合														
久世方面聯合														
緩喜方面聯合														
相樂方面聯合														
南桑田郡方面聯合														
北桑田郡方面聯合														
船井郡方面聯合														
天田郡方面聯合														
何鹿郡方面聯合														
加佐郡方面聯合														
與謝郡方面聯合														
中野郡方面聯合														
竹野郡方面聯合														
熊野郡方面聯合														
計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
開催年度數別方面數	無一回 二回 三回 四回 五回 六回 七回 八回 九回 十回 十一回 十二回 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇													

方面聯合名	下京					東山			左京		伏見		右京	
	第一方面聯合	第二方面聯合	第三方面聯合	第四方面聯合	第五方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第三方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合	第一方面聯合	第二方面聯合
南桑田郡方面聯合														
北桑田郡方面聯合														
船井郡方面聯合														
天田郡方面聯合														
何鹿郡方面聯合														
加佐郡方面聯合														
與謝郡方面聯合														
中野郡方面聯合														
竹野郡方面聯合														
熊野郡方面聯合														
計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
開催年度數別方面數	無一回 二回 三回 四回 五回 六回 七回 八回 九回 十回 十一回 十二回 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇													

方面委員會開催状況 (昭和十三年度)

方面委員會は通牒を以て成るべく毎月一回開催する事になつてゐるが、土地の事情、其の月の事情等に依り開催無きものと、月二三回開催される所とあり、又數方面共同で開催するもの等區々である。郡部は二二三ヶ町村中一三八ヶ町村が、昭和十二年八月に方面委員網が敷かれた關係から、開催度数は京都市部に比較して著しく少い狀況にある事は已むを得ない事ではあるが、昨年度に比し、驚異的進展振りは事變下に於ける郡部方面委員の活動振が窺知される。

京都市部

方面聯合別	無一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回	十一回	十二回	以上	計
方面聯合別	無一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回	十一回	十二回	以上	計
上京第一聯合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七

第四章 方面委員制度整備期

前年	計	熊野郡	竹野郡	中野郡	與謝郡	加佐郡	何鹿郡	天田郡	船井郡	北桑田郡	南桑田郡	相樂郡	緩喜郡	久世郡	字治郡	乙訓郡	萬野郡	愛宕郡	方面聯合名	前年度
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	無	八
二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一回	二
二	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二回	二
三	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三回	三
八	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四回	八
八	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五回	八
三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六回	三
三	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七回	三
八	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八回	八
四	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九回	四
二	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十回	二
一	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十一回	一
三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十二回	三
三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	計	三

三四一

計	伏見	右京	下京	下京	下京	下京	東山	東山	東山	中京	中京	中京	左京	左京	左京	上京	上京	上京	上京	方面聯合名	前年度
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	無	八
九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一回	二
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二回	二
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三回	三
九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四回	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五回	八
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六回	三
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七回	三
三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八回	八
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九回	四
四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十回	二
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十一回	一
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	十二回	三
三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	計	三

第一編 方面委員制度發達史

三四〇

(二) 方面事業の普及宣傳に關する件

婦人會、母の會等の婦人團體と連繋を圖り一般婦人に方面事業精神及び事業の大意を普及せしむること

三、婦人方面委員の機能發揮の方法如何

婦人方面委員の増員を要望すること、地域分擔の外、婦人に適する事項を擔當し得るやう一般方面委員と協議すること等を申合せた。

四、幹事選任の件

各行政区より一名の幹事を選任し必要に應じ幹事會を開いて、連絡を取ることに決定した。

當日十一名の婦人方面委員、二名の方面常務幹事の出席あり有意義な會合であつた。

5. 方面委員内助會

方面委員の聖職は、内地に起つ夫人の理解協力あつてこそ、その重大使命が迅速圓滑に、遂行せらるゝものが頗る多い。故にその關係夫人をして、方面精神をよく認識共鳴せしめることが緊要事である。こゝに本府最初の方面委員内助會を開いたのは上京方面聯合の一大英斷であつた。

秋雨そゞぐ十月二十五日午後一時半、會場たる植物園昭和會館へ集つた夫人方は正に百三十名を越えた。

後藤幹事の開會の辭、宮城遙拜、默禱の行事後府社會課長の挨拶は、井上主事代つて滔々數百言、内助の偉力を讃へてその奮起を熱望し、市社會部長挨拶には、佐藤保護課長が諄々愛語をもつて指導激勵し、時局講座とも言ふべき、恩賜 濟生會診療券について井上府主事、地下足袋配給に關して松島市主事、軍人遺家族及傷痍軍人援護取扱について安倍訪問婦が、夫々懇切なる説明を試み、これを傾聴する満場の夫人方に、社會事業一般の常識を附與した。

次に、全日本方面委員聯盟主事岸田到氏が、「方面委員制度の眞精神」と題して、大正天皇の御仁慈より説き來つて、隣保相扶の神髓を語ること一時間餘、これを確かり把握した夫人方は、方面事業内助のため奮勵邁進を誓つた。かくて池田幹事の鄭重なる閉會の辭に、參會者は頂いた記念品を抱へつゝ、午後四時和氣靄々として歸路に就いたのであつた。

6. 全國方面事業大會及び近畿方面委員聯絡會

(1) 全國方面委員大會

第八回全國方面委員大會は方面委員制度創始二十周年並に全日本方面委員聯盟創立五周年を記念し、昭和十二年五月二十五日より三日間東京市に於て開催された。京都府より出席した委員は五十餘名に達した。

第九回全國方面委員大會は非常時局下、昭和十三年六月二十一日より二十三日まで三日間、新潟市公會堂に於て開催せられ、統後に於ける方面委員の使命を強調、統後の戰士としての決意を盛つて極めて盛大で、全國より委員代表の出席二千名に上つた。京都府より出席の方面委員は三十五名であつた。

第十回全國方面委員大會は昭和十四年五月二十四日より三日間仙臺市文化キネマに於て開催せられた。全國各地方委員代表の出席者二千餘名にして、統後後援の完璧を期し、方面精神昂揚につき熱烈な宣言文が決議せられた。京都府より出席の方面委員は三十一名であつた。

(2) 近畿方面委員聯絡會

近畿方面委員聯絡會は昭和十二年以降に於て、同年五月十三日滋賀縣の當番で第二十四回を大津市公會堂で開催、

第二十五回聯絡會は昭和十三年六月六日大阪市綿業會館に於て開催した。

第二十六回近畿方面委員聯絡會は、昭和十三年十二月二十二日、京都府の當番で、京都植物園内昭和會館に於て開催せられ、參會者二百五十餘名に及び盛會裡に終始した。當日の協議事項は次の通りである。

第二十四回 (年月日 昭和一二、五、一三) (主催 滋賀 縣)

- 一、貧困者に對する醫藥費の減額方を各府縣醫師藥劑師會長へ陳情に關する件の其の後の經過に就て (奈良 縣)
- 二、方面事業に對し一層理解を深むる爲、聯絡府縣に於て講演會、映畫會、展覽會等連續開催の方法を講じては如何 (和歌山 縣)
- 三、全國方面委員大會協議事項に付御意見承り度し (大阪 府)
- 四、低能兒の保護教養に關する法律の制定方を其の筋に建議するの件 (兵庫 縣)
- 五、農(山漁)村に於ける方面事業資金募集の良法あらば承り度し (京都 府)
- 六、社會事業従事者養成機關設置促進に關する件 (滋賀 縣)

第二十五回 (年月日 昭和一三、六、六) (主催 大阪 府)

- 一、今次事變の出征軍人家族に對する生業扶助並に授産事業の實施成績に關し各府縣の狀況承り度し (京都 府)
- 二、出勤軍人遺家族の教化上留意すべき要點如何 (奈良 縣)

- 三、都市及郡部に於ける母子保護法實施以來の狀況承り度し (兵庫 縣)
- 四、乳幼兒保護施設の設置方を其の筋に建議するの件 (滋賀 縣)
- 五、半島人カード階級者の生活調査と其の更生指導の適切なる方法に就て承り度し (和歌山 縣)
- 六、第九回全國方面委員會厚生大臣諮問事項及協議事項に付各府縣の御意見承り度し (大阪 府)

第二十六回 (年月日 昭和一三、一一、二二) (主催 京都 府)

- 一、方面委員取扱に係る軍事授産事業の狀況承り度し (奈良 縣)
- 二、要軍事扶助家庭の生計調査には方面委員之に當るを適當なりと信ず之に對する御意見承り度し (和歌山 縣)
- 三、方面感謝日の實施狀況承り度し (兵庫 縣)
- 四、救護法及母子保護法に依り支出する費用の限度引上げ方を其の筋に要望するの件 (滋賀 縣)
- 五、二府四縣内に於て相互に關係ある遺家族紛議に關し各府縣相談所と連繫を保ち之が解決に資する方策に付て (大阪 府)
- 六、聖戰下に於ける國民生活合理化の強化振作に關する良法又は各位の實行せられたる事項あらば承り度し (京都 府)

近畿方面委員聯絡會

一、第二十七回近畿方面委員聯絡會は、五月四日午前十時より、兵庫縣會議事堂に於て開催され、二百餘名の出席があり、緊張裡に協議題の審議研究がなされた。

當日の協議題は次の通りであつた。

- イ、出勤軍人遺家族の教化指導方法に付實況承り度し (滋賀縣)
- ロ、第十一回全國方面委員大會を奈良縣に於て開催の件 (奈良縣)
- ハ、我等方面委員が從來採り來りつゝありし救貧より防貧への目標は、長期建設の時局下に鑑み、更に防貧より厚生に躍進せざるべからざるを痛感す。これに關し各位の御高見竝に現在採られつゝある具體的方法承り度し (京都府)
- ニ、方面委員指導職員設置に關し其の筋へ要望するの件 (和歌山縣)
- ホ、全國方面委員大會協議題に付御打合せ致し度し (大阪府)
- ヘ、事變下に於ける少年不良化の防止に關し方面委員として特に留意すべき事項に付御意見承り度し (兵庫縣)
- 一、第二十八回近畿方面委員聯絡會は、十一月十五日午前十時より、奈良縣公會堂に於て開催され、百六十五名の參會者があり盛會裡に終始した。

協 議 事 項

- イ、各府縣方面委員聯合會に於て計畫せられつゝある紀元二千六百年記念事業に就き承り度し(和歌山縣)
- ロ、方面委員と他の委員又は各種名譽職等の關係及聯絡の實狀承り度し
- 方面委員にして少年救護委員、司法保護委員其他の委員及名譽職等を兼務せる場合には兼務せざる場合に於ける實際事務の遂行上、便不使其他考慮を要すべきものあり、之に就て各府縣の實狀又は御意見を承り度し (兵庫縣)

ハ、方面委員會又は方面事業後援團體にして身體虛弱兒養護施設を經營せらるゝ向あらば其の狀況承り度し

時局下人的資源確保の強調せらるゝ今日、身體虛弱兒は相當多數に上り、就中家庭貧困なるに依り生ずる營養不良充分なる治療を加へ得ざる者又は養護の餘裕なき者の如き其の影響する處尠からず、爲に一家は益々貧困となり國民厚生の趣旨に副はざる事實に在るは吾人の頗る遺憾とするところなるに依る。(京都府)

ニ、巡回保健婦制度設置の向あらば其の組織施行狀況承り度し
國民健康増進特に兒童の保健指導を目的とする巡回保健婦制度の設置の向あらば其の組織、保健婦の資格要件、養成方法、施行狀況、其の成績竝に經費及支出方法承り度し、尙愛育村設定の向あらば承り度し (滋賀縣)

ホ、盲聾啞兒の教育を義務制に改正方促進の件 (奈良縣)

第二十九回近畿方面委員聯絡會は、昭和十五年六月二十四日和歌山市公會堂で開催せられた。出席者各府縣二十名宛、地元和歌山縣より約五十名の出席者ありたり。各府縣の提出事項は左の通りで盛會裡に終つた。

協 議 事 項

- 一、救護法竝に母子保護法に依る居宅醫療費限度に關する件 (奈良縣)
- 一、方面會館建設に對する意嚮に就て (大阪府)
- 一、軍人遺家族に對する精神指導に關し方面委員の活動狀況承り度し (滋賀縣)
- 一、紀元二千六百年奉祝全國方面委員大會に於ける厚生大臣の諮問に對する答申事項の具體的方策樹立に關する件 (京都府)

第九節 方面委員勤績者と功勞者表彰

1. 本府の表彰

(1) 方面委員勤績者

方面委員として十年以上勤績奉仕せられたる人々に對し本府では昭和五年に第一回勤績感謝狀竝に記念品贈呈式を舉行し、同九年以降毎年開催の本府方面委員總會に於て贈呈式を舉行した。
感謝狀は左の通りである。

感謝狀

多年方面委員トシテ隣人扶掖ニ奉仕シ社會福祉ノ増進ニ貢獻セラルル所勤カラ
ス仍テ茲ニ(記念品名)ヲ贈呈シ謝意ヲ表ス

年 月 日

知 事 名

十年勤績者

年 度	人 數
昭和九年度	一二四人
昭和十年度	三三人
昭和十一年度	五六人
昭和十二年度	四六人
昭和十三年度	四六人
昭和十四年度	二二人
昭和十五年度	一九三人

(2) 方面事業功勞者の表彰

方面委員として就任以來特に功勞顯著なる委員に對し、財團法人京都府方面事業振興會にては、同會寄附行爲第四條第四項に基き、昭和九年以降各年度毎に開催の本府方面委員總會に於て表彰式を舉行して、表彰狀竝に方面事業功勞章を贈呈した。

表彰狀は左の如くである。

表彰狀

多年方面委員トシテ隣保相扶ノ精神ヲ強調シ社會福祉ノ増進ニ貢獻セラルルトコロ大ナリ
仍テ茲ニ功勞章ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス

年 月 日

京都府方面事業振興會 會長 名

第一編 方面委員制度發達史

(第一回表彰者)

(昭和九年十一月二十二日於本府方面委員總會)

京都市中京區	朱雀學區	方面常務委員	淺山官之助氏
同 下京區	崇仁學區	方面常務委員	藤岡圓治郎氏
同 東山區	修道學區	方面常務委員	河內長右衛門氏
同 東山區	新道學區	方面常務委員	伊藤德治郎氏
同 下京區	安寧學區	方面委員	牛尾濱次郎氏
京都府船井郡	園部町	方面常務委員	竹內秀次郎氏

(第二回表彰者)

(昭和十年十一月十二日於本府方面委員總會)

京都市東山區	有濟學區	方面委員	中野泰藏氏
同 上京區	出水學區	方面委員	西田太三郎氏
同	嘉樂學區	方面常務委員	前川嘉三郎氏

(第三回表彰者)

(昭和十二年二月十六日於本府方面委員總會)

京都市上京區	待鳳學區	方面常務委員	上田常七氏
同 中京區	龍池學區	方面委員	淺山協太郎氏
同 下京區	格致學區	方面常務委員	川本元三郎氏
同 下京區	梅逕學區	方面常務委員	榎樣太郎氏
同 伏見區	深草學區	方面常務委員	今邑幹令氏

(第四回表彰者)

(昭和十二年十一月六日於本府方面委員總會)

京都市上京區	正親學區	方面常務委員	吉村禎三氏
同 中京區	日彰學區	方面常務委員	森口松之助氏
同 下京區	成德學區	方面常務委員	三上竹藏氏
同 左京區	錦林學區	方面常務委員	藤田三左衛門氏
同 右京區	花園學區	方面常務委員	林德三郎氏
京都府與謝郡	宮津町	方面委員	矢野藤右衛門氏

(第五回表彰者)

(昭和十四年一月十五日於本府方面委員總會)

京都市上京區	春日學區	方面常務委員	若村德三郎氏
同 上京區	衣笠學區	方面常務委員	田中留吉氏
同 下京區	大內學區	方面常務委員	松田庄五郎氏
同 下京區	九條學區	方面常務委員	赤坂清氏
同 左京區	下鴨學區	方面常務委員	大住壯夫氏
同 東山區	一橋學區	方面常務委員	福井卯三郎氏
京都府綴喜郡	井手町	方面常務委員	乾高之助氏

(第六回表彰者)

(昭和十五年二月三日於本府方面委員總會)

京都市上京區	待賢學區		林駒次郎氏
同 上京區	乾隆學區		加地靜治郎氏
同 右京區	修學院學區		岩崎太一郎氏

第四章 方面委員制度整備期

京都府久世區

宇治町

入江宗太郎氏

(第七回表彰者)

(昭和十五年十一月四日於本府方面委員總會)

京都市上京區	翔鸞學區	高谷貞次郎氏
同 上京區	待鳳學區	北井房次郎氏
同 下京區	上鳥羽學區	木下庄兵衛氏
同 下京區	吉祥院學區	深見徳次郎氏
同 下京區	梅逕學區	前田伊之助氏
同 東山區	六原學區	伊藤喜三郎氏
同 左京區	錦林學區	曾我松太郎氏
同 伏見區	伏見學區	高井芳藏氏
同 伏見區	伏見學區	生野周旭氏
同 伏見區	深草學區	昆尼薩台諒氏
東舞鶴市	園部町	西村幸平氏
同 船井郡	綾部町	森新之助氏
同 何鹿郡	峰山町	楠正信氏
同 中郡	網野町	寺田貞一氏
同 竹野郡		山崎十一氏

3. 其他の表彰

本府方面委員制度創始以來方面事業功勞者として各方面よりの表彰其他の光榮に浴した人々を記せば左の通りである。

(1) 觀櫻御會に御召を蒙れる者

昭和八年四月

京都市中京區

朱雀學區

淺山富之助氏

昭和十年四月

京都市東山區

修道學區

河内長右衛門氏

(2) 皇太后陛下より記念硯箱拜受者

昭和十一年十二月二十五日 (大正天皇十年御式年祭ノ砌)

京都市中京區

朱雀學區

淺山富之助氏

同 東山區

修道學區

河内長右衛門氏

同 東山區

新道學區

伊藤徳治郎氏

同 上京區

嘉樂學區

前川嘉三郎氏

同 下京區

安寧學區

牛尾淀次郎氏

(3) 藍綬褒章拜受者

昭和十五年十一月十一日 (於紀元二千六百年奉祝式典)

京都市東山區

修道學區

河内長右衛門氏

(4) 厚生大臣よりの表彰者

昭和十五年十月十日 (於紀元二千六百年記念全國社會事業大會)

京都市東山區
同 東山區

修道學區
新道學區

河內長右衛門氏
伊藤德治郎氏

(5) 全日本方面委員聯盟よりの表彰者 昭和九年五月 日(於第五回全國方面委員大會)

京都市中京區
同 東山區
同 東山區
同 下京區

朱雀學區
修道學區
新道學區
崇仁學區

淺山富之助氏
河內長右衛門氏
伊藤德治郎氏
藤岡圓次郎氏
竹内秀次郎氏

昭和十五年五月二十一日(於紀元二千六百年記念奉祝)
全國方面委員大會

京都市中京區
同 下京區
同 下京區
同 伏見區

日彰學區
成徳學區
梅逕學區
深草學區

森松之助氏
三上竹藏氏
榎様太郎氏
今邑幹令氏

(6) 優良方面 昭和十五年五月二十一日(於紀元二千六百年記念全國方面委員大會)

崇仁方面

代表者

北村倉藏氏

第二編 方面委員制度現況

第二編 方面委員制度現況

第一章 總 說

昭和十二年一月十五日より勅令を以て方面委員令が施行され、茲に多年の宿望であつた方面委員制度の法制化を見ると共に方面委員網が完成されるに至つた。次いで省令を以て方面委員銓衡委員會及方面事業委員會の組織に関する件、其他二、三の規定が施行されてゐる。

京都府に於ては右勅令、省令に基いて方面委員規程及方面委員執務規程を同日より實施され、京都府方面事業は一段と強化せられて進展を見るやうになつた。

第一節 方面事業關係法令

方面委員令附屬省令、京都府方面委員規程、方面委員執務規程、通牒は左の通りである。

1. 方面委員令 (昭和十一年十一月十三日 勅令第三百九十八號)

- 第一條 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共濟ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ從フモノトス
- 第二條 方面委員ハ方面毎ニ道府縣之ヲ設置スベシ
- 第三條 方面ハ北海道廳長官又ハ府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ市ニ在リテハ其ノ區域ヲ數方面ニ分チ町村ニ在リテハ其ノ區域ヲ以テ一方面トス、但シ地方ノ狀況ニ因リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 方面委員ノ定數ハ北海道廳長官又ハ府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ方面毎ニ之ヲ定ム

第五條 方面委員ハ北海道廳長官又ハ府縣知事方面委員銓衡委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ選任ス

方面委員銓衡委員會ハ道府縣之ヲ設置スベシ

方面委員銓衡委員會ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第六條 方面委員ノ職務左ノ如シ

一、擔任區域内ニ於ケル居住者ノ生活狀態ヲ調査スルコト

二、擔任區域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活狀態ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ圖ル爲必要ナル指導ヲ爲スコト

三、社會施設トノ聯絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ授クルコト

方面委員ハ其ノ職務ニ關シ關係市町村長ト聯絡ヲ保ツベシ

第七條 方面委員ハ名譽職トス

第八條 方面委員ノ任期ハ四年トス、但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解任スルコトヲ妨ゲ

ズ

第九條 方面委員ハ方面毎ニ方面委員會ヲ組織スベシ

北海道廳長官又ハ府縣知事必要アリト認ムルトキハ關係市町村長其ノ他適當ナル者ヲシテ方面委員會ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得

方面委員會ハ各方面委員ノ擔任區域ヲ定メ及其ノ職務ノ聯絡ヲ圖ル

關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員會ニ出席シ且意見ヲ述アルコトヲ得

第十條 道府縣ハ方面事業委員會ヲ設置スベシ

方面事業委員會ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ノ諮問ニ應ジ方面事業ノ聯絡統制其ノ他方面事業ニ關スル事項ヲ調査審議ス方面事業委員會ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第十一條 方面委員、方面委員銓衡委員會、方面委員會及方面事業委員會ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス
第十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ町村長ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
當分ノ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府縣ニ關スル規定ハ市ニ、府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス

2. 方面委員銓衡委員會及方面事業委員會ノ組織ニ關スル件

(昭和十一年十一月十四日
内務省令第四十四號)

第一條 方面委員令第五條ノ規定ニ依ル方面委員銓衡委員會ハ委員長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス

第二條 委員長及委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一、方面事業ニ關係アル官吏、待遇官吏又ハ吏員

二、學識經驗アル者

第三條 委員長及委員ハ名譽職トス

學識經驗アル者ノ中ヨリ委嘱セラレタル委員長及委員ノ任期ハ四年トス、但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解嘱スルコトヲ妨ゲズ

第四條 委員長ハ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 方面委員銓衡委員會ニ幹事及書記各若干人ヲ置キ官吏、待遇官吏又ハ吏員ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 方面委員令第十條ノ規定ニ依ル方面事業委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス

第二編 方面委員制度現況

第七條 會長ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一、方面事業ニ關係アル官吏、待遇官吏又ハ吏員

二、方面委員

三、學識經驗アル者

第八條 第三條乃至第五條ノ規定ハ方面委員會ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

方面委員令附則第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス

3. 方面委員規程

京都府方面委員規程

(京都府告示第九號 昭和十二年一月十四日)

第一章 方面委員

第一條 方面委員令第三條第二項ノ規定ニ依ル方面ハ京都市ニ在リテハ學區ノ區域トス

必要アル場合ニ於テハ二以上ノ方面ヲ以テ方面聯絡ヲ組織スルコトヲ得

第二條 方面委員ハ當該方面内ニ居住スル者ニシテ適當ナリト認ムル者ニ付知事之ヲ囑託ス

第三條 方面委員ノ定數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 方面又ハ方面聯合ニ方面事務所ヲ置ク

第五條 方面ニ方面常務委員一人ヲ置ク

方面常務委員ハ方面委員ノ互選ニ依リ知事之ヲ囑託ス

方面常務委員ハ方面委員ヲ代表シ事務ノ聯絡統一ヲ圖ル

第六條 方面又ハ方面聯合ニ相談役ヲ置クコトヲ得

相談役ハ方面事業功勞者、學識經驗アル者其ノ他適當ナリト認ムル者ニ付知事之ヲ囑託ス

相談役ハ方面委員會又ハ方面聯合會ノ諮問ニ應ズ

第二章 方面委員會

第七條 方面委員會ハ方面委員及關係市町村長ヲ以テ之ヲ組織ス

第八條 方面聯合ニ於テハ方面聯合會ヲ開クコトヲ得

前項ノ聯合會ハ當該方面委員及關係市町村長ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條 方面委員會ハ方面委員令第九條第三項ニ掲グル事項ノ外職務上必要ナル調査研究ヲ行ヒ又ハ方面委員ノ取扱事項ニ付協議、報告等ヲ爲スモノトス

第十條 方面委員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク、但シ方面聯合會ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十一條 方面委員會ハ方面常務委員之ヲ司會ス、但シ方面常務委員事故アルトキハ出席委員中ヨリ其ノ代理者ヲ互選ス

方面聯合會ノ司會者ハ關係方面常務委員中ヨリ之ヲ互選ス

第十二條 方面委員會又ハ方面聯合會ノ司會者ハ會議録ヲ作成シ會議終了後直ニ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第十三條 方面委員會及方面聯合會ニハ必要ニ應ジ方面事業關係者ヲ列席セシムルコトヲ得

第三章 方面委員銓衡委員會

第十四條 方面委員銓衡委員會ハ委員長及委員九人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ニ付知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一、警察部長

二、社會課長

三、職業課長

四、社會事業主事一人

第一章 總 說

第二編 方面委員制度現況

- 五、京都市助役一人
- 六、京都市方面事業後援團體役員中ヨリ一人
- 七、京都市町村長會長
- 八、京都市方面委員聯盟理事長
- 九、京都市共同組合聯合會長
- 第十五條 委員長ハ會議ノ議長ト爲リ其ノ議決ヲ知事ニ具申ス
- 第十六條 委員會ハ委員長及委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
- 第十七條 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス
- 第十八條 委員會ニ幹事一人書記二人ヲ置ク

第四章 方面事業委員會

第十九條 方面事業委員會ハ會長及委員三十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス
 第二十條 委員會ニ幹事一人書記二人ヲ置ク

附 則

本規程ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和七年京都市府告示第九百六十四號京都市府方面委員設置規程及昭和六年京都市府告示第五百三十號京都市府方面委員規程ハ之ヲ廢止ス

別 表

方面	方面委員ノ定數	方面	方面委員ノ定數	方面	方面委員ノ定數
京都市方面	七人	聚樂學區	四人	仁和學區	一人
待賢學區	七人	出水學區	二人	翔鸞學區	一人
春日學區	五人	中立學區	四人	嘉樂學區	五人
正親學區	六人	滋野學區	五人	衣笠學區	一人

第一章 總 說

乾陸學區	六人	本能學區	四人	醒泉學區	九人
成逸學區	七人	日彰學區	三人	淳風學區	九人
西陣學區	四人	明倫學區	三人	梅逕學區	七人
桃蘭學區	四人	立誠學區	六人	九條學區	二人
室町學區	二人	朱雀學區	四人	七條學區	一人
京極學區	七人	修德學區	五人	上鳥羽學區	一人
小川學區	七人	有隣學區	五人	吉祥院學區	三人
出雲路學區	五人	永松學區	四人	修道學區	九人
待鳳學區	三人	開智學區	五人	六原學區	九人
樂只學區	六人	豐團學區	五人	貞教學區	八人
上賀茂學區	九人	成德學區	四人	一橋學區	二人
大宮學區	四人	格致學區	四人	有濟學區	二人
鷹ヶ峰學區	五人	郁文學區	六人	栗田學區	一人
梅屋學區	五人	菊濱學區	五人	彌榮學區	六人
竹間學區	四人	雅松學區	五人	新道學區	八人
富有學區	三人	尚德學區	五人	安井學區	六人
教業學區	四人	皆山學區	九人	山階學區	二人
城巽學區	五人	陶化學區	三人	勤修學區	一人
龍池學區	四人	崇仁學區	二人	錦林學區	三人
初音學區	三人	大內學區	二人	新洞學區	八人
柳池學區	四人	安寧學區	七人	養正學區	二人
銅駝學區	四人	植柳學區	九人	北白川學區	七人
乾學區	四人			下鴨學區	一人

金谷村	三岳村	金山村	下川口村	上川口村	上豐富村	西中筋村	下六人部村	中六人部村	上六人部村	川合村	細見村	菟原村	天田郡	下和知村	上和知村	三ノ宮村	梅田村	檜山村	質美村	高原村	須知町	竹野村
四人	七人	五人	六人	八人	七人	五人	六人	三人	七人	四人	七人	六人	二人	七人	七人	七人	七人	七人	三人	七人	八人	三人
河西村	河守町	河守上村	加佐郡	奧上林村	中上林村	口上林村	山家田村	東八田村	西八田村	吉美郷村	志賀郷村	物部村	小畑村	佐賀村	以久田村	中筋部町	綾部町	何鹿郡	雲原村	下夜久野村	中夜久野村	上夜久野村
四人	五人	七人	四人	六人	四人	九人	九人	六人	五人	八人	六人	三人	六人	九人	五人	一人	二人	七人	五人	五人	六人	
岩屋内村	三河内村	加悦村	奥謝村	桑飼村	石川村	吉津村	上宮津村	栗田村	宮津町	奥郡	西大浦村	東大浦村	朝來村	神崎村	由良村	八雲村	岡田村	岡田村	岡田村	有路下村	有路上村	河東村
四人	五人	八人	四人	六人	七人	二人	四人	一人	二人	九人	八人	七人	四人	四人	七人	六人	七人	八人	四人	五人	六人	

五箇村	吉原村	峰山町	中郡	日野村	野間村	備前川村	本庄村	朝妻村	伊根村	伊根村	雙老村	世屋村	日置村	府中村	岩瀧町	山田村	市場村
六人	五人	八人	三人	四人	五人	六人	四人	五人	八人	七人	三人	八人	七人	四人	五人		
豐榮村	彌榮村	島津村	郷津村	木津村	濱詰村	竹野郡	丹波村	新山村	河邊村	周枳村	五十河村	三重村	常吉村	奥野村	口大野村	長善村	
六人	二人	七人	六人	五人	三人	五人	四人	三人	三人	五人	四人	三人	三人	三人	三人	三人	
湊野村	神野村	田野村	下佐濃村	上佐濃村	海部村	川上村	久美谷村	久美谷町	籠野郡	網野町	下字川村	上字川村	竹野村	間野町			
四人	四人	六人	八人	五人	五人	八人	六人	七人	一人	七人	四人	四人	七人				

4. 方面委員執務規程

京都府方面委員執務規程 (京都府告示第十號 (昭和十二年一月十四日))

第一條 方面委員ハ方面委員令第一條ノ規定ニ依リ方面委員精神ノ昂揚ニ努ムベシ